



鳥取市中心市街地活性化基本計画

～集い、つながる、とっとりのまち 山陰東部の都市核づくり～

平成30年4月

(平成30年3月23日認定)

第1回変更認定<<平成31年3月26日>>

第2回変更認定<<令和元年9月3日>>

第3回変更認定<<令和2年7月30日>>

第4回変更認定<<令和2年11月27日>>

第5回変更認定<<令和3年3月12日>>

第6回変更認定<<令和3年8月6日>>

第7回変更認定<<令和4年3月8日>>

第8回変更認定<<令和4年8月24日>>



鳥取市

はじめに



鳥取市は平成30年4月1日に中核市へ移行し、同時に山陰東部圏域全体の発展に向け連携中枢都市圏を形成しました。本市はその圏域における中心市として、経済や交流など様々な分野で圏域のリード役としての役割が求められています。

このような中、本市の中心市街地は山陰東部圏域の主要な交通結節点である鳥取駅が位置することで、その重要性が高まっています。また歴史や文化、伝統が育まれ、長い年月をかけて投資が集積されてきた本市の中心拠点であり、人口減少社会においても本市の持続的発展を図るため、今後も中心市街地活性化に向けた取り組みを進める必要があります。

このたび、平成25年3月に策定した「第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画」の計画期間が終了することから、今後5年間の中心市街地活性化への取り組みを進めるため、新たな「鳥取市中心市街地活性化基本計画」（以下「本計画」）を策定し、国の認定をいただきました。

本計画では、広域から様々な人々が集うことで、地域や世代がつながり、賑わいや活力、交流のある、山陰東部の都市核としての中心市街地を目指すこととしています。その目標として「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」を掲げ、また地区別の方向性として、鳥取城跡周辺を「歴史・文化等を有する観光交流と、豊かな居住の舞台」、鳥取駅周辺地区を「山陰東部圏域の中心市の核として、駅を中心にさまざまな機能が集積する舞台」と位置付けています。

本計画の策定にあたっては、民間等で構成する検討委員会を設置するとともに、鳥取市中心市街地活性化協議会をはじめ、鳥取商工会議所、各商店街、地元自治会からの意見聴取、さらには市民アンケート、パブリックコメントの実施等、幅広い意見の集約に努めました。多大なるご尽力をいただいた多くの方々に対し、心から深く感謝を申し上げます。

今後も、民間と行政が連携して、魅力と賑わいのある中心市街地を目指すとともに、本市、さらには山陰東部圏域全体の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年4月

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市中心市街地活性化基本計画

～目 次～

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 地域の概況	1
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	4
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	25
[4] これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証	33
[5] 中心市街地活性化の課題	45
[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	48

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置	50
[2] 区域	51
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	53

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標	61
[2] 計画期間の考え方	61
[3] 目標達成に向けた取り組み	62
[4] 目標指標の設定の考え方	66
[5] フォローアップの時期及び方法	78

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性	79
[2] 具体的事業の内容	80

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性	83
[2] 具体的事業の内容	84

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	87
[2] 具体的事業の内容	88
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
[1] 経済活力向上の必要性	91
[2] 具体的事業の内容	92
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	105
[2] 具体的事業の内容	106
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
[1] 市町村の推進体制の整備等	109
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	115
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	125
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	127
[2] 都市計画手法の活用	128
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	128
[4] 都市機能の集積のための事業等	131
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	132
[2] 都市計画等との調和	133
[3] その他の事項	134
12. 認定基準に適合していることの説明	135

- 基本計画の名称：鳥取市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：鳥取県鳥取市
- 計画期間：平成30年4月～令和5年3月

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 地域の概況

(1) 鳥取市の概況

日本最大の砂丘である鳥取砂丘を有する鳥取市は、鳥取県の北東部に位置する人口約19万人の県都で、北は日本海に面し、東は岩美町及び一部兵庫県、西は三朝町及び湯梨浜町、南は八頭町、智頭町及び一部岡山県に接している。江戸時代に鳥取藩池田家32万石の城下町が造営されて以降、因幡地域における政治、経済、文化の中心として発展してきた。

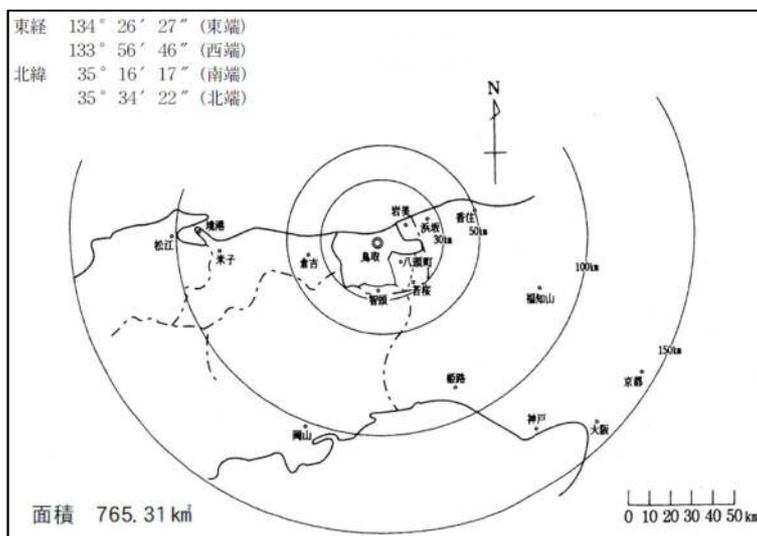
市のほぼ中央部には中国山地を源とする千代川が北流し、また河口付近には千代川の土砂と日本海からの風・波という自然環境のもとに形成された鳥取砂丘や、日本最大の池である湖山池、温泉などがあり、独特で豊かな自然環境に恵まれている。気候は、日本海型気候であり、冬季は積雪が見られるなど年間を通じて降水量が多いが、四季のうつろいが実感できる比較的温暖な気候である。こうした環境の中で生まれた、二十世紀梨、らっきょう、松葉がになどは全国的に有名な鳥取を代表する特産品である。

千代川流域から始まった市街地は、概ね半径5km円程の広がり、その中に空港、大学などが立地し、比較的都市機能のまとまった市街地が形成されている。

産業面では、地域産業の振興や企業誘致に積極的に取り組んでおり、第二次産業の割合が全国的にみても高く、一部企業の撤退等はあるものの電子部品・デバイス、電気機械を中心とした製造業が盛んである。また、市内には鳥取大学と公立鳥取環境大学があり、まちづくり、商業、環境等の各種事業において、市と連携して取り組んでいる。

平成16年11月1日には鳥取県東部の6町2村との市町村合併により、山陰地方で初の20万人都市となり、平成17年10月1日には特例市となった。さらには、平成30年4月1日の中核市への移行が決定し、現在、その準備を進めている。

図1-1 鳥取市の位置図



(2) 中心市街地の概況

○まちの成り立ち

本市の中心市街地は、16世紀、千代川右岸の湿地帯に面した久松山に鳥取城が築城された後、池田光政が袋川を開削して湿地帯を乾燥化、城下町が造営されて、現在の原型が形成された。以降、袋川以南の城下町周辺の人口も次第に増加し、村に属する領域にもまちなみが形成されていった。

明治維新後は、明治40年の皇太子の行啓、明治41年の山陰本線鳥取駅開業を経て、都市基盤の整備が進められた。また、明治29年に歩兵四十連隊、大正10年に高等農業学校（現・鳥取大学）等の誘致が地道に進められた後、昭和5年の都市計画区域の決定以降は、道路計画の策定、上下水道の整備など、近代都市としての基盤整備が戦前まで積極的に進められた。

戦時中の昭和18年に鳥取大震災が起これ、建物の大半が損壊した。戦後の昭和27年には鳥取大火により市街地の大部分が消失し、その復興に177.2haの土地区画整理事業が施行された。また、被災せず事業区域から外れた駅周辺においても、昭和40年代に入って土地区画整理事業が施行され、昭和55年には鳥取駅高架事業も完成した。こうして、本市の中心市街地は、比較的早い段階で、基本的な都市基盤が整備された。

○まちの都市構造

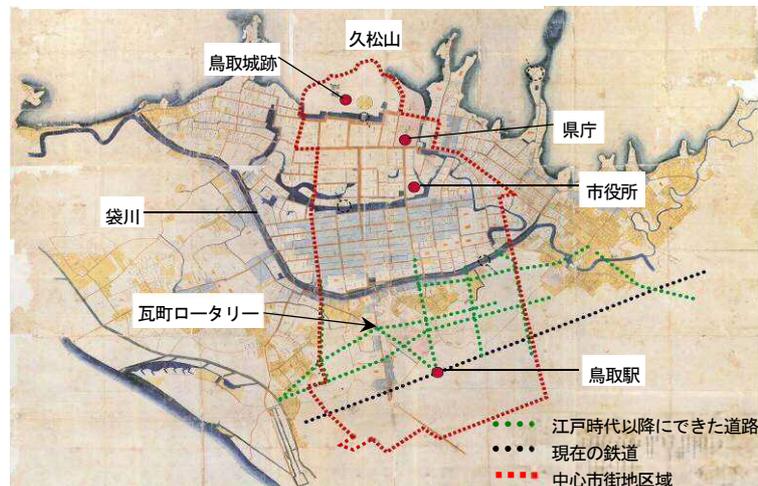
城下町鳥取は、久松山や袋川、千代川などの地理的条件のもとで形成されたものであり、市街地の複数の街路からは、ランドマークである久松山を仰ぎ見ることができる、山を眺望し借景とする景観が継承されている。久松山（鳥取城）を基点として放射状に伸び、多くの人々が行き交う街道は、現在もまちの軸としての機能を有している。

また、鳥取駅開業に伴い、近代に形成された鳥取駅周辺地区は、外部からの人やものが行き交う要衝として発展してきた。

このように鳥取駅周辺地区と鳥取城跡周辺地区がまちの二つの核であり、上方往来として特色ある智頭街道と駅からの目抜き通りである若桜街道がまちの二つの軸である、「二核二軸の都市構造」が本市中心市街地の都市構造上の特徴である。

そのほか、城下町の内外を分ける外堀の袋川や、町割などの城下町に特有の骨格が見られる。

図1-2 鳥取城下図と現在の道路、鉄道



資料：『鳥取城下全図』（1859年）鳥取県立博物館
所蔵／『鳥取NOW』2004年、64号

(3) 中心市街地の歴史・文化資源や社会資本等既存ストックの状況と有効活用

○歴史的・文化的資源、景観資源

- ・震災と大火で古い建築物の多くは失われたが、城下町の骨格と古い町名は受け継がれており、袋川以北の旧城下町地域は江戸時代の古地図を片手に歩けるほどである。
- ・仁風閣、高砂屋、五臓圓ビルなどいくつかの古い建築物が現存し、歴史・文化資源として市民に活用されている。
- ・全国初の防火建築帯の指定を受けて整備された建築群は、老朽化が進んでいるものの、現在でも若桜街道のまちなみを形成している。
- ・まちの中心を流れる袋川は、一部親水護岸が整備されており、久松山とともに中心市街地の緑の拠点となっている。
- ・中国地方屈指の多目的文化施設であるとりぎん文化会館や、童謡・唱歌とおもちゃの博物館であるわらべ館、山陰に伝わる古い民藝品をはじめ、日本全国や中国、ヨーロッパなどから収集された民藝品が多数展示されている鳥取民藝美術館は、県内、近県から多くの人々が訪れている。
- ・近年、祭りの復活や市（いち）の開催など、中心市街地での催しが頻繁に開催されている。毎年8月には、若桜街道を中心に鳥取しゃんしゃん祭が開催されており、約35万人の人出がある。

○社会資本、産業資本

- ・大火による土地区画整理事業に始まり、道路整備、鳥取駅及び周辺の連続立体交差化事業など、中心市街地の基盤整備は昭和50年代に大部分が完了している。
- ・鳥取大学、市立病院等一部の公共施設の郊外移転や、大型商業施設の撤退などが見られたが、とりぎん文化会館、わらべ館等の文化施設や大型空き店舗を活用した市役所駅南庁舎など公共施設が整備された。

[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 中心市街地の現状分析

I. 人口、歩行者・自転車通行量

- 中心市街地の人口は横ばい傾向、世帯数は微増傾向にある。
- 中心市街地では市全域よりも少子高齢化が進んでおり、特に袋川以北で高齢化率が高い値となっている。
- 中心市街地の歩行者・自転車通行量は、一時は増加傾向に転じたものの、それ以降は減少傾向にある。

① 人口動態

- ・ 中心市街地の人口※は、平成 29 年 3 月末で 12,347 人と平成 15 年から横ばい傾向である。また、対鳥取市シェアは平成 29 年 3 月末で 6.5%と一定の水準を維持している。
- ・ 世帯数は、平成 15 年以降年々増加傾向であり、平成 29 年 3 月末では 6,069 世帯(1 世帯あたり約 2.0 人)となっている。
- ・ 年少人口の割合は横ばい傾向であるが、平成 29 年 3 月末現在で市全域よりも低い 11.7%となっている。
- ・ 老年人口の割合(高齢化率)は平成 25 年以降上昇し、平成 29 年 3 月末現在で市全域よりも高い 30.0%となっている。
- ・ 中心市街地の中でも、袋川以南では人口が平成 29 年 3 月末で 7,388 人と平成 15 年(6,584 人)と比較して 12.2%増加しているのに対し、袋川以北では 4,959 人と 13.8%減少している。また、老年人口の割合は、平成 29 年 3 月末現在で袋川以南が 26.7%に対し、袋川以北が 34.8%と高くなっている。

※中心市街地の人口：中心市街地区域 210ha にかかる 57 町丁目

図 1-3 中心市街地の人口、高齢化率等の推移

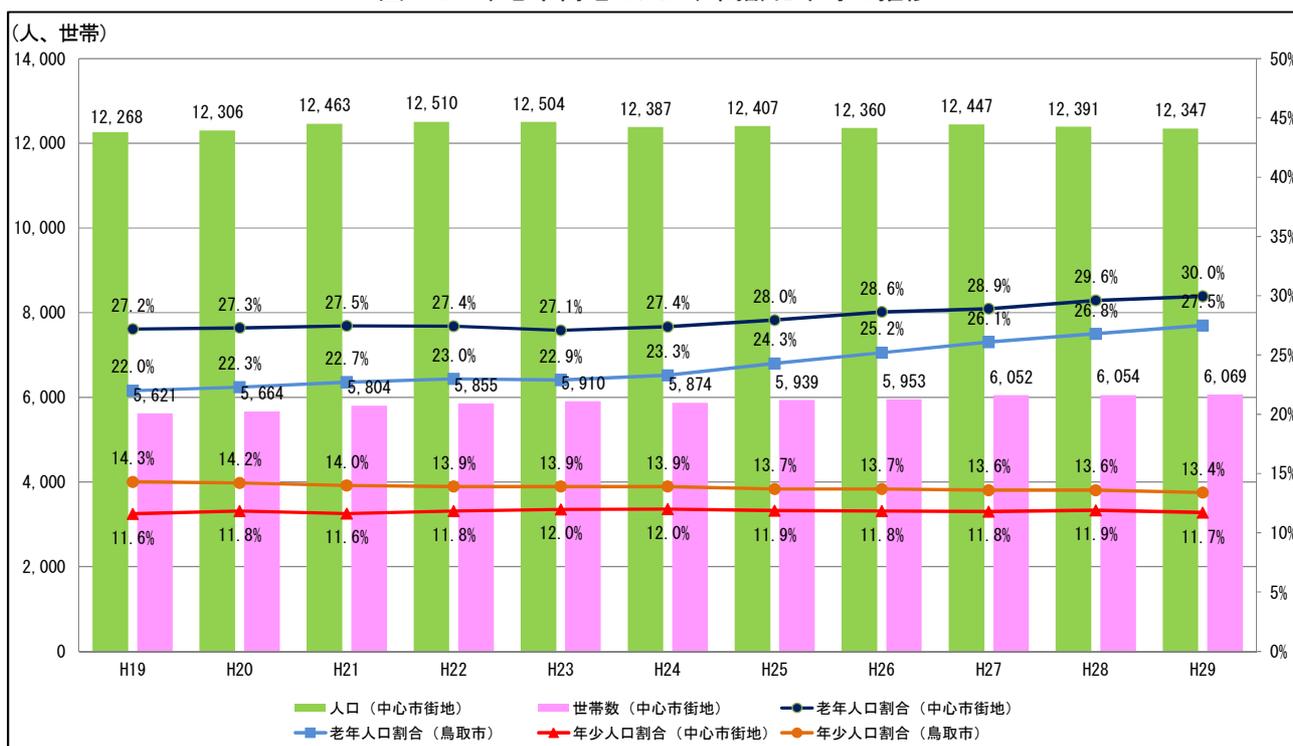


表 1-1 中心市街地の人口、世帯数等の推移

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人口	中心市街地	12,334	12,363	12,225	12,163	12,268	12,306	12,463	12,510	12,504	12,387	12,407	12,360	12,447	12,391	12,347
	袋川以南	6,584	6,678	6,690	6,726	6,866	6,934	7,126	7,258	7,613	7,294	7,335	7,303	7,404	7,385	7,388
	袋川以北	5,750	5,685	5,535	5,437	5,402	5,372	5,337	5,252	5,191	5,093	5,072	5,057	5,043	5,006	4,959
	旧鳥取市	148,874	149,375	149,606	149,280	149,311	148,901	148,541	148,479	148,294	147,850	148,098	147,788	147,612	147,590	147,397
	中心市街地シェア	8.3%	8.3%	8.2%	8.1%	8.2%	8.3%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%	8.4%
	鳥取市	-	-	199,263	198,480	197,927	197,054	196,110	195,568	194,871	193,774	193,582	192,660	191,772	191,152	190,139
世帯数	中心市街地	5,441	5,506	5,525	5,559	5,621	5,664	5,804	5,855	5,910	5,874	5,939	5,953	6,052	6,054	6,069
	1世帯当たりの人数	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0
	袋川以南	3,027	3,097	3,146	3,203	3,280	3,299	3,428	3,516	3,578	3,573	3,656	3,683	3,764	3,759	3,772
	袋川以北	2,414	2,409	2,379	2,356	2,341	2,365	2,376	2,339	2,332	2,301	2,283	2,270	2,288	2,295	2,297
	鳥取市	-	-	72,060	72,752	73,742	74,249	74,759	75,496	75,996	76,225	77,085	77,578	78,099	78,677	79,121
年少人口割合 (15歳未満)	中心市街地	11.6%	11.7%	11.5%	11.2%	11.6%	11.8%	11.6%	11.8%	12.0%	12.0%	11.9%	11.8%	11.8%	11.9%	11.7%
	袋川以南	11.1%	10.8%	10.7%	10.4%	11.1%	11.6%	11.5%	11.8%	12.0%	12.1%	11.8%	11.5%	11.4%	11.6%	11.6%
	袋川以北	12.2%	12.8%	12.4%	12.1%	12.3%	12.2%	11.8%	12.0%	12.2%	11.9%	12.0%	12.4%	12.4%	12.3%	11.9%
	鳥取市	-	-	14.7%	14.4%	14.3%	14.2%	14.0%	13.9%	13.9%	13.9%	13.7%	13.7%	13.6%	13.6%	13.4%
老年人口割合 (65歳以上)	中心市街地	27.1%	27.0%	27.2%	27.5%	27.2%	27.3%	27.5%	27.4%	27.1%	27.4%	28.0%	28.6%	28.9%	29.6%	30.0%
	袋川以南	24.5%	24.2%	24.1%	24.2%	23.8%	23.7%	23.7%	23.5%	23.2%	23.6%	24.1%	25.2%	25.6%	26.4%	26.7%
	袋川以北	30.1%	30.4%	31.0%	31.5%	31.5%	31.9%	32.5%	32.8%	32.5%	32.8%	33.6%	33.6%	33.7%	34.3%	34.8%
	鳥取市	-	-	21.0%	21.4%	22.0%	22.3%	22.7%	23.0%	22.9%	23.3%	24.3%	25.2%	26.1%	26.8%	27.5%

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 歩行者・自転車通行量

- ・中心市街地の29地点における歩行者・自転車通行量は、全体的にみると減少傾向にあるが、平成25年度以降は増加傾向となっている。
- ・29地点は休日に比べて平日の通行量の方が多い。
- ・主要6地点を地点別に見ると、平日、休日ともにパレット（本通り）が増加傾向にあるが、その他の地点は減少傾向となっている。

図 1-4 中心市街地 29 地点及び主要 6 地点における歩行者・自転車通行量の推移（平日・休日）

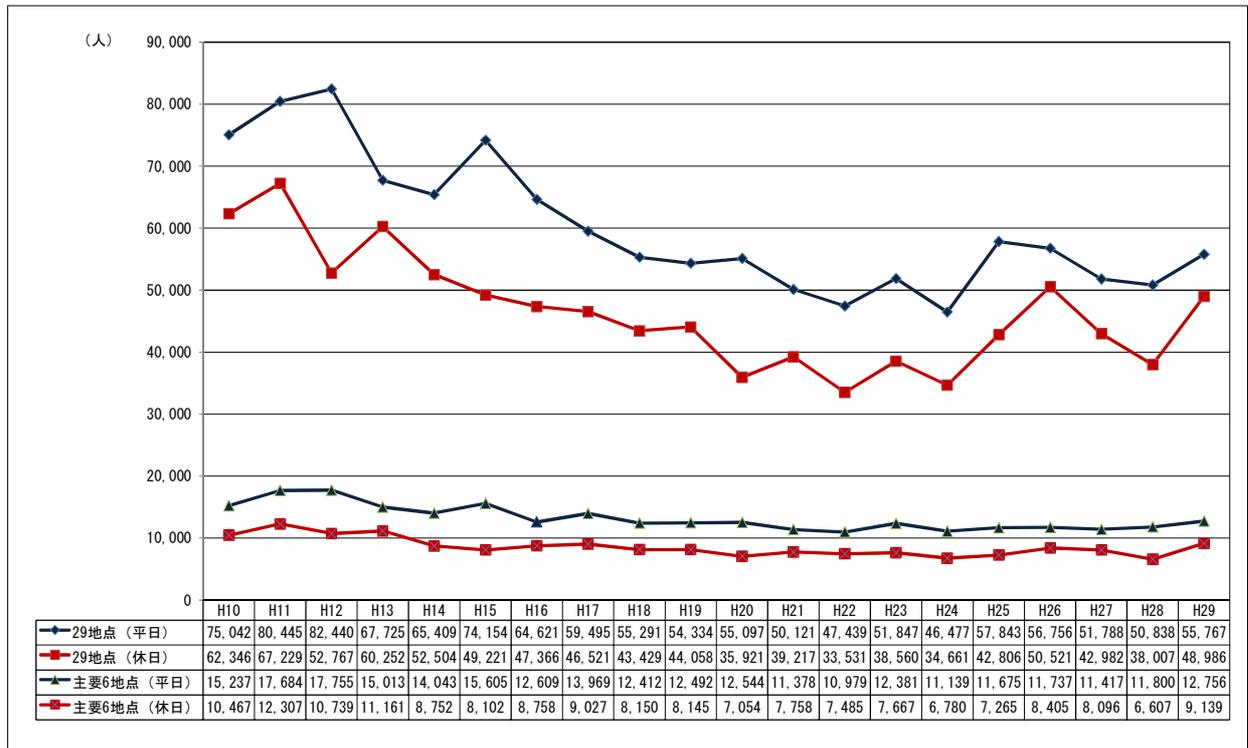


図 1-5 中心市街地主要 6 地点における歩行者・自転車通行量の推移（平日・休日）

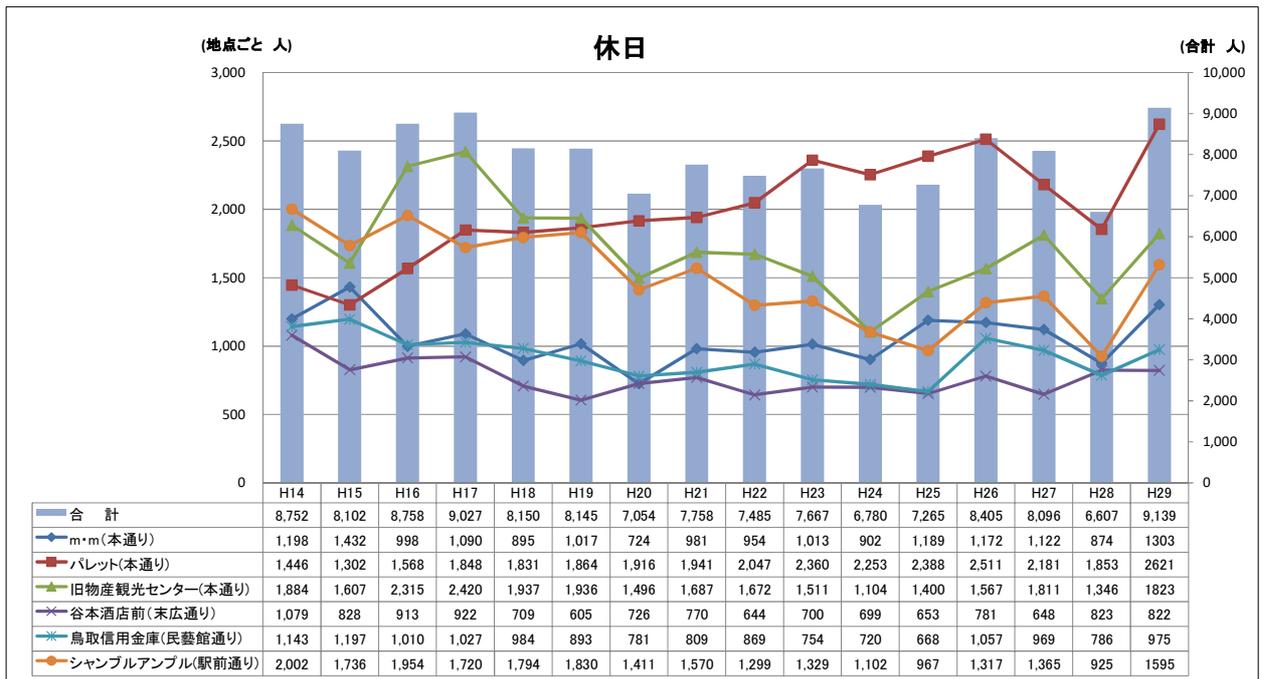
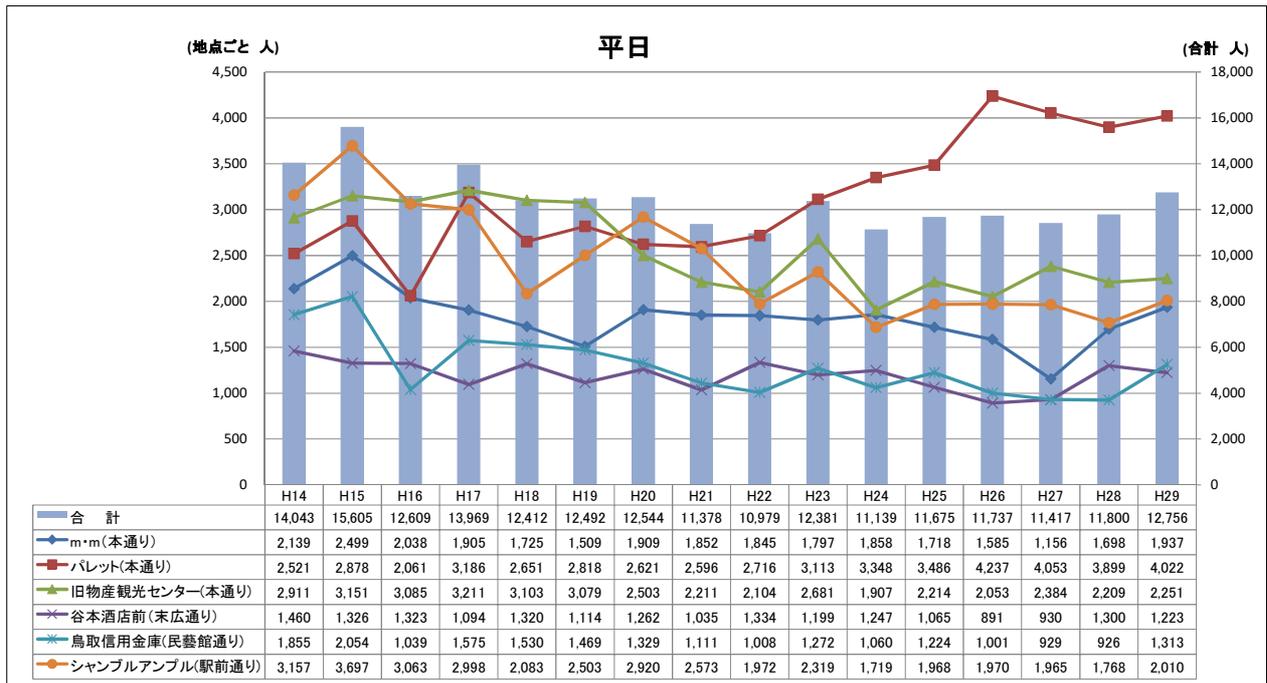
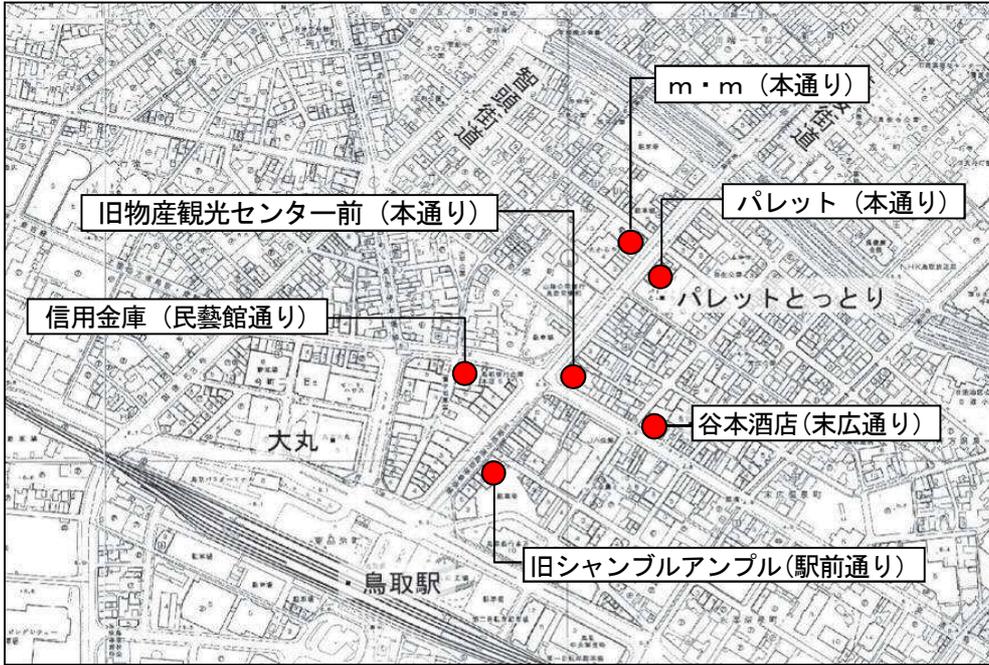


図 1-6 歩行者・自転車通行量の調査箇所（主要 6 地点）



資料：鳥取商店街連合会「通行量調査結果報告書」より作成
※平成 24 年までは、平日：7 月または 8 月の木曜日、休日：8 月の日曜日
平成 25 年以降は、平日：10 月または 11 月の木曜日、休日：10 月または 11 月の日曜日

Ⅱ. 経済活動

① 商業

- 中心市街地の事業所数や商店数、年間販売額、鳥取市に占める割合等、全体的に減少が続いている。
- 空き店舗数は増減があるものの高止まりしている。

A. 事業所

- ・ 鳥取市の事業所数は平成 3 年、従業員数は平成 8 年をピークに減少傾向となっている。中心市街地においては、事業所数、従業員数が年々減少しており、平成 26 年の鳥取市に対するシェアは事業所数 26.0%、従業員数 23.4%となっている。
- ・ 産業分類別に見ると、中心市街地には「卸売・小売業、飲食店」、「金融・保険業」、「不動産業」、「サービス業」、「公務」の事業所、従業員の数が多い。また、鳥取市シェアでは、「金融・保険業」、「公務」の事業所数、従業員数の割合が特に高くなっている。

表 1-2 産業分類別事業所数と対市シェア

	H3			H8			H13			H18			H21			H26		
	鳥取市	中心市街地	割合	鳥取市	中心市街地	割合												
農林漁業	46	7	15.2%	37	7	18.9%	41	3	7.3%	38	3	7.9%	68	3	4.4%	88	3	3.4%
鉱業	10	0	0.0%	8	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%
建設業	1,054	106	10.1%	1,122	108	9.6%	1,048	109	10.4%	906	78	8.6%	912	67	7.3%	773	54	7.0%
製造業	1,108	135	12.2%	986	100	10.1%	738	71	9.6%	617	52	8.4%	619	47	7.6%	580	47	8.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	17	1	5.9%	14	1	7.1%	16	1	6.3%	13	1	7.7%	16	2	12.5%	16	3	18.8%
運輸・通信業	255	50	19.6%	259	47	18.1%	267	55	20.6%	229	60	26.2%	281	57	20.3%	260	53	20.4%
卸売・小売業、飲食店	4,904	2,055	41.9%	4,712	1,914	40.6%	4,395	1,753	39.9%	4,018	1,530	38.1%	3,929	1,350	34.4%	3,600	1,226	34.1%
金融・保険業	237	138	58.2%	248	142	57.3%	241	134	55.6%	220	119	54.1%	237	129	54.4%	225	120	53.3%
不動産業	391	106	27.1%	403	105	26.1%	431	96	22.3%	520	137	26.3%	676	191	28.3%	596	168	28.2%
サービス業	3,340	1,056	31.6%	3,473	1,031	29.7%	3,514	1,024	29.1%	3,336	846	25.4%	3,361	829	24.7%	3,400	792	23.3%
公務（他に分類されないもの）	124	36	29.0%	129	37	28.7%	136	42	30.9%	127	46	36.2%	125	49	39.2%	121	45	37.2%
総数（全産業）	11,486	3,690	32.1%	11,391	3,492	30.7%	10,830	3,288	30.4%	10,027	2,872	28.6%	10,228	2,724	26.6%	9,660	2,511	26.0%

表 1-3 産業分類別従業員数と対市シェア

(単位：人)

	H3			H8			H13			H18			H21			H26		
	鳥取市	中心市街地	割合	鳥取市	中心市街地	割合	鳥取市	中心市街地	割合	鳥取市	中心市街地	割合	鳥取市	中心市街地	割合	鳥取市	中心市街地	割合
農林漁業	313	68	21.7%	387	77	19.9%	398	25	6.3%	336	27	8.0%	892	30	3.4%	852	33	3.9%
鉱業	60	0	0.0%	41	0	0.0%	9	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%	3	0	0.0%
建設業	8,272	909	11.0%	9,989	845	8.5%	9,616	861	9.0%	7,524	462	6.1%	6,993	398	5.7%	5,989	311	5.2%
製造業	25,227	1,994	7.9%	23,209	1,468	6.3%	18,932	1,372	7.2%	17,112	1,543	9.0%	14,442	745	5.2%	12,142	399	3.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	606	38	6.3%	513	40	7.8%	610	27	4.4%	480	23	4.8%	467	29	6.2%	473	22	4.7%
運輸・通信業	4,937	1,498	30.3%	5,091	1,506	29.6%	4,418	1,145	25.9%	4,422	1,200	27.1%	5,136	1,541	30.0%	5,011	1,546	30.9%
卸売・小売業、飲食店	24,729	9,666	39.1%	27,298	9,822	36.0%	27,136	8,416	31.0%	26,634	8,007	30.1%	27,733	7,352	26.5%	25,072	6,485	25.9%
金融・保険業	3,681	2,692	73.1%	4,421	3,453	78.1%	3,489	2,622	75.2%	2,949	2,199	74.6%	3,305	2,516	76.1%	2,898	2,192	75.6%
不動産業	936	435	46.5%	1,044	479	45.9%	955	302	31.6%	1,091	386	35.4%	2,025	634	31.3%	1,794	514	28.7%
サービス業	23,774	8,618	36.2%	27,467	8,712	31.7%	28,890	8,567	29.7%	30,488	7,280	23.9%	33,068	8,486	25.7%	34,710	6,780	19.5%
公務（他に分類されないもの）	4,352	2,970	68.2%	4,680	3,112	66.5%	4,799	3,349	69.8%	4,936	3,474	70.4%	5,051	3,655	72.4%	5,000	3,683	73.7%
総数（全産業）	96,887	28,888	29.8%	104,140	29,514	28.3%	99,252	26,686	26.9%	95,987	24,601	25.6%	99,127	25,386	25.6%	93,944	21,965	23.4%

図 1-7 事業所数の推移

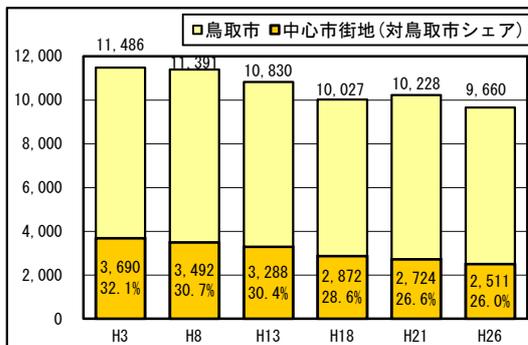
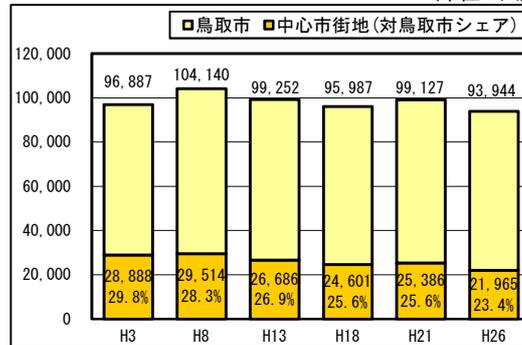


図 1-8 従業員数の推移 (単位：人)



資料：平成 18 年までは、事業所・企業統計調査、平成 21 年以降は経済センサス基礎調査

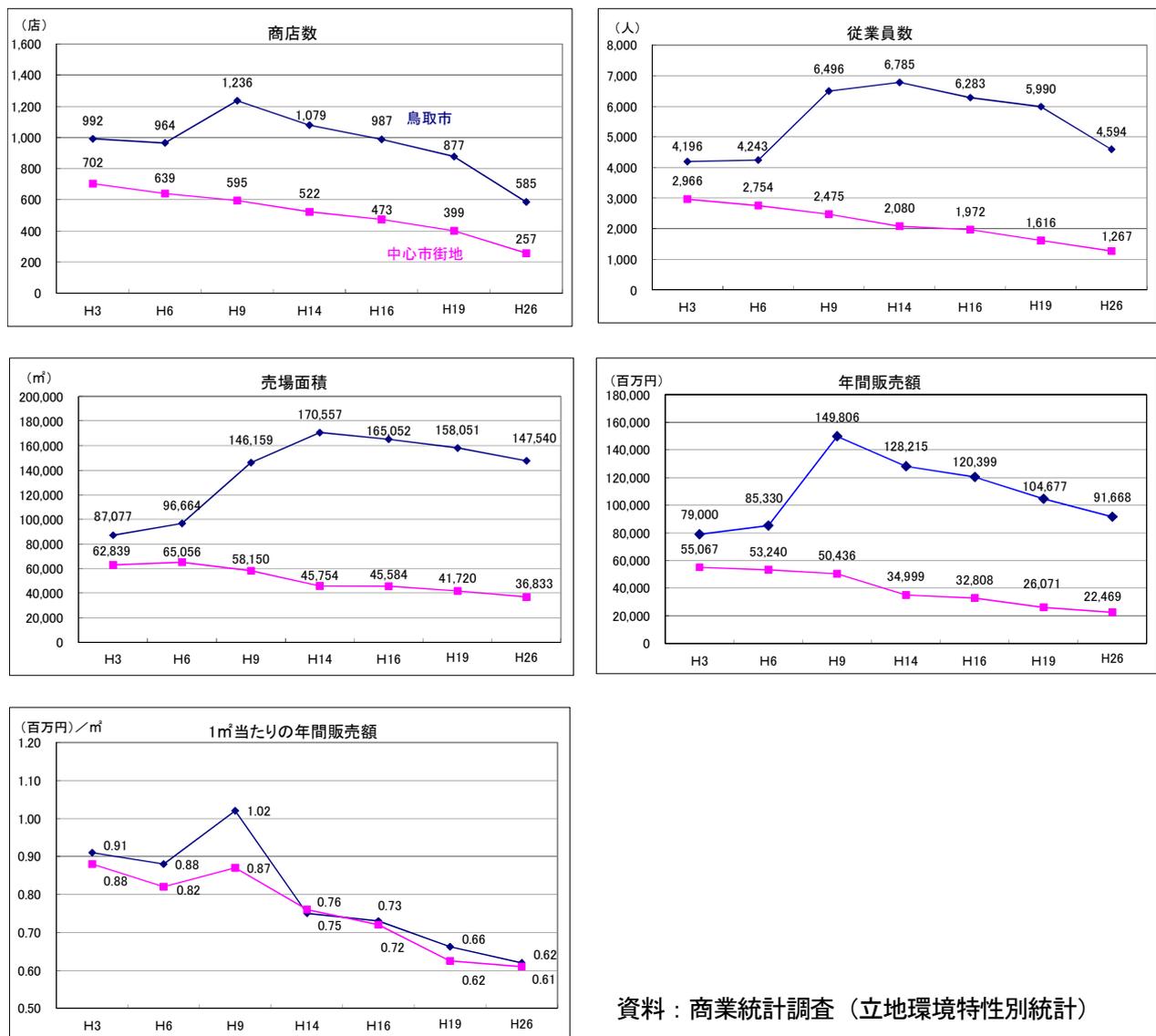
* 事業所・企業統計調査と経済センサス基礎調査は、集計方法が異なるため、単純比較できない。

B. 小売業（商業集積地区※）

- ・市内の商業集積地区の小売業は、大型小売店舗の郊外での出店ラッシュの影響により、商店数、従業員数、売場面積、年間販売額等のすべての項目において、平成9年に大幅に上昇したが、商店数と年間販売額は平成14年から、売場面積と従業員数は平成16年から減少が続いている。
- ・中心市街地では、商店数、従業員数、売場面積、年間販売額等のすべての項目において減少が続いている。
- ・平成26年における市全体の年間販売額は中心市街地の4倍以上になるが、1㎡当たりで見ると約62万円/㎡で、中心市街地とほとんど変わらない。

※商業集積地区＝小売店が近接して30店舗以上あるひとまとまりの商店街等で、ショッピングセンター等も含む。また、ショッピングセンターのテナント等も1店舗とする。

図1-9 小売業（商店街）の推移

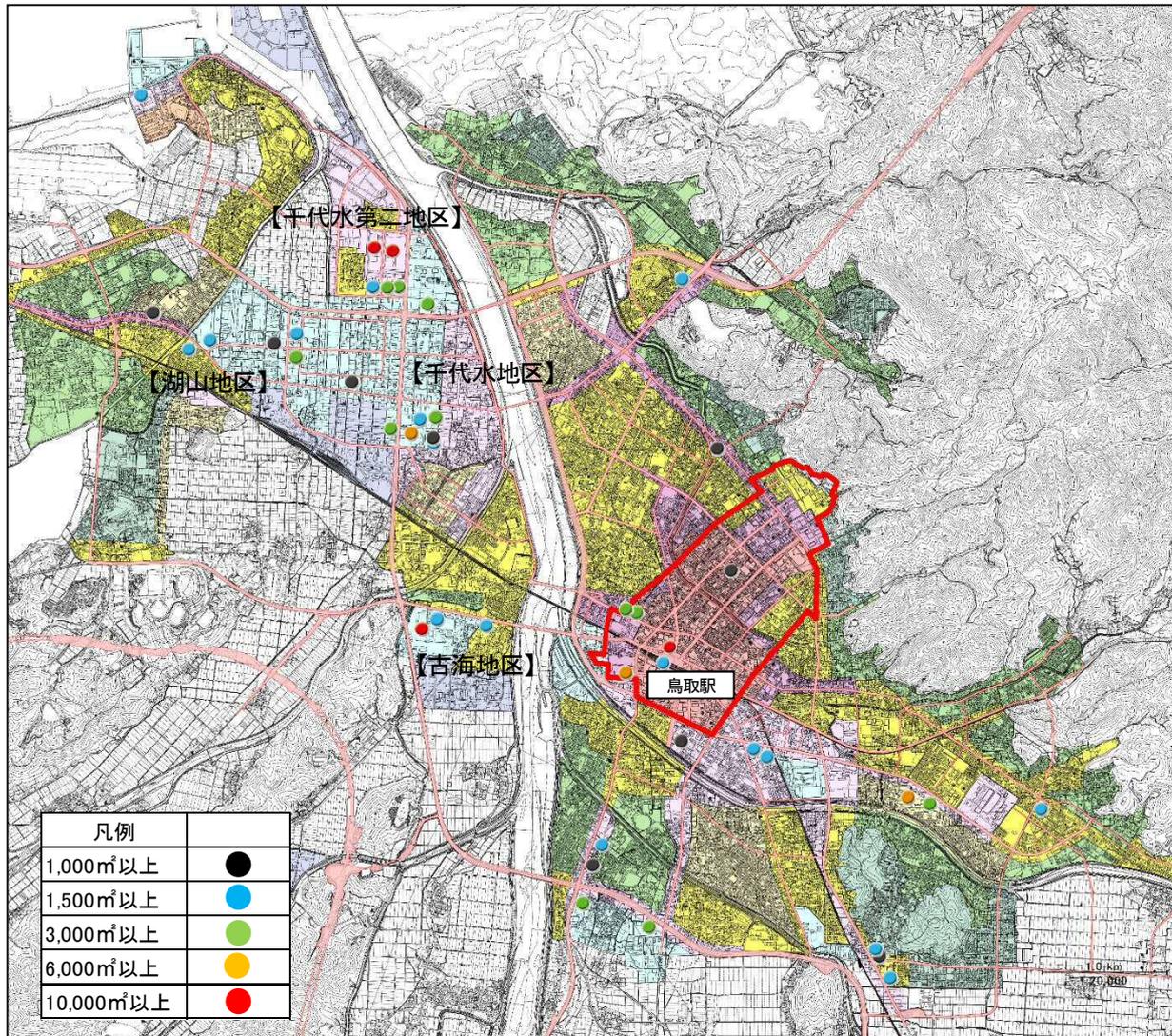


資料：商業統計調査（立地環境特性格別統計）

C. 大型小売店舗

- ・大型小売店舗は、昭和40～50年代に中心市街地への出店が続いたが、平成に入り閉店が相次いだ。平成以降は郊外への進出が続き、その多くは、湖山地区、千代水地区、国道沿いに分布している。

図1-10 大規模小売店舗の分布（1,000㎡以上）

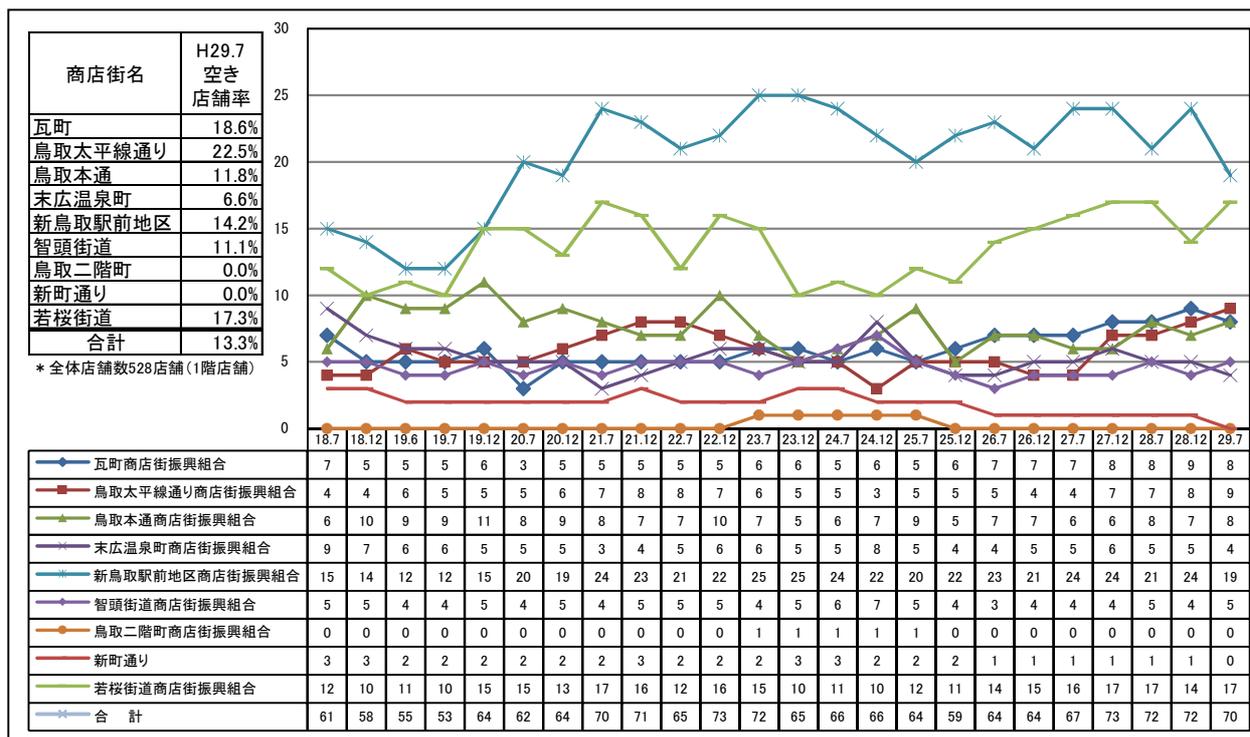


資料：鳥取市

D. 空き店舗

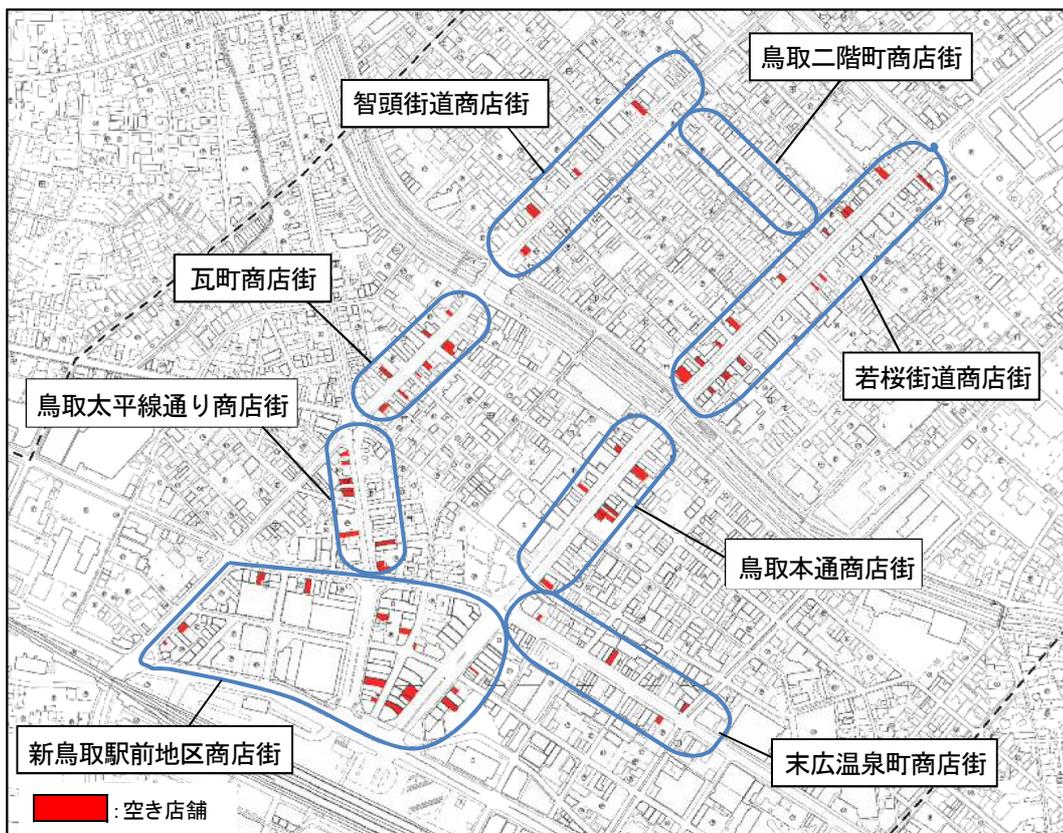
- ・中心市街地の主要9商店街の空き店舗数は、平成22年12月の73店舗をピークに各種の取り組みにより、平成25年12月には59店舗まで減少したが、その後は増加し高止まりしている。
- ・平成29年7月時点の空き店舗率は全体で13.3%となっている。個別では末広温泉町、鳥取二階町、新町通り（注）を除く商店街で10%以上の高い比率になっており、最も高い鳥取太平線通りでは22.5%となっている。

図 1-11 商店街別空き店舗の推移



資料：鳥取市中心市街地活性化協議会 注：新町通商店街は、振興組合が解散（平成 20 年度）

図 1-12 商店街と空き店舗の分布（平成 29 年 7 月現在）



資料：鳥取市中心市街地活性化協議会

※空き店舗は上記商店街振興組合及び商店会区内の 1 階店舗をカウントした。（非組合員店舗含む）

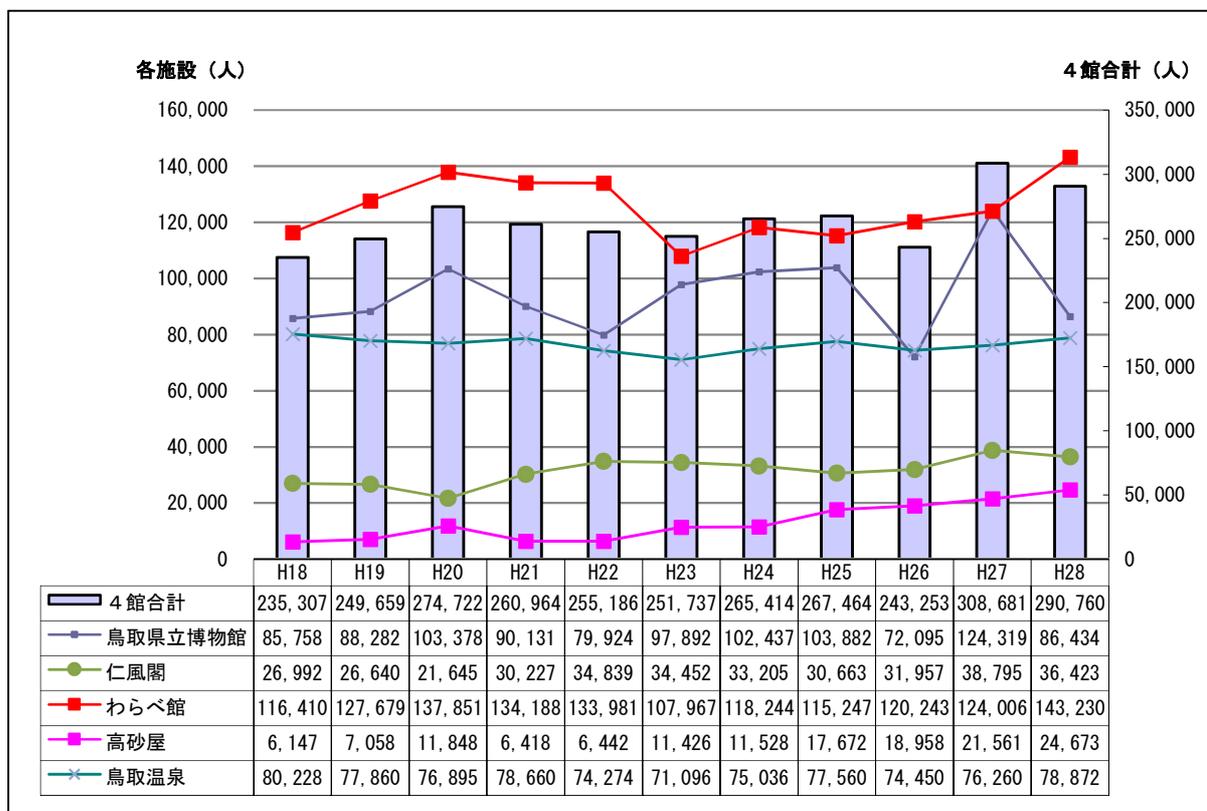
※空き店舗は、民家・空き地を含んでいない。

※かつて商売をしていて閉店している状態のものをすべて空き店舗としてカウントした。また、賃貸の意向のない店舗もカウントしている。

② 観光

- 中心市街地の主な文化施設等への年間入込み客数は、4館（鳥取県立博物館・仁風閣・わらべ館・高砂屋）合計では平成18年の235,307人以降、増減を繰り返しながら平成27年には308,681人、平成28年は290,760人となっている。
- 中心市街地の文化施設等の中で、最も年間入込み客数が多いのはわらべ館である。平成24年以降は増加傾向で、平成28年は143,230人となっている。
- 鳥取温泉の年間入込み客数は、平成18年に8万人を超えたが、平成23年には71,096人にまで減少した。その後は、増加傾向となっており、平成28年は78,872人となっている。

図1-13 中心市街地の主な文化施設等の年間入込み客数



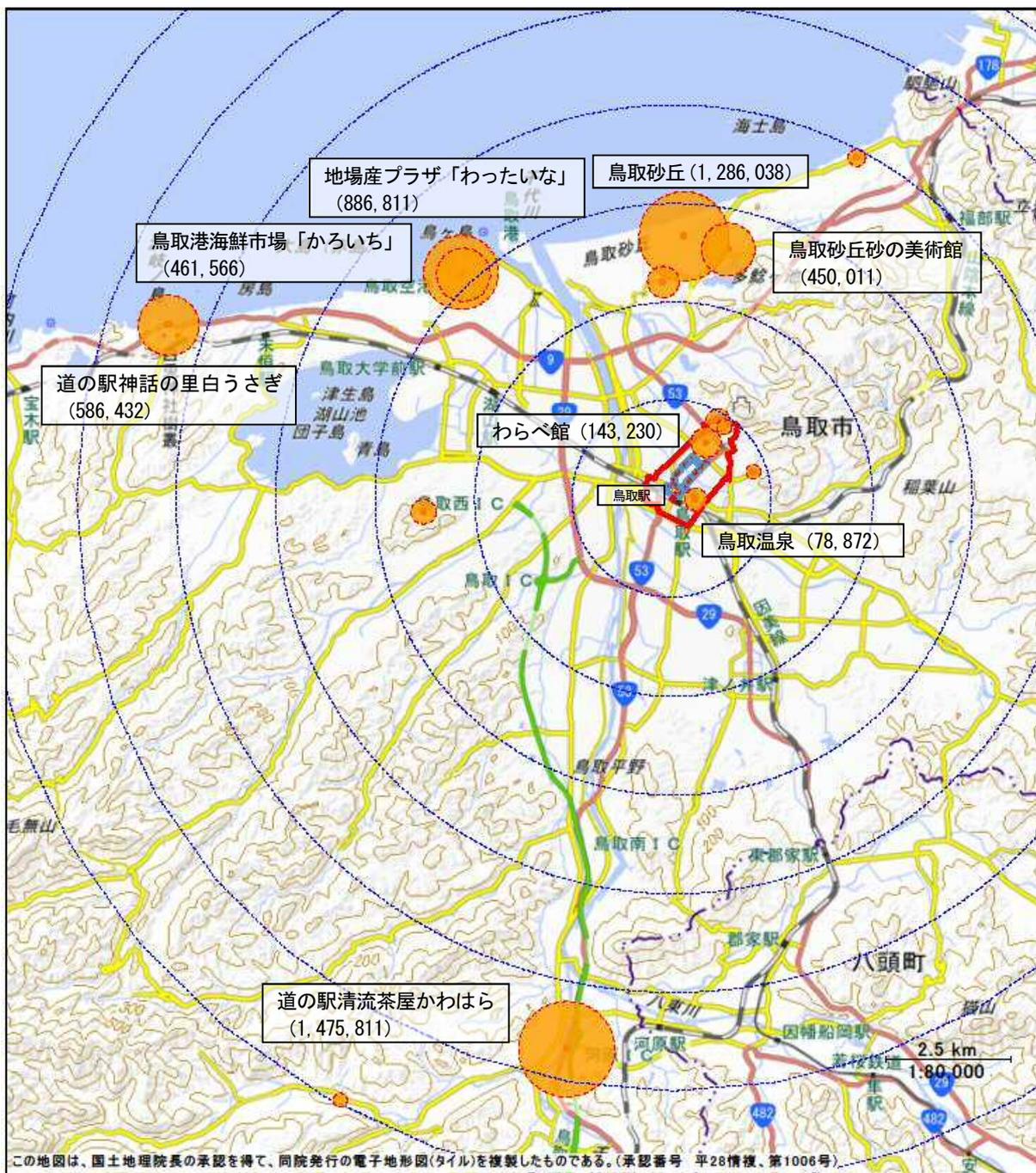
※4館合計は、鳥取温泉を除く4館。

※仁風閣は、平成20年に大規模修復を行ったため、入込み客数が大きく減少している。

※わらべ館は、平成23年に展示リニューアルの改修工事により休館したため、入込み客数が大きく減少している。

- ・本市で最も入込み客数が多い施設は「道の駅清流茶屋かわはら」で、次いで鳥取砂丘である。代表的な観光名所である鳥取砂丘では、平成28年に約129万人の入込み客があった。平成18年6月には「砂の美術館」がオープンし、平成24年4月には世界初となる砂像の常設展示施設として再スタートした。
- ・鳥取自動車道が平成25年3月に全線開通し、大きな集客力を持つ観光地と中心市街地との連携（中心市街地への誘導）がますます重要になっている。また、観光客の多くが自家用車で訪れることから、自家用車の受け入れ体制の強化が課題となっている。

図1-14 鳥取市内の主な観光施設等の分布と年間入込み客数



資料：鳥取市

※ () 内は平成28年入込み客数 (単位: 人)

Ⅲ. 都市機能

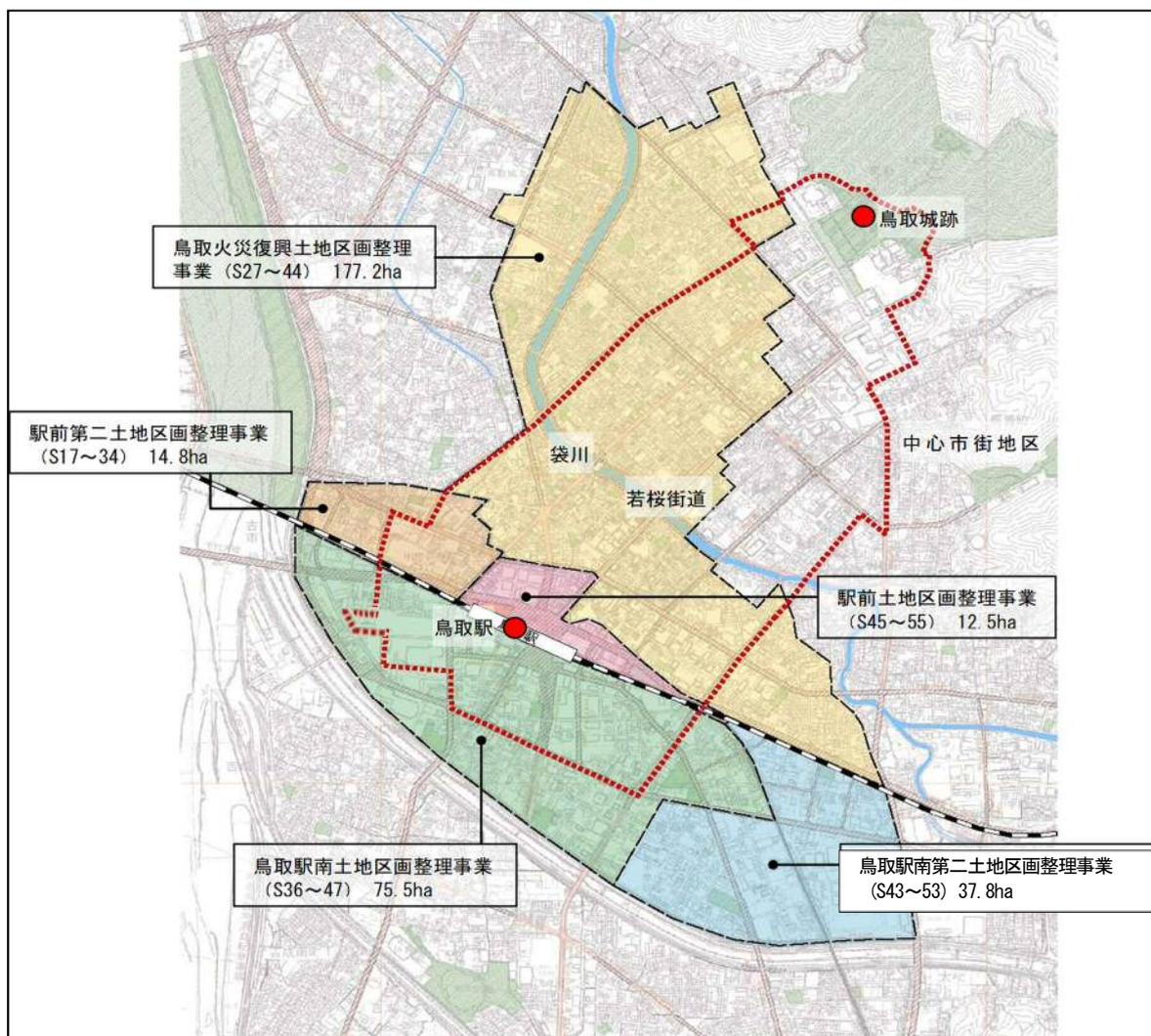
① 土地利用

- 比較的最早い段階の昭和 55 年で土地区画整理事業が完了しており、道路や街区等の都市的な基盤整備が進んでいる。
- 老朽化した建物や空き地等の低未利用地が増加し、地価は下落している。このような背景を受け、中高層の民間集合住宅の建設が進み、平成 21 年度以降は動きがなかったが、平成 26 年度以降に 2 棟建設された。

A. 土地区画整理

- ・昭和 27 年の鳥取大火で現在の中心市街地のほとんどが焼失し、火災復興事業として 177.2ha の土地区画整理事業が施行された。また、被災せず事業区域から外れた駅周辺においても、昭和 40 年代に土地区画整理事業が施行され、鳥取市の中心市街地は、比較的最早い段階で、基本的な都市基盤が整備された。
- ・大火後、全国で初めて防火建築帯の指定を受けて建設された建築群は、築後 60 年を経過し、老朽化しているものの、現在でも若桜街道のまちなみを形成している。

図 1-15 中心市街地の土地区画整理事業の状況

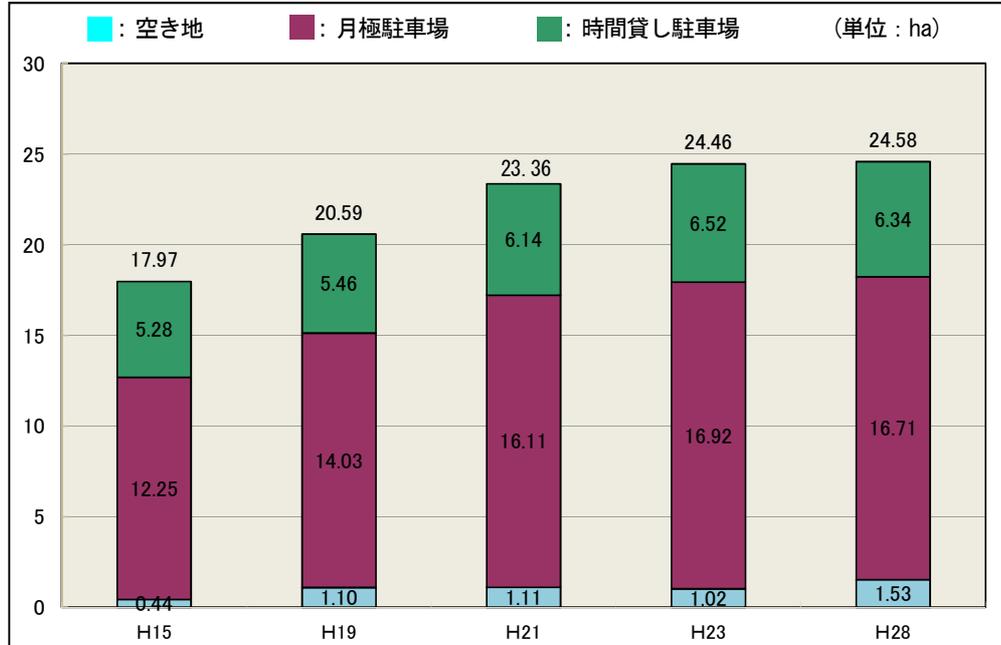


資料：鳥取市

B. 空き地等

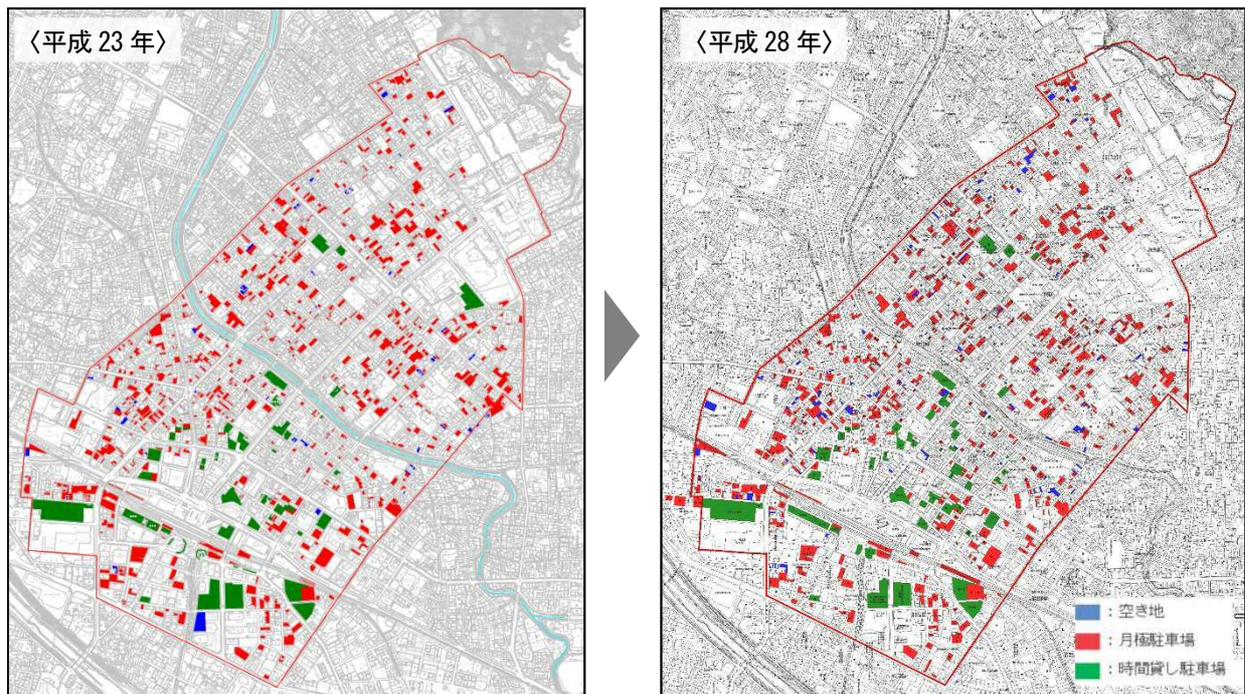
- ・ 中心市街地の空き地、駐車場等の低未利用地は、徐々に増加している。平成 28 年と平成 23 年を比較すると、駐車场面積は 5 年間で 0.39ha 減少 (1.7%減少)、空き地は 0.51ha 増加 (50.0%増加) している。
- ・ 平成 28 年の分布図を見ると、空き地は今町、行徳付近で増加が見られる。
- ・ 時間貸し駐車場は駅周辺に集中している。

図 1-16 空き地、駐車場の面積



※調査区域：平成 15 年と平成 19 年は旧計画区域 165ha、
平成 21 年以降は、2 期計画区域 210ha

図 1-17 空き地、駐車場の分布



C. 地価

- ・中心市街地の地価は下落が続いている。最も高い栄町の公示地価は、平成29年には13.7万円/㎡で、平成19年（26.9万円/㎡）の50.9%まで下落している。

図1-18 中心市街地の地価の推移

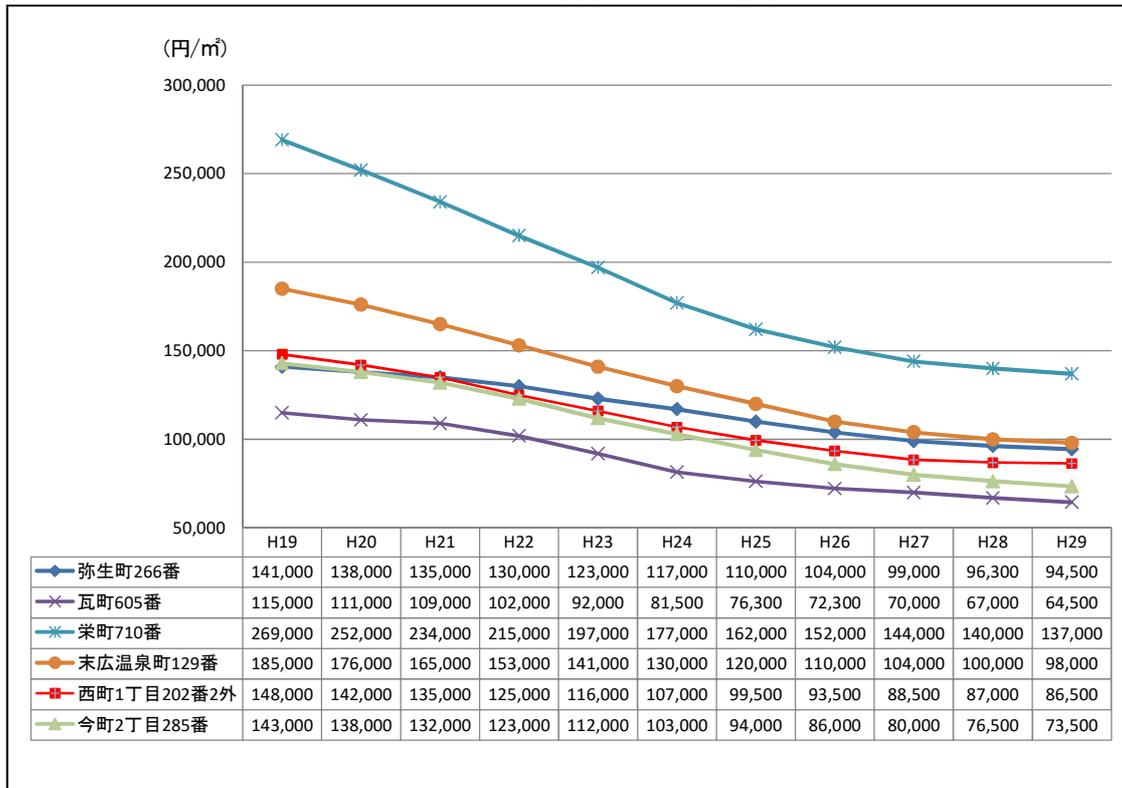
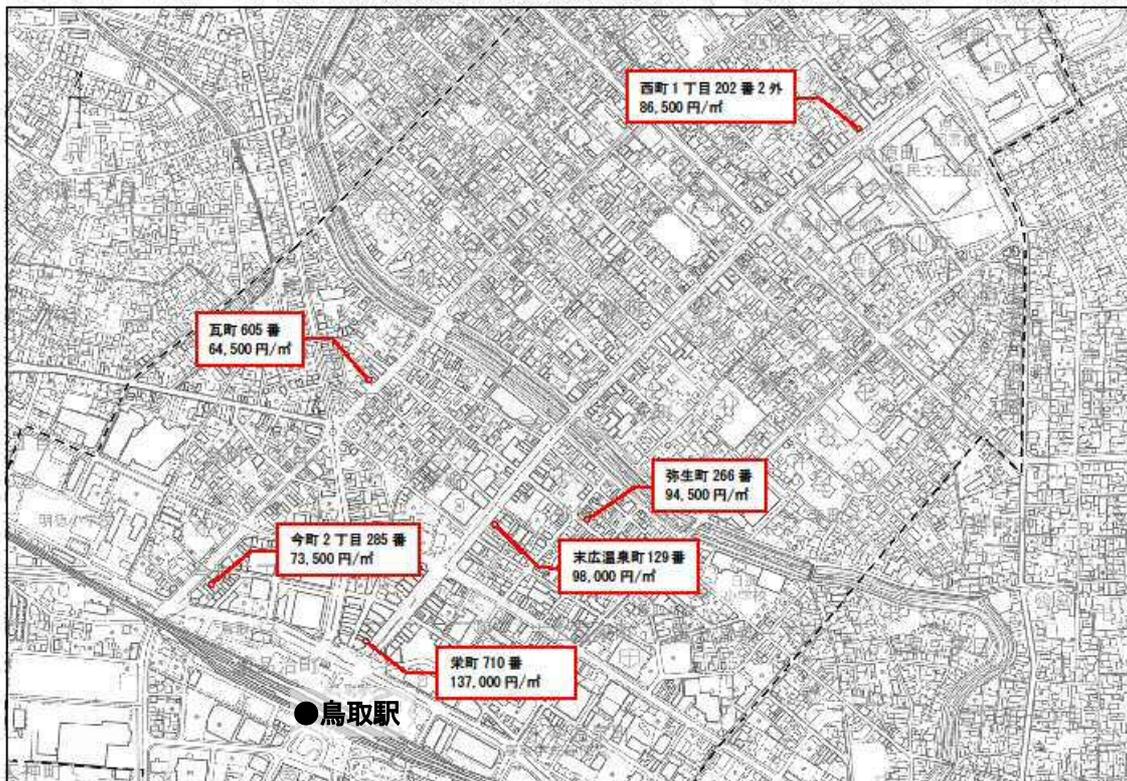


図1-19 中心市街地の地価(平成29年)



資料：国土交通省「地価公示」

D. 民間集合住宅建設状況

- ・中高層の民間集合住宅（7階以上）の建設は、昭和50年代後半から始まり、平成8年頃から増え始め、現在は中心市街地とその周辺に38棟（1,979戸）が完成している。
- ・特に、袋川付近、永楽温泉町、駅南地区に多い。
- ・平成21年度以降しばらく建設がなかったが、平成26年度、平成28年度に各1棟の建設があった。

図1-20 中心市街地及び周辺の中高層の民間集合住宅（7階以上）の分布

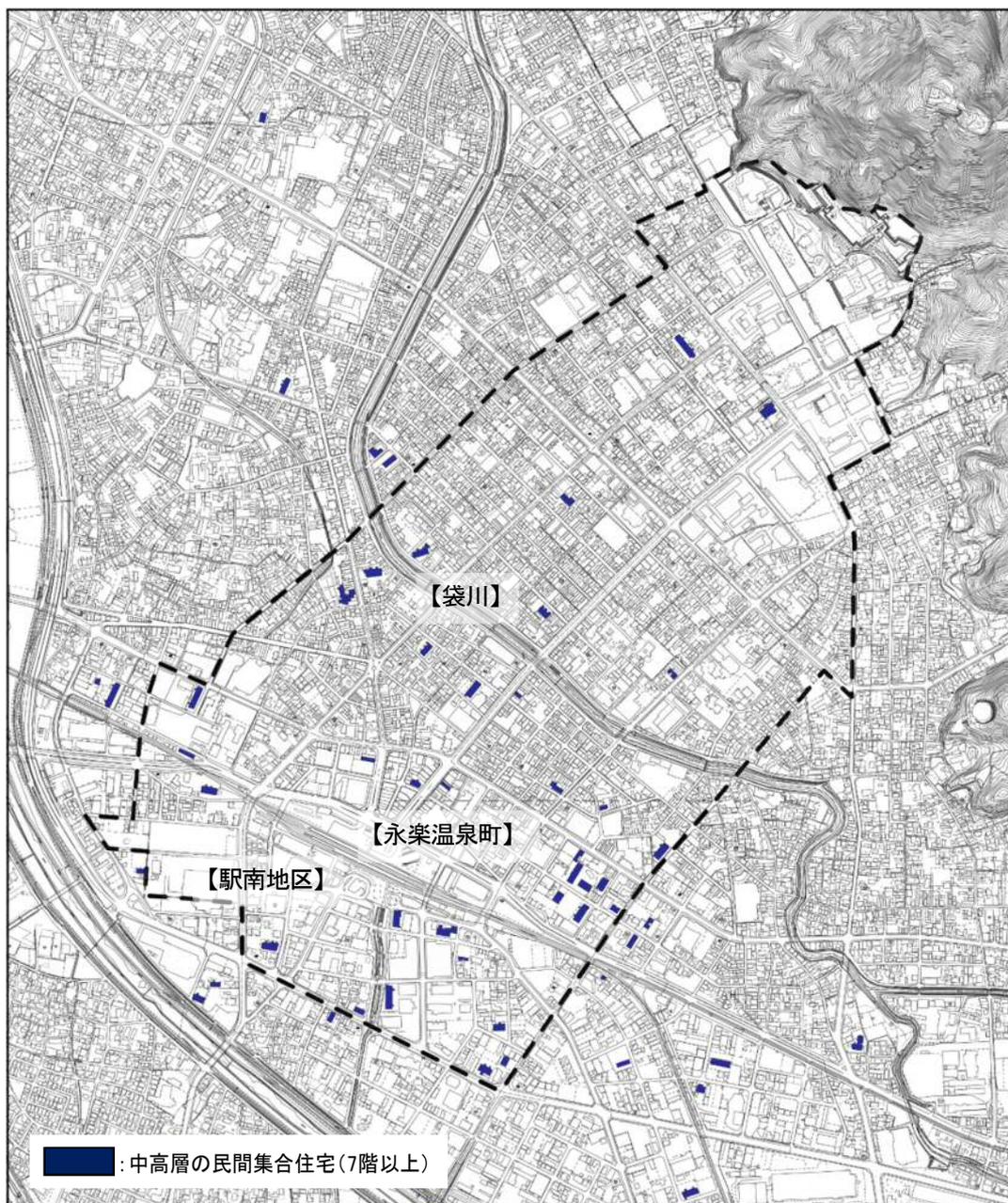


表1-4 中心市街地内における中高層の民間集合住宅の建設推移

年度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
件数	3	0	1	2	1	1	5	3	1	0	3	3	2	0	0	0	0	0	1	0	1	27
戸数	168	0	27	96	64	64	226	154	63	0	168	205	138	0	0	0	0	0	63	0	40	1,476

資料：鳥取市

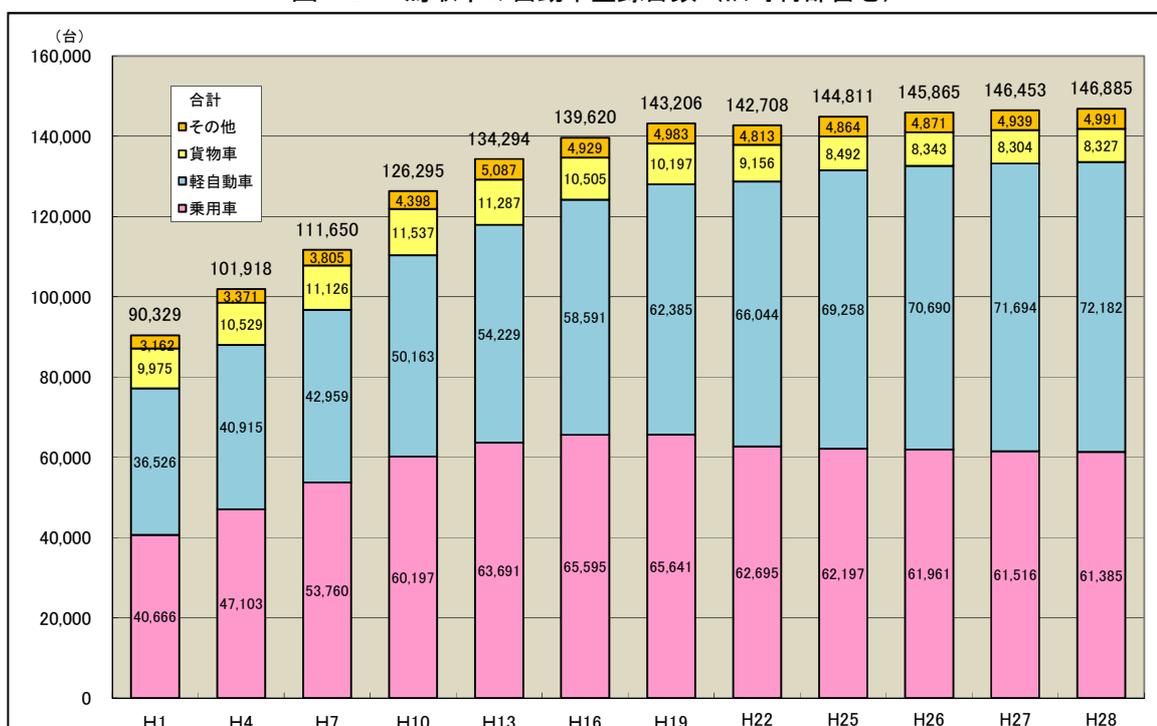
② 交通

- 自動車登録台数は平成 19 年まで年々増加し、平成 22 年は減少するが、平成 25 年以降は微増の傾向にある。なお、軽自動車の登録台数は伸び続けている。1 世帯当たりの自動車保有台数は全国的にも高い。
- JR 鳥取駅乗降者数や路線バスの利用者数は低迷しているが、100 円循環バス「くる梨」は利用者数を伸ばしている。

A. 自動車保有台数

- ・本市（旧町村部含む）の平成 28 年自動車登録台数は約 14.7 万台で、27 年前の平成元年（9 万台）から約 1.6 倍に増加している。特に軽自動車の登録台数が伸びており、平成 28 年は約 7.2 万台で、27 年前の 2.0 倍となっている。
- ・1 世帯当たりの乗用車保有台数（軽乗用車含む）は 1.43 台で、中国地方の他都市及び全国値に比べて高い数値となっている。

図 1-21 鳥取市の自動車登録台数（旧町村部含む）



資料：鳥取運輸支局データより作成

※その他：乗合、特殊、小型二輪

表 1-5 1 世帯当たりの乗用車保有台数

	自家用乗用車
鳥取市	1.43
米子市	1.36
松江市	1.35
山口市	1.38
岡山市	1.26
広島市	0.96
姫路市	1.22
鳥取県	1.45
全国	1.06

資料：一般財団法人自動車検査登録情報協会
『都市別の自家用乗用車の普及状況』

※数値は平成 28 年 3 月末

B. 公共交通

- ・中心市街地にはJR鳥取駅があり、駅前にはバスターミナルが設置されている。
- ・JR線では鳥取駅の利用者が年々落ち込んでいたが、平成27年度以降増加に転じている。また、平成7年度に整備された郊外の鳥取大学前駅では、平成21年度から平成25年度までほぼ横ばい傾向であったが、平成26年度から減少に転じている。
- ・バスターミナルを起点とした路線バス網は放射状に広がっており、旧町村地域と中心市街地を結んでいる。路線バスの利用者数は、平成26年度まで年々減少していたが、平成27年度には路線の追加（日本交通：JR鳥取駅～公立鳥取環境大学間スクールバス）により増加に転じている。
- ・東京をはじめ、関西や中国地方の主要都市と本市をつなぐ高速バスや特急列車が運行されており、周辺地域における交通の要衝となっている。
- ・中心市街地内を運行する100円循環バス「くる梨」は、平成16年度に本格運行を開始して以降、順調に利用者を延ばしている。平成25年度に緑コースが新設されたことにより、利用者が大幅に増加し、平成28年度は38.2万人となっている。
- ・鳥取駅高架下の市営駐輪場、市営片原駐車場ではレンタサイクルが利用でき、「くる梨」とともに中心市街地の移動手段（二次交通）を充実させている。

図1-22 JR主要駅乗降者数

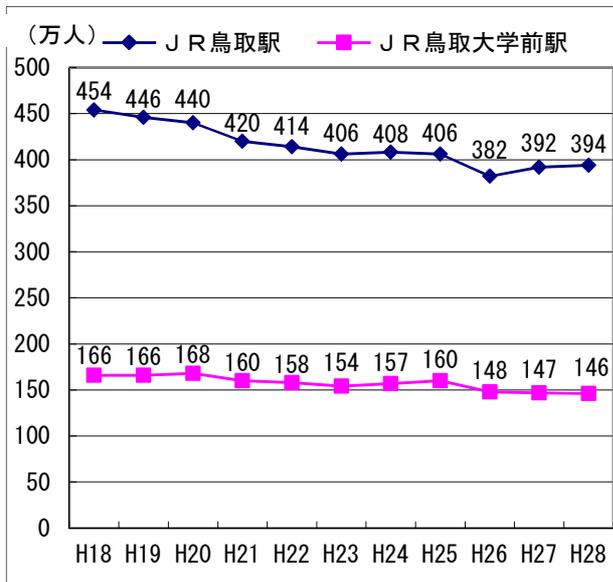


図1-23 市内路線バス利用者数

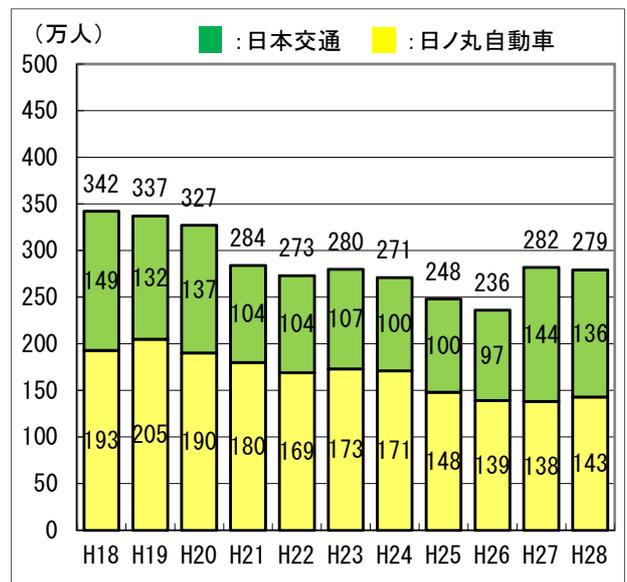


表 1-6 鳥取駅、バスターミナル発着の公共交通の運行本数

公共交通	種類	路線名	運行本数 (単位: 本)			
			平日		土・休日	
			発 (上り)	着 (下り)	発 (上り)	着 (下り)
バス	路線	日ノ丸自動車(株)運行分	177	178	135	133
		日本交通(株)運行分	155	160	92	92
		ループ麒麟獅子	0	0	12	12
		市内循環バス「くる梨」 (赤コース)	31	31	28	28
		市内循環バス「くる梨」 (青コース)	31	31	28	28
		市内循環バス「くる梨」 (緑コース)	31	31	28	28
	高速	鳥取～東京 (日ノ丸・日本交通・京浜急行バス)	1	1	1	1
		鳥取～広島線 (日ノ丸)	2	2	2	2
		鳥取～福岡線 (日ノ丸・日本交通)	1	1	1	1
		鳥取～神戸・大阪線 (日本交通)	21	20	21	20
鳥取～京都線 (日本交通・JR)		3	3	3	3	
鳥取～姫路線 (日ノ丸・神姫バス)	4	4	4	4		
鉄道	普通	山陰本線	35	35	34	34
		因美線	20	19	20	19
	快速	とっとりライナー (鳥取～米子・出雲市駅間)	5	7	5	7
		快速 (鳥取～浜坂・城崎温泉)	3	4	2	4
	特急	スーパーおき (鳥取～米子～新山口駅間)	2	1	2	1
		スーパーまつかぜ (鳥取～米子～益田駅間)	7	7	7	7
		はまかぜ (鳥取～大阪駅間)	1	1	1	1
		スーパーはくと (倉吉・鳥取～京都駅間)	6	6	6	6
		スーパーいなば (鳥取～岡山駅間)	6	6	6	6

資料：公共交通事業者提供資料 (平成 29 年 10 月時点)

図1-24 市内バス路線図



図1-25 100円循環バス「くる梨」利用状況

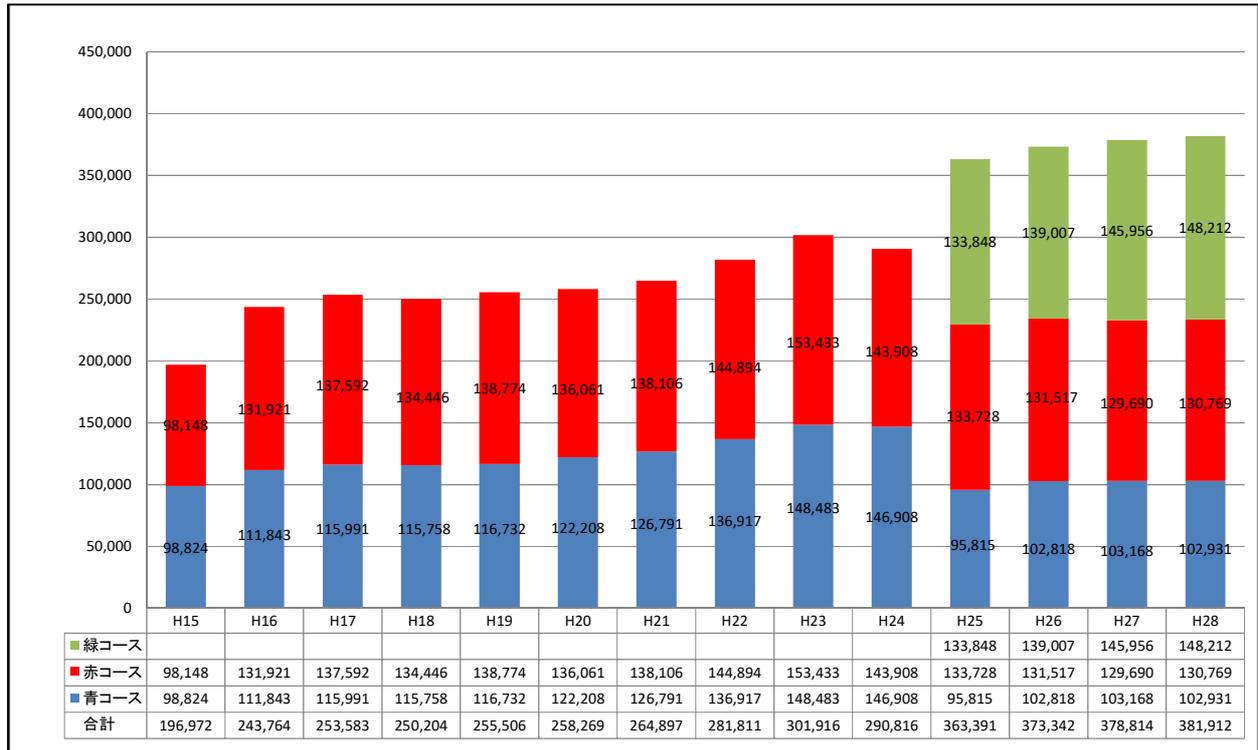
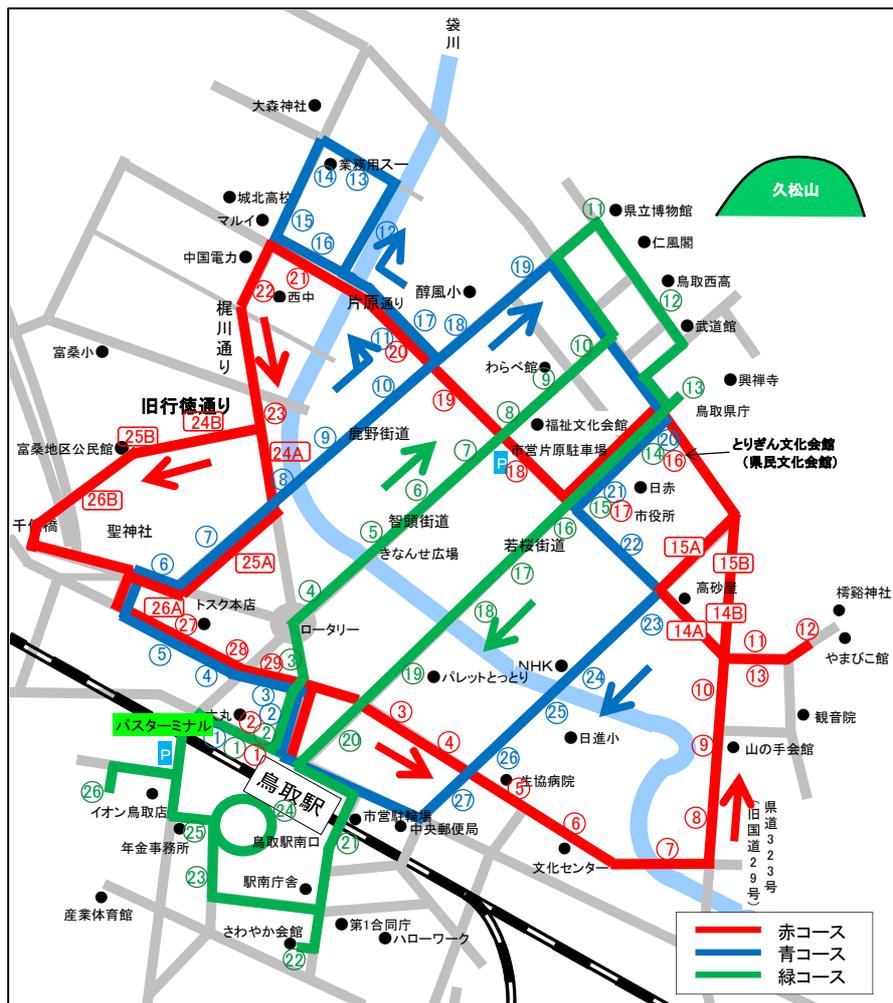


図1-26 100円循環バス「くる梨」路線図



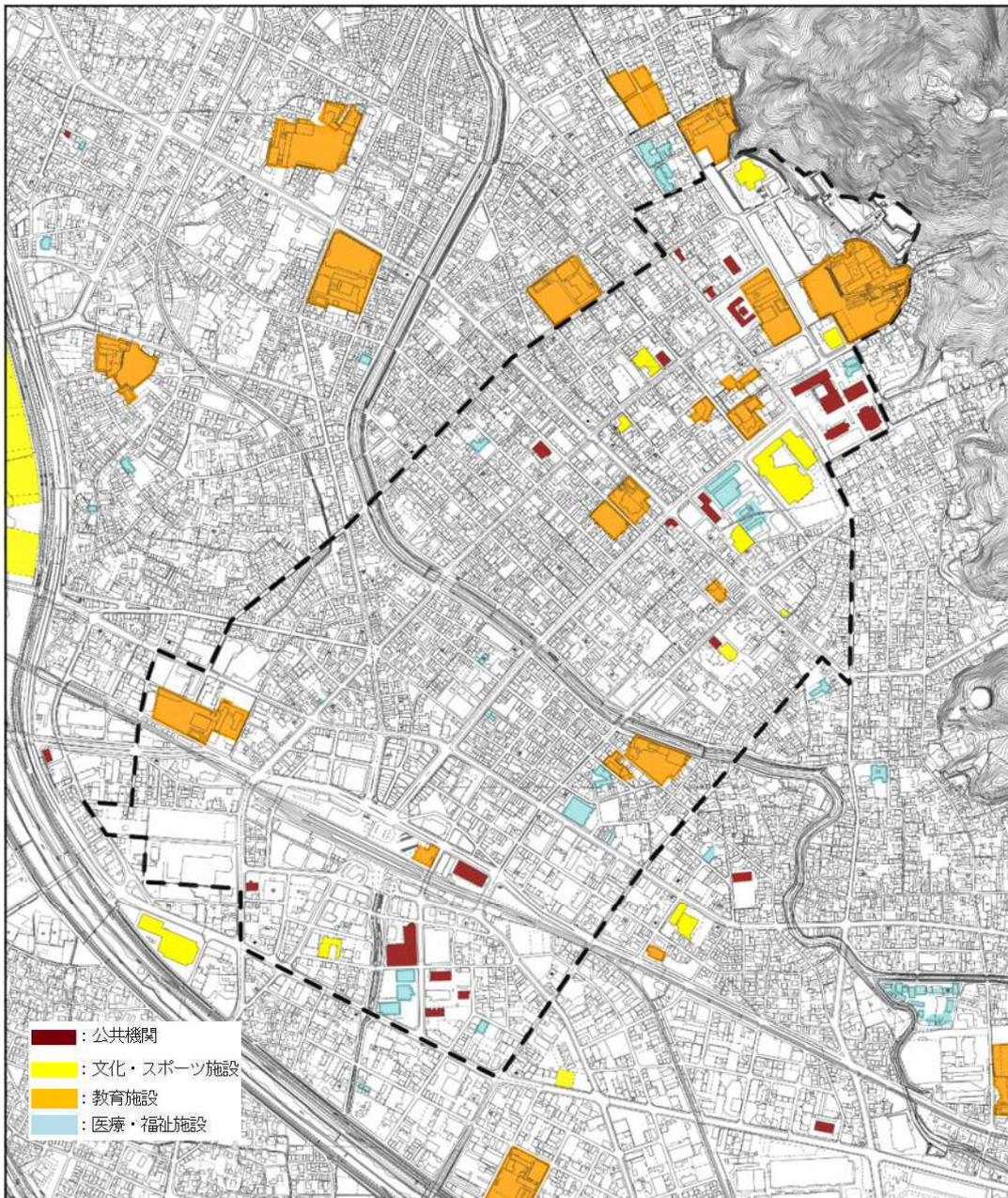
③ 都市施設等

●中心市街地の主な公共公益施設は、鳥取城跡周辺と鳥取駅の南側に集中している。商業施設は袋川以南の駅周辺に多く分布し、歴史文化資源は旧城下町を取り囲むように分布している。

A. 公共公益施設

- ・中心市街地には、鳥取市庁舎、鳥取県庁舎、国関係庁舎、とりぎん文化会館等、市、県、県東部地域の主要施設が多く立地し、総合病院も2病院が立地している。また、鳥取赤十字病院の建替整備、市役所新本庁舎の移転整備、中核市移行に伴う保健所整備などが進められている。
- ・教育機関では高校が2校、小学校が4校あるが、中学校は区域外である。平成27年には鳥取駅前に鳥取市医療看護専門学校が開校している。

図1-27 公共公益施設の分布

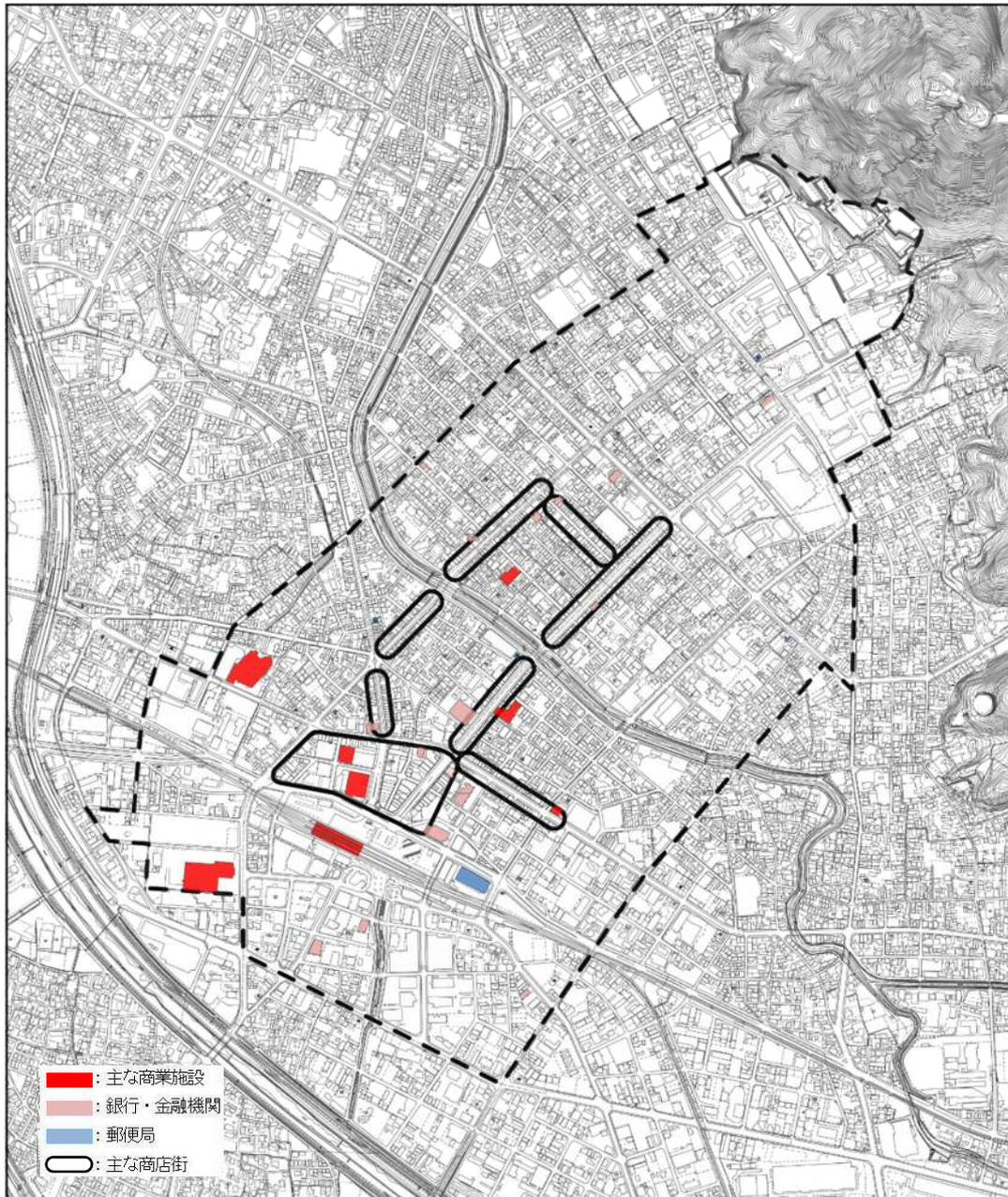


資料：鳥取市市勢要覧、鳥取県ホームページ

B. 商業施設

- 鳥取駅前、若桜街道、智頭街道周辺に商店街が形成されている。
- 3,000 m²以上の大型小売店舗は中心市街地に3店舗あり、駅周辺に分布している。
- 生鮮品を扱うスーパーマーケットは5店舗あるが、袋川以北にはわずか1店舗となっている。
- 銀行等の金融機関は駅周辺と若桜街道沿いに多く見られる。

図 1-28 商業施設等の分布



資料：鳥取市

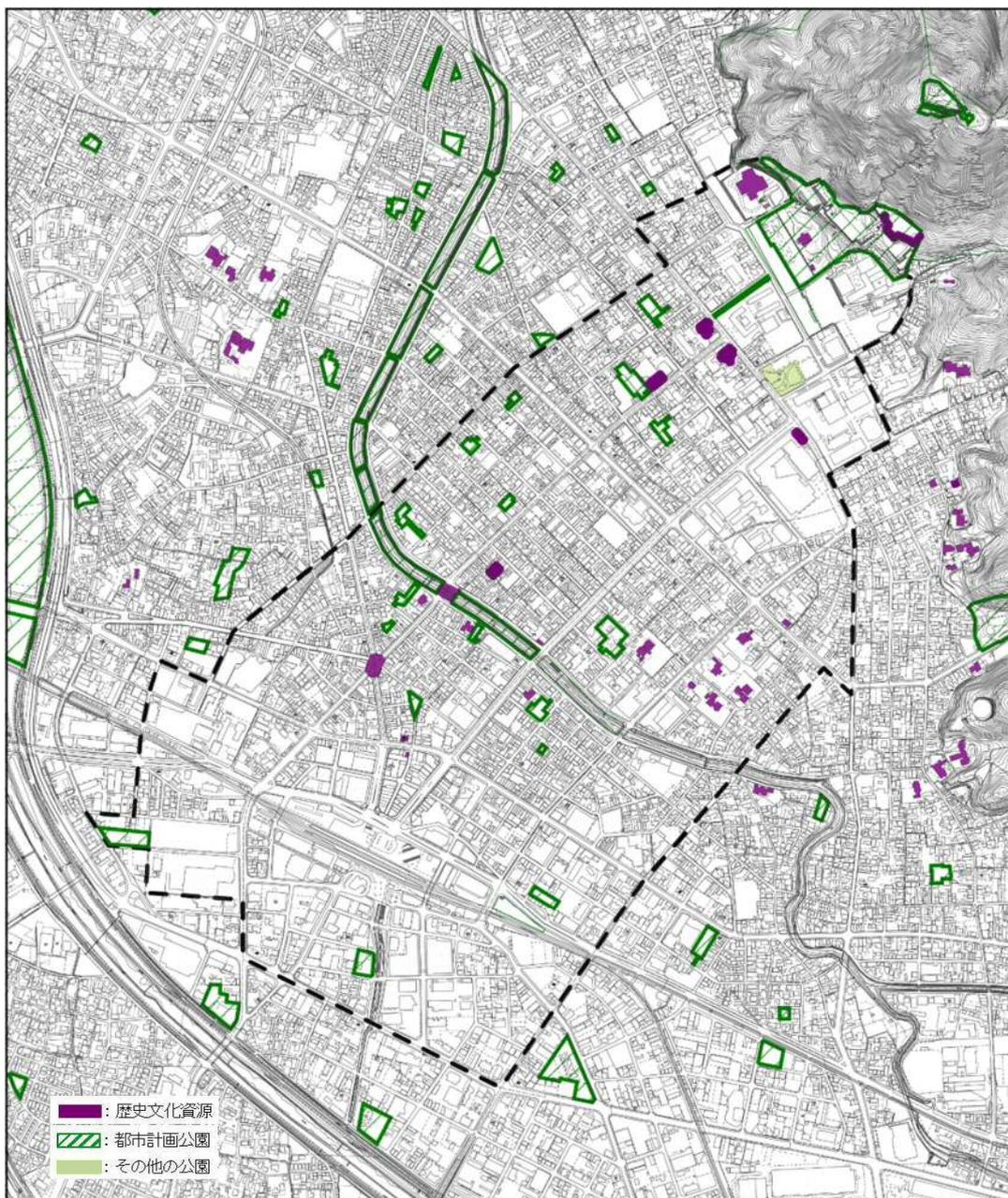
C. 地域資源・公園

- ・中心市街地には久松山と袋川があり、景観的なランドマークや憩いの場として、市民に親しまれている。
- ・都市計画公園が 20 ヶ所整備されているが、市全体と比較し、中心市街地の居住人口 1 人当りの公園・緑地の面積は少ない。
- ・社寺などの歴史文化資源は旧城下町を取り巻くように立地している。

表 1-7 公園・緑地の供用面積

	中心市街地	市全体
公園・緑地供用面積 (ha)	9.74	196.72
居住人口 1 人当りの面積 (㎡)	7.9	10.3

図 1-29 地域資源・公園の分布



資料：鳥取市

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

中心市街地の活性化に関する地域住民のニーズ等の把握のため、2期計画中に実施した以下のアンケート調査等に関して整理を行った。

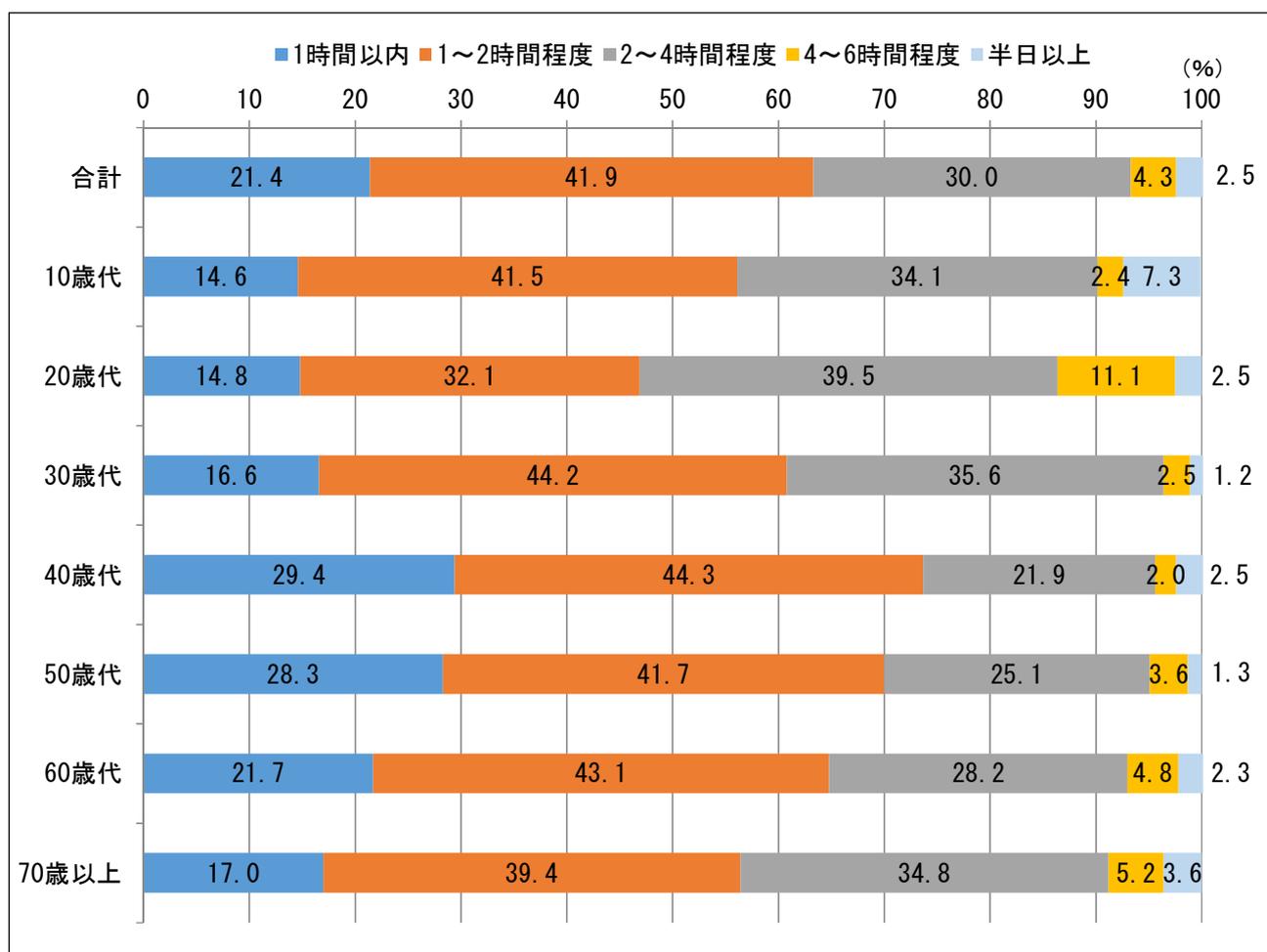
- (1) 鳥取市中心市街地活性化に関する郵送アンケート調査（平成29年2月実施）
- (2) とっとり若者地方創生会議

(1) 鳥取市中心市街地活性化に関する郵送アンケート調査

- ・調査期間：平成29年2月13日（月）～2月28日（火）
- ・調査対象者：満15歳以上の市民4,000人
- ・回収数：1,461枚（回収率：36.5%）

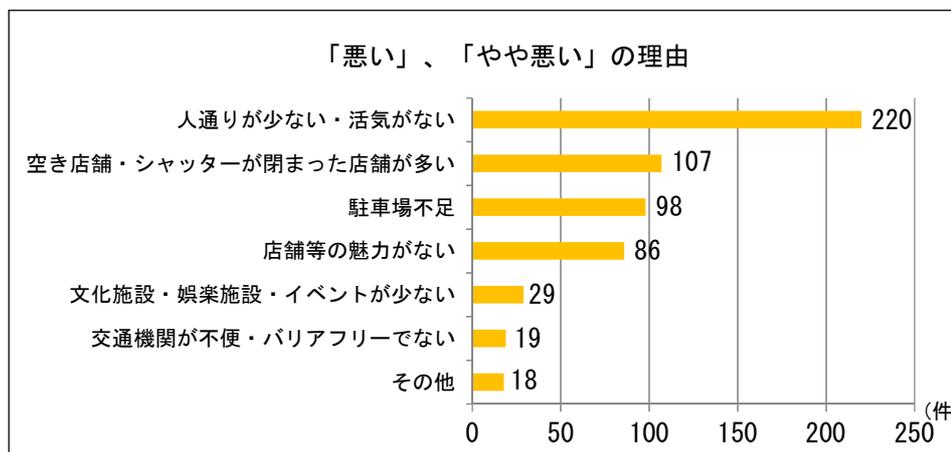
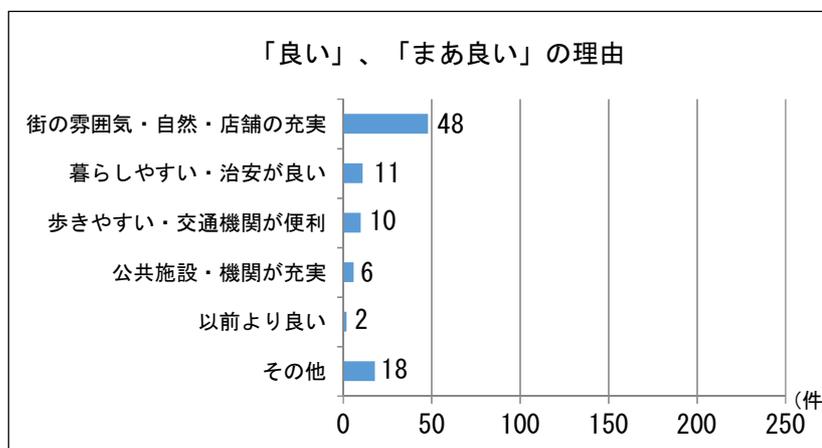
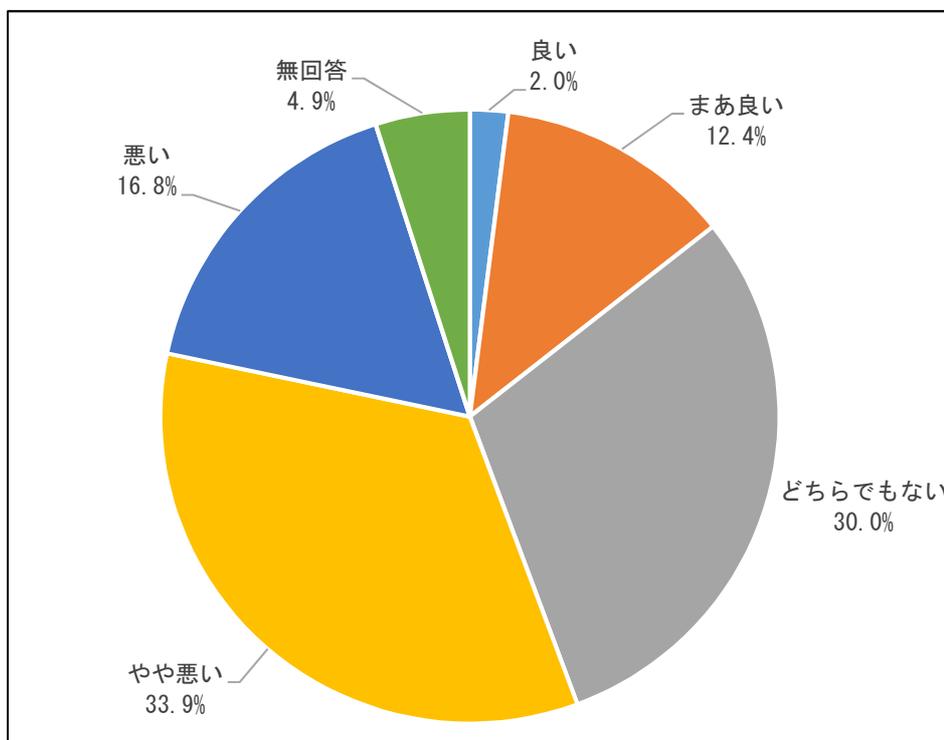
① 中心市街地に出かけた場合の平均的な滞在時間

平均的な滞在時間は、「1～2時間程度」が最も多く41.9%、次いで「2～4時間程度」が30.0%となっている。年代別では「20歳代」は「2～4時間程度」が最も多く、その他の年代は「1～2時間程度」が最も多くなっている。「40歳代」、「50歳代」においては、「1時間以内」が「2～4時間程度」を上回る結果となっている。



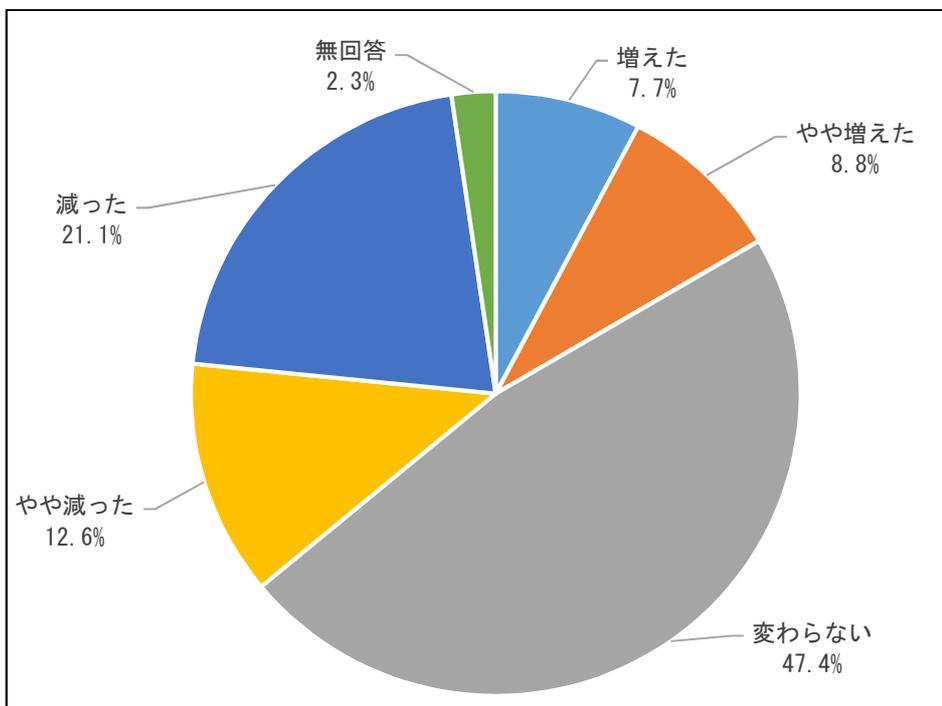
② 中心市街地の現在の印象

中心市街地の現在の印象では、「悪い」と「やや悪い」を合わせると 50.7%で、「良い」と「まあ良い」を合わせた 14.4%と比較すると大きく上回っている。「悪い」、「やや悪い」の理由としては、「人通りが少ない・活気がない」(220 件) が最も多く、次いで「空き店舗・シャッターが閉まった店舗が多い」(107 件) が多くなっている。



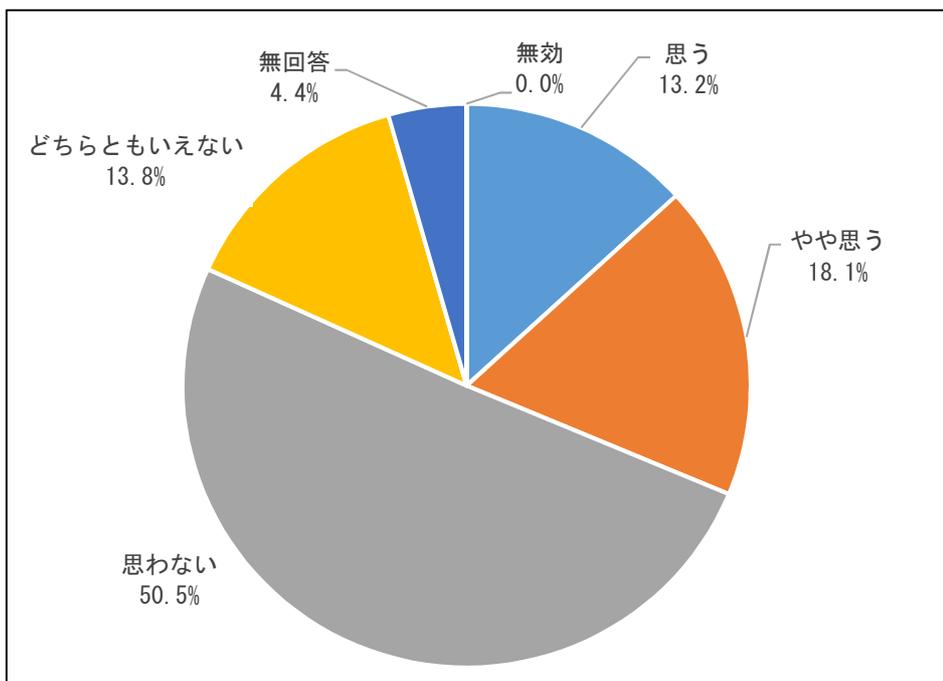
③ 中心市街地に出かける機会

中心市街地に出かける機会について5年前と比べて増えたかという問いに対し、「減った」と「やや減った」をあわせると33.7%で、「増えた」と「やや増えた」をあわせた16.5%を大きく上回った。



④ 中心市街地の居住のニーズ

中心市街地に住みたいと思うかという問いに対し、「思わない」が50.5%を占めた。一方、「思う」、「やや思う」も全体の約3割を占めた。

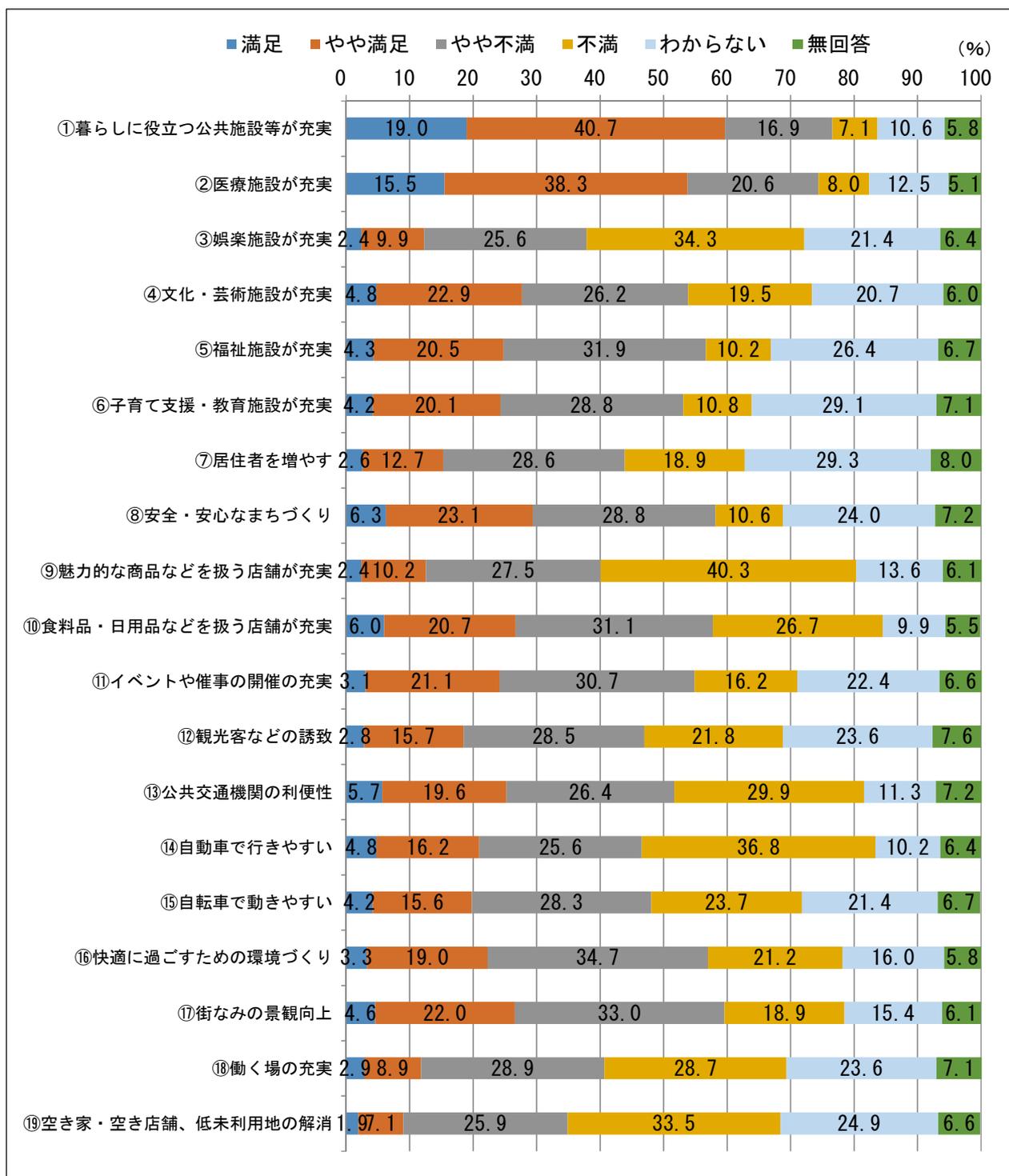


⑤ 中心市街地の満足度（現在の満足度）

中心市街地の現在の満足度では、19設問中、17設問で「不満（「やや不満」含む）」が「満足（「やや満足」含む）」を上回る数値となっている。

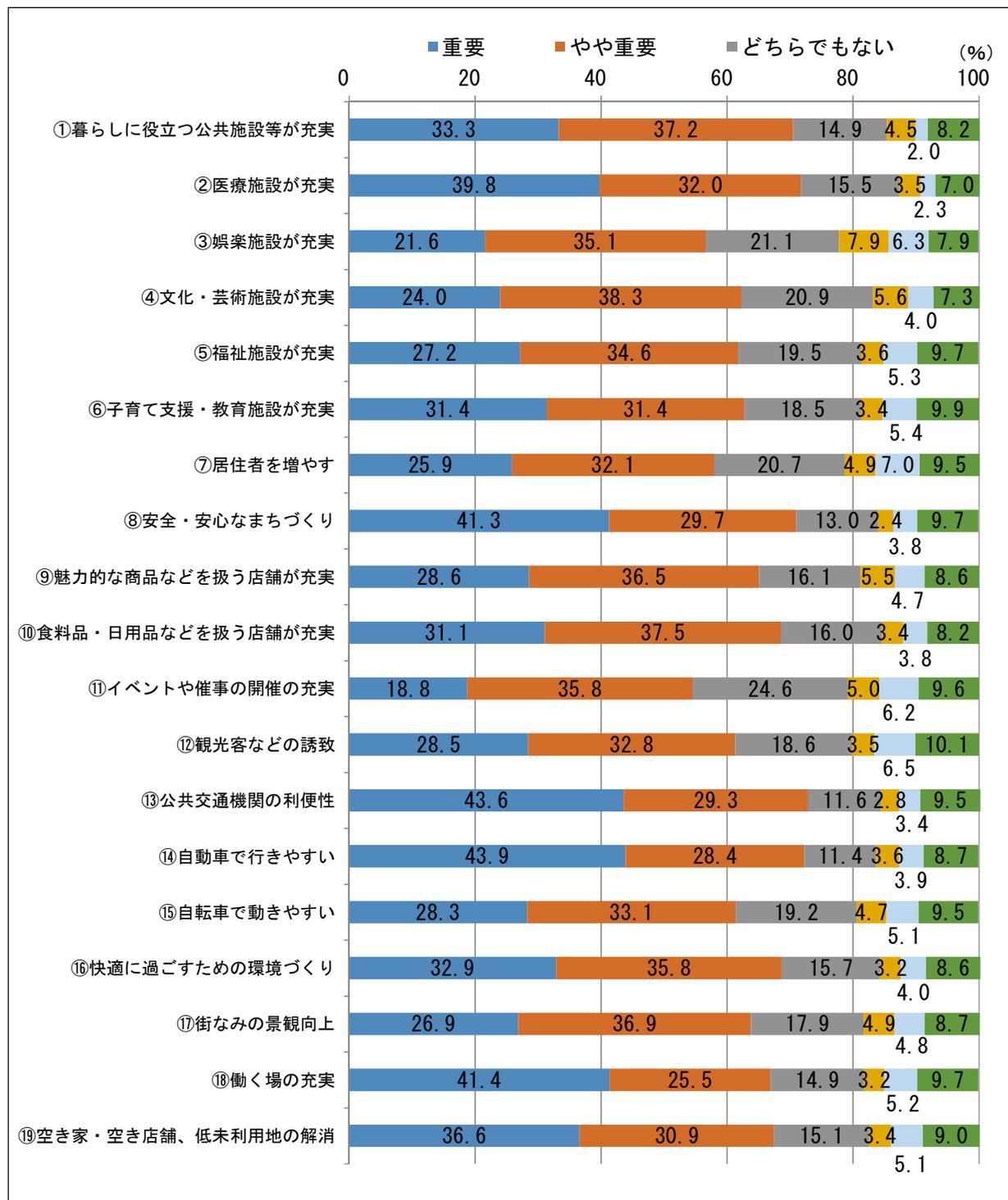
「不満（「やや不満」含む）」から「満足（「やや満足」含む）」を引いたポイント差で見ると、「⑨魅力的な商品などを扱う店舗が充実」が55.2ポイント差で最も大きく、「空き家・空き店舗・低未利用地の解消」が50.4ポイント差、「娯楽施設が充実」が47.6ポイント差と続く。

一方、「満足（「やや満足」含む）」が最も多かったのが「①暮らしに役立つ公共施設等が充実」で59.7%、次に「②医療施設が充実」で53.8%であった。



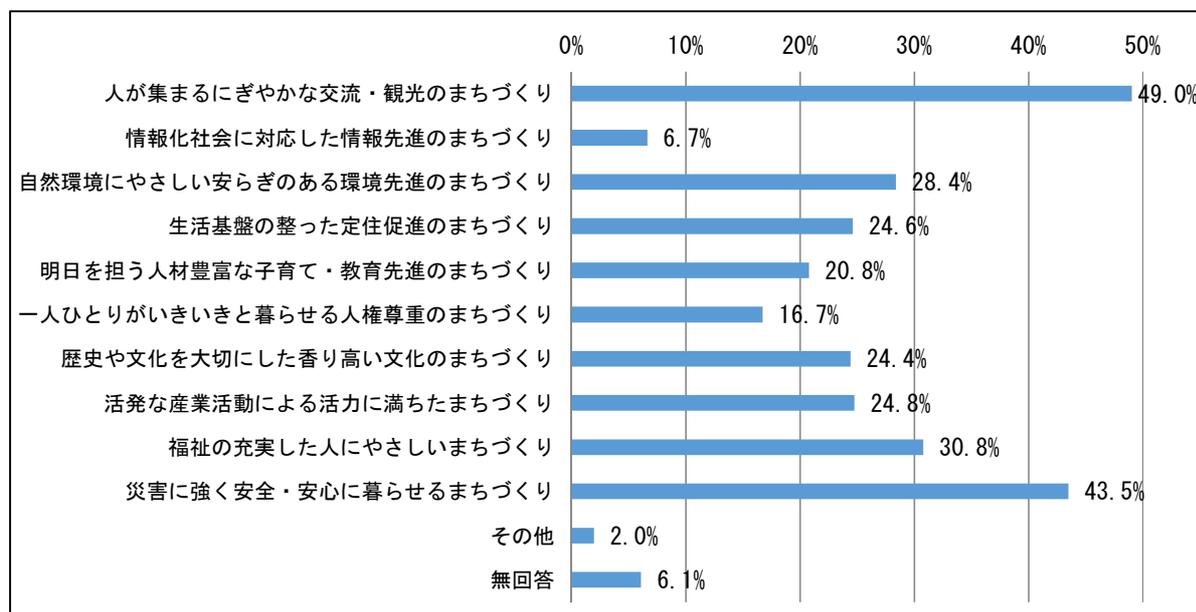
⑥ 中心市街地活性化の満足度（今後の重要度）

今後、中心市街地を活性化するために重要なことでは、「重要」と「やや重要」をあわせた割合で見ると、項目別の上位から「⑬公共交通機関の利便性」(72.9%)、「⑭自動車で行きやすい」(72.3%)、「②医療施設が充実」(71.8%)、「⑧安全・安心なまちづくり」(71.0%)の順となっている。



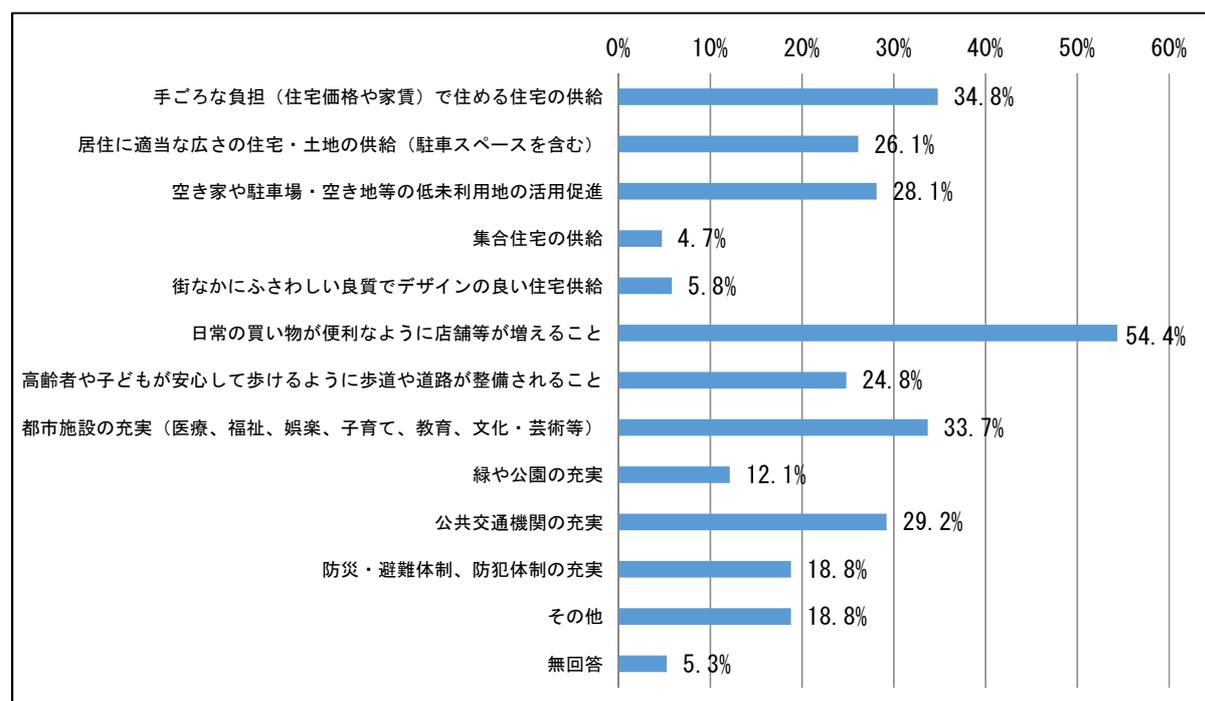
⑦ 今後のまちづくりの方向性

中心市街地の今後のまちづくりの方向性で最も多かったのが「人が集まるにぎやかな交流・観光のまちづくり」で49.0%、次いで「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」43.5%、「福祉の充実した人にやさしいまちづくり」30.8%の順となっている。



⑧ まちなか居住が進むために必要だと思われること

中心市街地への居住（まちなか居住）が進むために必要だと思われることで最も多かったのが「日常の買い物が便利になるように店舗等が増えること」で54.4%、次いで「手ごろな負担（住宅価格や家賃）で住める住宅の供給」で34.8%、「都市施設の充実（医療、福祉、娯楽、子育て、教育、文化・芸術等）」33.7%の順となっている。



⑨ 自由記述

中心市街地に関する自由記述では、以下に示す内容の特徴ある意見が寄せられている。

【商店や集客施設】

たまに市内に出ても閉まっている店が多くみられます。空いている建物を利用して、活気ある街づくりを期待しています。

やはり子育てです。もう少し子どもと遊べる所があれば・・・と思います。雨が降ると遊ぶ所が限られるので、室内で遊べる所が増えたら良いと思います。あと、空き家を利用して、リノベーションして、雑貨屋さんが増えたりすると行く機会が増えそうです。

観光が重要なのはわかっていますが、中心市街地で暮らしていく上で買い物をするのが、不便になってきています。マーケットが少なくなったり、商店が減って選択肢がなくて困ります。車も運転できなくなってくると郊外の商業施設に行くのも不便になるので身近にあるといいなと思います。

【駐車場や自動車利用】

どうしても車で移動することが多く、中心市街地に人が集まらないのは駐車場が有料であることも原因のひとつだと思います。地価が高いので中々難しいと思いますが広くて入りやすい無料の駐車場があれば行きやすいと思います。

まちなかでイベントを行ってくださるのはありがたいが、駐車スペースが不十分だと思う。タイムパーキングもあるが、台数に限度もあり、何か所も駐車場を求めてグルグルするはめになると、中心市街地へ行く事をやめようと思ってしまう。まずは人が集まりやすい環境をつくるべきだと思う。

【公共交通・自転車】

ニューヨークでは、バスの乗り換えが簡単に出来ました。

鳥取も良い具合に碁盤の目のように道が続いているので、可能ではないかと思います。

同一料金で一回だけ乗り換え自由ということであれば利用しやすくなります。

9号線、29・53号線の国道の市街地入り口あたりに駐車場をつくって、路線バスで入ってきてもらうという案はどうでしょうか。くる梨バスの運行状況がもう少し分かりやすいとありがたい。

公共交通機関が充実していれば高齢者が自家用車を利用することが少なくなり、外に出る回数も増えると思う。難しい問題ではあるが公共交通機関を利用することは中心市街地の活性化にもつながると思う。

【イベントや地域活動】

駅前にある屋根付き道路は最高のイベント場所だと思います。以前、サンロードは雨漏りがして傘をさして歩いていましたが現在はきれいになっています。バードハットは若者のイベント、サンロードは熟年者のイベントなど、年間計画が立てられる良い場所だと思います。高額な予算（税金）をかけてつくられたものも多いに利用してほしいと思います。

他県から引っ越してきました。仕事の関係で鳥取に住むことになりましたが、非常に過ごしやすい街です。しかし友達が出来ません。市でも多くのイベントを開催していただいておりますが、他県から来た人達で仲良くできるイベントをもっと多くつくってくれば、住みやすくなると思います。本当に鳥取は良い所ですので是非よろしく願いいたします。

【福祉・健康・雇用】

人口は減少していくと思うし、高齢化、少子化は止まらないと思うので、そういった未来が来ても持続的に公共サービス等を供給できる様にコンパクトな街づくりをしていったら良いのではないかと思います。

税収も減少していくと思うので、少ない税収でも管理できるように、必要のない施設を少なくしたり、管理しやすい道路、設備をつくるなどが必要だと思う。

都市化をめざすのは限界があると思うので、子育てしたくなる環境や年金だけで安心して暮らせる街づくりなど、鳥取の自然や安全さを活かした方が良いと思います。個人的には『人生の最後は鳥取で過ごしたい』と思われるくらい高齢化を逆手にとって、元気なお年寄りが活躍できる街も見たいです。

(2) とっとり若者地方創生会議

鳥取市では、地方創生の取り組みの中心である若者の定住やまちの賑わいづくりについて、若者の視点を活かすとともに、若者との協働によるまちづくりを進めていくため、「とっとり若者地方創生会議」が設置されている。平成29年3月23日にはとっとり若者地方創生会議成果発表会が開催され、以下に示す提言書が提出された。

■提言内容

今後、とっとり若者地方創生会議の活動を円滑に行い、かつ有意義なものにするためには、より明確なミッションを提示し、意欲のあるメンバーを募るとともに、政策企画課のみならず、複数の課や市の関連団体との連携をとりながら、事業に取り組むことが望ましい。平成28年度の活動を通じて得た実感をもとに、来年度以降のとっとり若者地方創生会議の活動として、以下のテーマとミッションを提案する。

◆テーマ

鳥取市への若者の移住定住を目標に、

- ①県内の大学および専門学校等の学生と鳥取市の大人とのつながりの機会を創出する
- ②県内の大学および専門学校等の学生が鳥取市に対して愛着を感じることで創出する機会を創出する

◆ミッション

- ①学生が企画する学生と鳥取市で暮らす／働く大人をつなぐイベントの定期的な開催

鳥取市でも、学生と大人をつなぐことを目的としたイベントは多数開催されているが、そのようなイベントへの参加は敷居が高いと感じる学生も多い。平成28年度に開催した「カフェ de トーク」は、そのような学生も参加しやすいように「食事を囲み、ざっくばらんに話す」イベントにすることによって、参加者全員から「またこのようなイベントがあれば参加したい」との回答を得る満足度の高いイベントとなった。鳥取市の事業であるとっとり若者地方創生会議でこのようなイベントを開催することによって、学生が鳥取市で暮らす／働く大人に出会い、その生の声を聞くことができる機会を創出することができる。

- ②中心市街地における若者の活動人口を増加させる方策を考案する

平成28年度のとっとり若者地方創生会議で実施した定性調査等において、鳥取市には「若者向けのお店が少ない」「遊ぶ場所がない」などの声を多数得た。このような声がかかれる背景にはそもそも若者がまちなかのお店や遊び場を「知らない」ということが考えられる。そこで次年度の会議では、若者にまちなかを歩いてもらうような方策を中心市街地活性化協議会および中心市街地整備課等の関係団体と連携をして、考案していくことを提案する。

- ③県外出身の学生に、若者目線の鳥取の新しい楽しみ方を提案する

また、まちなかにかぎらず鳥取市全体の魅力を「知らない」ということも考えられる。そこで次年度の会議では、県外出身の学生を対象とした鳥取の新しい楽しみ方を発掘し、それに基づいたバスツアーなどを、鳥取・因幡観光ネットワーク協議会等と連携して企画することを提案する。

[4] これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証

本市では、旧中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化基本計画を平成10年度に策定した。平成15年度には、取り組みを検証するとともに見直しを行い、平成16年3月に平成15年度改定版基本計画を策定した。その間にも、全国的に地方都市を取り巻く環境は厳しさを増し、本市の中心市街地においても、若年層の人口流出、事業主・住民の高齢化、経済の低成長に伴う雇用や消費の停滞等が見られた。

このような状況の中、平成18年のまちづくり3法の改正を受けて「鳥取市中心市街地活性化基本計画」（1期計画）を策定し、平成19年11月に中心市街地活性化法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた。この1期計画では、「住みたいまち」、「行きたいまち」、「ふるさとを感じるまち」の実現を基本的な方針として、鳥取駅周辺、鳥取城跡周辺の2つの核と、それらをつなぐ若桜街道、智頭街道の2つの軸（二核二軸）の都市構造を踏まえたまちづくりを念頭に、中心市街地の活性化に取り組んできた。

平成25年3月には、2期計画の認定を受け、「街なか居住の推進」と「賑わいの創出」を基本的な方針に、1期計画における「二核二軸の都市構造を踏まえたまちづくりの展開」を踏襲しつつ、方向性の明確化により取り組みの一層の推進を図ってきた。

（1）第2期鳥取市中心市街地活性化基本計画の概要

- 計画期間 平成25年4月～平成30年3月
- 区域面積 約210ha
- テーマ 「住みたい 行きたい ふるさと鳥取 いなほのくに 因幡国の都市核づくり」
- 基本的な方針と目標

<基本的な方針>

・街なか居住の推進

ふるさとの自然、歴史、文化などを身近に感じるとともに、日常の生活サービスを徒歩圏内に充実させ、コミュニティの維持を図ることにより、幅広い世代が自動車に頼ることなく暮らすことのできる中心市街地の形成を目指す。

・賑わいの創出

自然、歴史、文化などの地域資源を保全・活用・発信するとともに、多様な人、物、情報が行き交う拠点や仕組みを整備することにより、賑わいと魅力が創出される中心市街地の形成を目指す。

基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値	目標値
街なか居住の推進	街なか居住の推進	中心市街地の居住人口（社会増減数）	77人 （平成18～23年度の平均）	社会増減をプラスにする （平成25～29年度の平均）
賑わいの創出	賑わいの創出	主要10地点歩行者・自転車通行量【平日】	13,229人/日 （平成24年）	14,000人/日 （平成29年）
		主要10地点歩行者・自転車通行量【休日】	9,377人/日 （平成24年）	9,900人/日 （平成29年）
		新規開業数	17.7店舗 （平成21～24年度の平均）	20店舗 （平成25～29年度の平均）

（2）事業の進捗状況

本市では、合計60事業を計画し、平成29年度までに完了または実施中が55事業、未着手は5事業であり、事業の実施率は92%となっている。

■ 2期計画掲載事業一覧表

事業分類	活性化の目標		【合計】	平成29年度までに完了または実施中	未着手
	街なか居住の推進	賑わいの創出			
市街地の整備改善	3	10	13(10)	8	2
都市福利施設の整備	2	4	6(5)	5	0
街なか居住の推進	11	3	14(11)	11	0
商業の活性化	2	29	31(30)	27	3
公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進	4	4	8(4)	4	0
【合計】	22	50	72(60)	55	5

※活性化の目標が重複している事業有り。（）内が実事業数。

■ 2期計画の個別事業の進捗状況（平成29年度末見込）

事業分類	事業番号	街なか居住の推進	賑わいの創出	事業名	事業主体	進捗状況	
市街地の整備改善	1		●	鳥取駅南口交通広場整備事業	鳥取市	完了	
	2		●	公共サイン整備事業	鳥取市	完了	
	3		●	市道駅前太平線空間整備事業	鳥取市	完了	
	4	●	●	市道扇幸町1号線整備事業	鳥取市	実施中	
	5		●	風紋広場トイレ整備事業	鳥取市	完了	
	6		●	市道今町3号線道路整備事業	鳥取市	完了	
	7	●	●	市道弥生橋通り整備事業	鳥取市	実施中	
	8	●	●	市道山の手通り整備事業	鳥取市	実施中	
	9		●	観光用駐車場整備事業	鳥取市	未着手	
	10		●	扇町駐車場（仮称）整備事業	鳥取市	未着手	
都市福利施設の整備	11		●	パレットとっとり市民交流ホール運営事業	鳥取商工会議所	実施中	
	12	●		鳥取赤十字病院整備事業	日本赤十字社	実施中	
	13	●	●	街なか子育て支援事業	鳥取本通商店街振興組合・（社）地域サポートネットワークとっとり	実施中	
	14		●	医療看護専門学校設置・運営事業	学校法人大阪滋慶学園	実施中	
	15		●	ふれあいホール運営事業	中国電力	実施中	
街なか居住の推進	16	●		街なか居住者支援事業	鳥取市	実施中	
	17	●		既存ストック活用支援事業	鳥取市	実施中	
	18	●		戎町地区防火建築帯共同建替事業	若桜街道戎町地区建設準備組合	実施中	
	19	●	●	住まいネットワーク事業	鳥取市・鳥取県宅地建物取引業協会	実施中	
	20	●		コーポラティブハウス普及支援事業	鳥取市	完了	
	21	●		低未利用地住宅転換事業（定期借地権利用促進事業）	鳥取市	完了	
	22	●		U・J・Iターン促進事業	鳥取市	実施中	
	23	●	●	街なか居住アドバイザー派遣事業	鳥取市	実施中	
	24	●	●	リノベーションまちづくり事業	鳥取市	実施中	
	25	●		まちづくり協議会運営事業	各地区まちづくり協議会	実施中	
	26	●		街なか居住体験施設運営事業	（株）ケイティー	実施中	
商業の活性化	27		●	空き店舗対策事業	鳥取市	実施中	
	28		●	新規創業・開業支援事業	鳥取市	実施中	
	29		●	鳥取市商業振興補助事業	鳥取市	実施中	
	30		●	チャレンジショップ事業	鳥取市・鳥取商工会議所	実施中	
	31		●	大型イベント開催事業	各実行委員会・鳥取商店街連合会	実施中	
	32		●	中心市街地活性化イベント支援事業	鳥取市・鳥取市中心市街地活性化協議会	実施中	
	33		●	市道駅前太平線賑わい空間活用事業	新鳥取駅前地区商店街振興組合	実施中	
	34		●	鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業	（財）鳥取開発公社・鳥取市中心市街地活性化協議会	実施中	
	35		●	鳥取城跡大手登城路復元整備事業	鳥取市	実施中	
	再掲	●	●	リノベーションまちづくり事業	鳥取市	実施中	
	36		●	若桜まちなか生活利便拠点整備事業	若桜街道戎町地区建設準備組合	未着手	
	37		●	駅前サンロード活性化事業	新鳥取駅前地区商店街振興組合	実施中	
	38		●	駅南賑わい創出空間事業	民間事業者等	未着手	
	39		●	街なか観光拠点整備事業	鳥取市	未着手	
	40		●	学生街なか拠点整備事業	鳥取市	実施中	
	41		●	若桜街道商店街活性化事業	若桜街道商店街振興組合	実施中	
	42		●	鳥取本通商店街活性化事業	鳥取本通商店街振興組合	実施中	
	43		●	鳥取民藝美術館運営事業	（財）鳥取民藝美術館	実施中	
	44		●	街なか情報発信事業	鳥取市	実施中	
	45		●	コンベンション誘致・支援事業	鳥取市	実施中	
	46		●	商店街アーケードLED照明導入促進事業	鳥取市	完了	
	47	●		鳥取まちおこし隊活動支援事業	鳥取商工会議所	実施中	
	48	●	●	パレットとっとり運営事業	鳥取本通商店街振興組合	実施中	
	49		●	智頭街道商店街活性化事業	智頭街道商店街振興組合・街づくり（株）いちろく	実施中	
	50		●	五織園ビル運営事業	街づくり（株）いちろく	実施中	
	51		●	因幡の手づくりまつり	鳥取大学・鳥取環境大学・鳥取短期大学・智頭街道商店街振興組合	実施中	
	52		●	文化観光施設等運営事業	（財）鳥取市文化財団・（財）鳥取童謡・おもちゃ館	実施中	
	53		●	観光ボランティアガイド事業	鳥取市・観光ボランティアガイド友の会	実施中	
	54		●	袋川環境整備事業	袋川をはぐくむ会	実施中	
	55		●	植物工場を核とする空き店舗等活用型鳥取モデル事業	鳥取市雇用創造協議会	完了	
	56		●	川端界隈活性化事業	川端界隈活性化協議会	実施中	
	公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進	再掲		●	市道駅前太平線賑わい空間活用事業	新鳥取駅前地区商店街振興組合	実施中
		57	●	●	EV（電気自動車）シェアリング事業	智頭石油（株）	実施中
		58	●	●	100円循環バス「くる梨」運行事業	鳥取市	実施中
59		●	●	レンタサイクルステーション整備事業	鳥取市	実施中	
60		●	●	市営駐輪場運営事業	鳥取市	実施中	

■未着手の事業の要因等

・観光用駐車場整備事業

事業用地の確保ができていない。鳥取城跡大手登城路復元整備など鳥取城跡周辺の整備とあわせて、観光客等の駐車場の確保が課題となっており、引き続き用地の確保に努める。

・扇町駐車場（仮称）整備事業

鳥取駅南側に市役所本庁舎が移転することが決まり、今後の需要や民間事業等の動きを踏まえた計画の検討を行うことが必要となっている。引き続き事業着手に向けて整備内容の精査や関係機関等との調整を図っていく。

・若桜まちなか生活利便拠点整備事業

平成23年度に調査設計業務を実施し、事業地元地権者の間で協議が進められてきたが、合意が得られておらず、事業着手が困難な状況となっている。

・駅南賑わい空間創出事業

鳥取駅南側に市役所本庁舎が移転することが決まり、今後の駅周辺のまちづくりの方向性や民間事業等の動きを踏まえ、民間事業者や中心市街地活性化協議会などと連携して検討を行っている。

・まちなか観光拠点整備事業

事業用地の確保ができていない。鳥取城跡大手登城路復元整備などとあわせた鳥取城跡周辺の魅力向上が課題となっており、引き続き用地の確保に努める。

(3) 目標指標の達成状況

■ 2期計画の数値目標の実績

(平成29年3月時点の最新値)

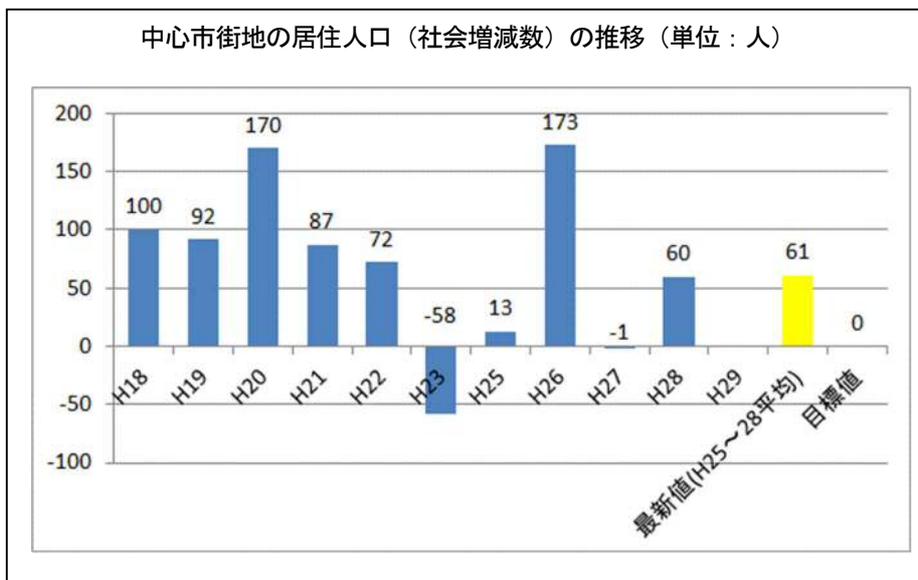
活性化の目標	目標指標	基準値	目標値	最新値	見通し
街なか居住の推進	中心市街地の居住人口 (社会増減数)	77人 (平成18～23年度の平均)	社会増減をプラスにする (平成25～29年度の平均)	61人 (平成25～28年度の平均)	①
賑わいの創出	主要10地点歩行者・自転車通行量【平日】	13,229人 (平成24年)	14,000人 (平成29年)	18,547人 (平成29年)	①
	主要10地点歩行者・自転車通行量【休日】	9,377人 (平成24年)	9,900人 (平成29年)	16,432人 (平成29年)	①
	新規開業数	17.7店舗 (平成21～24年度の平均)	20店舗 (平成25～29年度の平均)	24店舗 (平成25～28年度の平均)	①

<取り組みの進捗状況と目標達成に関する見通しの分類>

- ① 取り組み(事業等)の進捗状況が順調であり、目標達成可能であると見込まれる。
- ② 取り組みの進捗状況は概ね予定どおりだが、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある。
- ③ 取り組みの進捗状況は予定どおりではないものの、目標達成可能と見込まれ、引き続き最大限努力していく。
- ④ 取り組みの進捗に支障が生じているなど、このままでは目標達成可能とは見込まれず、今後対策を講じる必要がある。

① 街なか居住の推進

■ 中心市街地の居住人口(社会増減数)



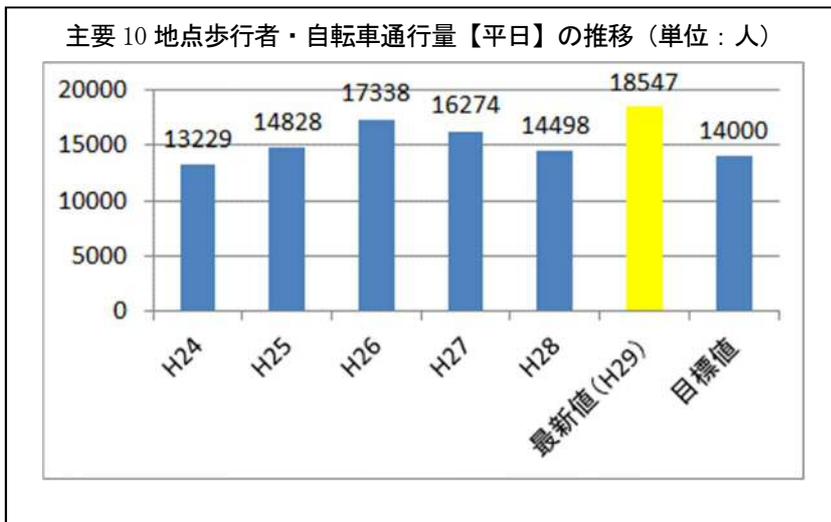
年	人/年
H18～H23	基準値 平均 77
H24	-
H25	13
H26	173
H27	-1
H28	最新値 (H25～H28年度の平均) 61
H29	
H25～H29	目標値 平均をプラスにする

※調査方法:住民基本台帳を基に中心市街地の転入・転出を集計
 ※調査月:平成28年4月～平成29年3月
 ※調査主体:鳥取市
 ※調査対象:中心市街地内の転入・転出

民間集合住宅の建設が居住人口の社会増に大きく影響した。「住まいに関する総合相談窓口（住まいネットワーク事業）」の相談業務を通じて、引き続き「既存ストック活用支援事業」や「まちなか居住体験施設」の周知・広報に努める。また、都市部をターゲットに「すごい！鳥取市ワーホリ！」と銘打った鳥取暮らし体験事業が本格稼働しており、移住定住に一定の成果を上げているUJIターン促進事業などと連携した取り組みを行っている。さらに、リノベーションまちづくり事業による遊休不動産等の掘り起こしや利活用を進めており、これらの事業を通じて、中心市街地への居住の魅力や快適性についての発信を行い、居住につなげていく。上記取り組みの推進により、目標達成は可能であると見込まれる。

② 賑わいの創出

■主要 10 地点歩行者・自転車通行量【平日】、【休日】



年	人
H24	基準値 13,229
H25	14,828
H26	17,338
H27	16,274
H28	14,498
H29	最新値 18,547
H29	目標値 14,000



年	人
H24	基準値 9,377
H25	11,384
H26	17,407
H27	13,208
H28	10,637
H29	最新値 16,432
H29	目標値 9,900

※調査方法：鳥取商店街連合会に調査実施を委託。11月の平日1日において調査。該当地区内10地点において、9：00～19：00まで調査員が数取器により計測し、把握する。

※調査月：平成29年11月

※調査主体：鳥取市商店街振興組合連合会

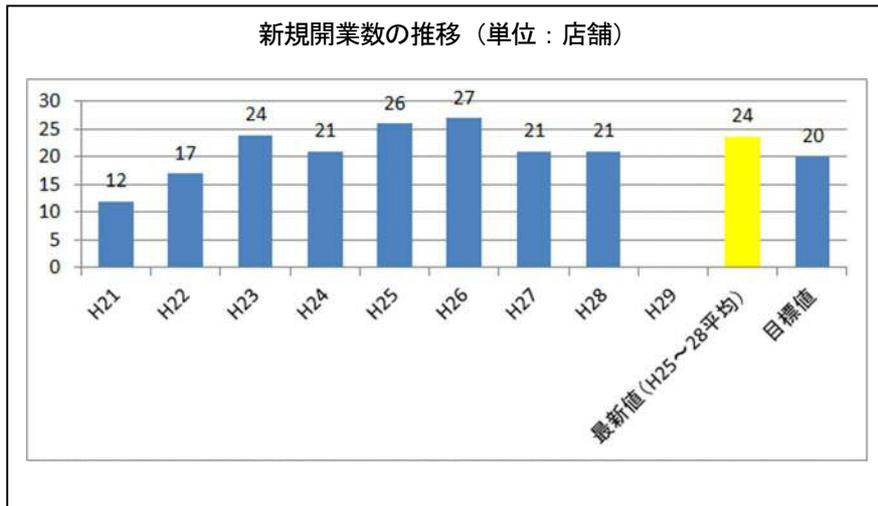
※調査対象：中心市街地内10地点における歩行者および自転車

「市道駅前太平線賑わい空間活用事業」、「パレットとっとり運営事業」、「100円循環バス「くる梨」運行事業」等の主要事業、中心市街地に立地する文化観光施設等の一定の効果があった。

また、平成 27 年度オープンした子育て支援センター「すぺーすコモド」には平日に多くの親子が来場しており、周辺の測定地点での通行量も増加している。平成 29 年度は「すぺーすコモド」も設置箇所となっている「まちなかベビーカー設置事業」を引き続き実施しており、子育て世代の中心市街地の回遊につなげていくほか、「とっとり歩き愛です」などのまち歩き、さらには「まちなか砂像展示」などの回遊性を高める事業、「リノベーションまちづくり事業」による新たな魅力の創出などによって、通行量の増加につながる取り組みを展開している。

上記取り組みの推進により、目標値を達成した。

■新規開業数



年	店舗/年
H21 ～ H24	基準値 平均 17.7
H25	26
H26	27
H27	21
H28	最新値 (H25～H28 年度の平均) 24
H29	
H25 ～ H29	目標値 平均 20

※調査方法：鳥取市中心市街地活性化協議会が調査を実施。商店街区域にある建物は毎月、その周辺区域にある建物は9月と3月に調査。1階部分の新規開業件数を目視により確認のうえ集計し、把握。

※調査月：平成28年4月～平成29年3月

※調査主体：鳥取市中心市街地活性化協議会

※調査対象：中心市街地商店街振興組合地区および周辺区域

「空き店舗対策事業」等の主要事業は一定の利用があり、目標値を上回っている。今後も引き続き、新規開業者による店舗改修や商店街の販売促進活動への支援、また、「リノベーションまちづくり事業」によって、空き店舗などの遊休不動産の掘り起こしや事業者とのマッチングをより積極的に進めていく。さらに、「チャレンジサポート事業」などによる、起業者の開業支援を行い、将来的な新規開業へつなげていく取り組みを行っていく。

上記取り組みの推進により、目標達成は可能であると見込まれる。

(4) 事業の検証

個々の事業を「市街地の整備改善」、「都市福利施設の整備」、「街なか居住の推進」、「商業の活性化」、「公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進」の事業分類ごとに評価を行った。

① 市街地の整備改善

【事業の成果】

- ・鳥取駅前太平線に開閉式の大屋根と芝生広場のある空間（バード・ハット）を整備し、商店街との官民連携によるイベントを開催することにより年間約6万2千人の来街者があった。中心市街地に新たな魅力が加わり、賑わい創出につながっている。
- ・鳥取駅南側では、交通広場の整備により、鳥取駅とバス、タクシー、一般車両のアクセス性が改善されるとともに、市道扇幸町1号線の整備により歩行者の安全性や利便性、回遊性が向上し、商業施設のオープンとの相乗効果により、賑わい創出につながっている。また、鳥取駅南口駐車場と鳥取駅南口ロータリー駐車場の整備により、利用が年間約38万1千台あり、自家用車で訪れる来街者の利便性が向上した。
- ・案内・誘導サインや公共トイレの整備により、中心市街地を回遊する来街者の利便性が向上した。

【課題等】

- ・未着手の事業が2事業、完成が平成30年度以降となる事業が3事業ある。
- ・「中心市街地の人通りが少ない、活気がない」という市民意識を踏まえ、都市機能の充実や観光交流等の促進により来街者を増やすとともに、経済活力の向上を促す基盤整備が求められている。

【新たな状況】

- ・中核市への移行とあわせて連携中枢都市圏の形成を目指しており、山陰東部圏域の中心としての拠点性を高めるための都市基盤の整備、交通結節点としての機能強化が求められている。

【今後の方向性】

中心市街地の魅力と来街者の利便性の向上、民間投資の拡大につながる基盤整備を促進するとともに、施設間の連携を強化し、賑わいが中心市街地全体に波及する仕組みづくりに取り組むことが必要である。

② 都市福利施設の整備

【事業の成果】

- ・ホールや子育て施設、鳥取医療看護専門学校の整備・運営により、交流機能、子育て機能の充実、若年層の来街者の増加につながった。
- ・パレットとっとりふれあいホール周辺の歩行者通行量が増加したほか、パレットとっとり市民交流ホールの利用者が年間約1万6千人、鳥取医療看護専門学校の学生が560人（定員）と来街者の増加や集客効果につながっている。

- ・鳥取赤十字病院の整備や鳥取医療看護専門学校の開校により、地域医療の維持・充実に寄与するとともに、居住促進にもつながっている。

【課題等】

- ・少子高齢化の進展を踏まえ、安全・安心に暮らせる生活環境とともに、子育て環境のさらなる充実が求められている。
- ・中心市街地の「人通りが少ない、活気がない」という市民意識を踏まえ、都市機能の充実により来街者を増やす取り組みが求められている。

【新たな状況】

- ・中核市への移行とあわせて連携中枢都市圏の形成を目指しており、山陰東部圏域の中心として拠点性を高めるため、都市機能等さまざまな機能を充実させる必要がある。

【今後の方向性】

健康づくり・子育て、公共サービスなどの都市機能、交流機能、防災機能等をさらに充実させることにより、中心市街地の居住の魅力と利便性・快適性の向上、また、来街者の増加や集客効果の周辺への波及に取り組むことが必要である。

③ 街なか居住の推進

【事業の成果】

- ・U J I ターン促進事業により、平成 25～28 年度に中心市街地に 91 人の移住定住者があり、居住人口の社会増に一定の成果を上げた。
- ・中心市街地での住まいの総合相談窓口の設置や定住体験施設の運営などにより、市外からの定住希望者に対し、中心市街地の居住に関する情報や居住体験の機会を提供した。
- ・リノベーションまちづくり事業により、若者を中心として、まちづくりや空き家等を活用した居住に対する関心も高まっており、中心市街地への転入の動機づけとなっている。

【課題等】

- ・中心市街地では少子高齢化が市全域と比べて進展している。特に鳥取城跡周辺地区ではその傾向が顕著に見られるとともに、居住人口も大きく減少しており、新たな対応が求められている。
- ・まちなか居住者支援事業や既存ストック活用支援事業など各種支援制度の利用は低調であり、空き家、低未利用地などの利活用があまり進んでいない。
- ・少子高齢化の進展とともに、地域コミュニティ機能の低下が懸念されている。

【今後の方向性】

中心市街地では少子高齢化が市全域と比べて進展していることを踏まえ、地域の活力やコミュニティ機能の充実のため、空き家などを活用した戸建て住宅への居住ニーズの対応、子育て環境の充実など、特に若年層を対象とした居住促進に重点的に取り組んでいく必要がある。

④ 商業の活性化

【事業の成果】

- ・パレットとつとりが年間約 62 万人、五臓圓ビルが約 3 万 1 千人の入館者を数えた。また、中心市街地活性化イベント支援事業で約 2 万 9 千人、市道駅前太平線賑わい空間活用事業で約 6 万 2 千人、わらべ館、仁風閣も年間を通じたイベント開催等により、合わせて約 17 万 2 千人の集客があった。年間を通じて多様なイベントが継続的に実施されることにより、中心市街地の集客増につながっている。また、主催者に対する支援等を通じて中心市街地活性化の取り組みを担う人材の育成につながっている。
- ・空き店舗対策事業、新規創業・開業支援事業等の成果により、新規開業数は年間 20 店舗以上で推移している。
- ・個性的な店舗の新規開業、民間まちづくり会社が主体となったりノバージョン手法による空き店舗の利活用により、中心市街地の新たな魅力の創出につながった。
- ・本通商店街のアーケード整備、川端通りの老朽化したアーケード撤去等による通り環境の改善、商店街アーケードLED照明の導入促進などにより、商店街等に新たな魅力が加わった。
- ・インターネット、電子メール、紙媒体、ヒトによる案内と、幅広い手段による継続的な中心市街地の情報提供の仕組みが加わったことにより、中心市街地の魅力の発信につながっている。

【課題等】

- ・イベント等による集客効果が一時的であり恒常的な賑わいにつながっていない。
- ・新規開業数は増加したものの廃業する店舗も多く、商店街の空き店舗数は増加傾向にある。
- ・事業所数や従業員数、小売の年間販売額等、地価は減少し続けている。
- ・廃業の要因として収益低下、経営者の高齢化と後継者の不在が考えられる。

【新たな状況】

- ・鳥取城跡大手登城路の復元が完了する予定であり、その活用を通じて、市民の憩いの場として、また観光資源としての魅力向上を図る必要がある。

【今後の方向性】

一定の新規開業はあったものの廃業する店舗も多い。廃業の要因の一つとして、売場面積あたりの年間販売額が減少し続けていることから、収益の低下が考えられる。このため交流人口の拡大とあわせて、回遊・滞在性を高めその効果を消費に波及させる取り組みを強化する必要がある。特に既存個店の経営強化や事業承継への支援、新規開業の促進を行うことで、来街する目的となるような個性ある魅力を創出する。

⑤ 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進

【事業の成果】

- ・100 円循環バス「くる梨」の路線を増設したことにより利用客数が年間約 38 万人に達し、来街者や居住者の利便性が高まるとともに、回遊性の向上につながっている。

- ・レンタサイクル利用台数は一カ月当たり約 160 台、駐輪場利用台数は一日当たり約 100 台を数え、中心市街地における利便性、回遊性の向上が図られたとともに、来街者の魅力向上につながっている。
- ・市道駅前太平線の歩道空間に椅子、テーブル等の休憩施設を設置し、歩行者が憩える滞在空間を設けることで、イベントなどで来街者が滞在する際の利便性向上につながっている。

【課題等】

- ・少子高齢化の進展によって、自家用車に依存しない移動手段としての、利便性の高い公共交通機関の充実が求められている。
- ・公共交通と組み合わせたまちなか周遊ルートなど、来街者の回遊性を高めるための活用が不足している。

【新たな状況】

- ・中核市への移行とあわせて連携中枢都市圏の形成を目指しており、山陰東部圏域の中心として拠点性を高めるため、さまざまな機能の充実とともに、公共交通機関の機能強化が求められている。

【今後の方向性】

100 円循環バスの路線の見直し等により各交通手段や各主要施設間との連携を強化し、公共交通の利便性の充実を図りながら、市民の移動手段はもとより来街者の回遊性向上に向けて取り組む必要がある。

(5) 定性的評価

○住民の意識

平成 24 年と平成 29 年に実施した市民アンケート調査の結果を比較すると中心市街地の印象について、「悪い」、「やや悪い」との回答が増加した (44.4→50.7%)。「悪い」、「やや悪い」の理由として、「人通りが少ない・活気がない」、「空き店舗・シャッターが閉まった店舗が多い」などが多く挙げられた。また、「5 年前と比べて中心市街地に出かける機会が増えたか」の問いに対しては、「減った」、「やや減った」と答えた人が 33.7%で、「増えた」、「やや増えた」の 16.7%を大きく上回った。目標指標は最新値では達成しているものの中心市街地の賑わいが市民の実感として感じられておらず、訪れたいくなるような魅力や活気も十分でないことがうかがえる。

居住に関しては、中心市街地に住みたいと思うかという問いに対し、「思う」と「やや思う」をあわせた割合 (31.3%) が前回調査時の割合 (24.9%) と比べて増加した。近年の民間集合住宅による転入傾向から、中心市街地への居住に対するニーズは高まっていると考えられる。

○中心市街地活性化協議会の意見

鳥取市中心市街地活性化協議会では、鳥取市をはじめ経済団体や大学等の関係機関で構成するタウンマネジメント会議等を定例で開催し、基本計画掲載事業の進捗状況等について情

報共有を図るとともに、推進における課題やその対応方策について検討を行い、中心市街地活性化の総合調整を図ってきた。計画期間内における各事業の推進については、事業運営支援や事業設計を行い、賑わいの創出に向けては、新規創業者等による空き店舗活用の促進やイベント開催支援に取り組んだ。また、計画における重点施策の実現を図るため、新たな事業開発を目指した調査や実証等を行っている。

前計画のフォローアップに関する報告における、中心市街地活性化協議会の意見を以下のとおり整理する。

<平成 25 年度>

平成 25 年度の基本計画の進捗については、各種数値目標を達成することができており、当協議会で調査を行った新規開業の状況としても、徐々に若い世代や特色のある業種、不足業種の出店が増えてきており、基本計画は概ね順調に進捗していると考ええる。

<平成 26 年度>

平成 26 年度の基本計画の状況については、各種数値目標を達成することができており、計画掲載事業が中心市街地の活性化に対して効果的に実施されていると捉えられる。商店街振興組合等により拠点施設や通り環境が整備され、施設入館者数の堅調な伸びやイベント開催による大規模集客が実現されている状況も見受けられ、基本計画は概ね順調に進捗していると考ええる。

<平成 27 年度>

平成 27 年度の基本計画の状況については、各種数値目標を達成することができており、計画掲載事業が中心市街地の活性化に対して効果的に実施されていると捉えられる。商店街振興組合等により拠点施設や通り環境が整備され、加えて若手の民間事業者によるリノベーションまちづくりの動きが活発化している状況も見受けられ、基本計画は概ね順調に進捗していると考ええる。

<平成 28 年度>

平成 28 年度の基本計画の状況については、各種数値目標を達成することができており、計画掲載事業が中心市街地の活性化に対して効果的に実施されていると捉えられる。商店街振興組合等では整備された拠点施設や通り環境を活用したソフト事業を活発に行っており、中心市街地の賑わいや商業振興につながっている。また、鳥取市のリノベーションまちづくり構想が策定されるとともに、民間事業者によるリノベーション事業が顕在化しており、基本計画は概ね順調に進捗していると考ええる。

[5] 中心市街地活性化の課題

地域の現状に関する統計的なデータ及び地域住民のニーズ等の分析、第2期計画における取り組みの検証と今後生じる新たな状況などを踏まえ、主な課題を次のとおり整理する。

① 恒常的な賑わいの創出

2期計画目標「賑わいの創出」の目標指標である「主要10地点歩行者・自転車通行量（平日・休日）」は、平成29年度時点で目標値を上回っている。計画期間中の通行量推移と計測地点ごとの増減を分析すると、大型イベントがその周辺地点での通行量に大きく影響を及ぼしている。また、市民意識においては「人通りが少ない・活気がない」が中心市街地の印象が良くないことの一の理由となっている。これらのことから、恒常的な賑わいといった点では不十分であり、そのことが市民意識にも反映されたものと考えられる。

以上の点から新たな課題である恒常的な賑わいの創出のため、鳥取駅周辺の拠点性の向上や、鳥取城跡等の地域資源を活用したまちなか観光の振興、市民活動等の推進により、交流人口の拡大を図る必要がある。

現状等	課題
(統計的なデータ) ●日常的な通行量の不足	●恒常的な賑わいの創出 ・鳥取駅周辺の拠点性の向上 ・地域資源を活かしたまちづくりの推進 ・交流人口の拡大
(地域住民のニーズ等) ●中心市街地に出かける機会が減少 ●中心市街地の印象が良くない ・人通りが少ない、活気がない ●人が集まる賑やかな交流・観光のまちづくりが求められている	

② 経済活力の再生

2期計画目標「賑わいの創出」の目標指標である「新規開業数」は、平成28年度時点で目標値を上回っている。一方で、一定の新規開業があるにもかかわらず、空き店舗数は増加傾向となっている。売場面積あたりの年間販売額が減少していることから、廃業などによる事業所等の減少が、新規開業による増加よりも上回っていると考えられる。市民意識においては、中心市街地の印象も「悪い」、「やや悪い」が過半数を占めており、その理由の上位は「空き店舗・シャッターが閉まった店舗が多い」、「店舗の魅力がない」となっている。さらに中心市街地区域の地価は下落し続けている。これらのことから、中心市街地の経済活力が低下していると考えられる。

以上の点から新たな課題である経済活力の再生のため、鳥取駅周辺の交通結節点としての機能強化や、まち歩き等の推進、既存個店の経営強化や新規開業の促進による魅力の創出を進める。これらの取り組みにより、来街者の回遊・滞在性を高め消費を拡大し、経済活力の向上を図る必要がある。

現状等	課題
(統計的なデータ) ●事業所数・商店数の減少 ●小売の年間販売額及び売場面積あたりの年間販売額の減少 ●空き店舗の増加 ●地価の下落	●経済活力の再生 ・来街者の回遊・滞在性の向上 ・既存個店の経営強化、新規開業の促進、空き店舗の利活用による魅力の創出 ・消費の拡大
(地域住民のニーズ等) ●中心市街地に出かける機会が減少 ●中心市街地の印象が良くない ・空き店舗・シャッターが閉まった店舗が多い ・店舗等の魅力がない ●人が集まる賑やかな交流・観光のまちづくりが求められている	

③ 多世代の交流

2期計画目標「街なか居住の推進」の目標指標である「中心市街地の居住人口（社会増減数）」については、平成28年度時点で目標値を上回っている。要因としては、UJIターン促進事業などによる移住・定住者の積極的な受け入れや、低未利用地等への民間集合住宅の建設の効果が大きい。一方で、既存ストックの活用等による居住の推進については、各種居住支援制度の利用は低調であり、空き家の利活用が進まない状況となっている。居住人口の自然減を民間集合住宅への転入で相殺している現状から、空き家の数は今後もさらに増加すると考えられる。また、中心市街地の少子高齢化は市全域よりも進展している。特に鳥取城跡周辺地区の居住人口は減少しており、高齢化率も高くなっている。さらには、少子高齢化等による地域コミュニティ機能の低下も懸念される。市民の居住に関連する意識調査においては、「中心市街地に住みたいと思う」という割合が前回調査時と比べて増加している。近年の民間集合住宅による転入傾向から、中心市街地への居住ニーズは一定程度存在すると考えられる。なお、空き家バンクへの借り手からの相談などでも、中心市街地の賃貸・売買物件を求める問い合わせがある。

以上の点から新たな課題である、多世代の交流による活気ある中心市街地を形成するため、市全域と比べ少子高齢化が急速に進んでいる中心市街地においては、特に子育て世代を含む若年層の居住促進を図る必要がある。そのためには特に、空き家等の利活用（戸建て住宅を求めるニーズにマッチさせる）、子育て環境・地域コミュニティ機能の充実、安全・安心に暮らせる生活環境づくりや生活利便性の向上に取り組む必要がある。

現状等	課題
(統計的データ) ●少子高齢化の進展、地域コミュニティ機能の低下 ●鳥取城跡周辺地区の居住人口の減少 ●空き家、低未利用地等の増加傾向	●多世代の交流 ・若年層（子育て世代を含む）の居住促進 ・子育て環境・地域コミュニティ機能の充実 ・安全・安心に暮らせる生活環境づくり ・生活利便性の向上 ・空き家・低未利用地等の利活用促進
(地域住民のニーズ等) ●まちなか居住が進むために重要なこと ・日常の買い物が便利になる ・都市施設の充実（医療、福祉、娯楽、子育てなど） ●災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりが求められている	

[6] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

（1）中心市街地活性化の基本方針

2期計画の検証を踏まえた新たな課題として恒常的な賑わいの創出、経済活力の再生、多世代の交流などがあげられる。

また、新たな状況として、本市は中核市への移行とあわせて、山陰東部圏域における「連携中枢都市圏」の形成を目指しており、本市はその中心市としての役割が求められている。さらには市役所本庁舎の移転や鳥取城跡周辺整備も予定されている。

これらを踏まえ、本計画では広域から様々な人々が集うことで、地域や世代がつながり、賑わいや活力、交流のある、山陰東部の都市核としての中心市街地を目指すため、基本方針を次のとおり設定する。

① テーマ

集い、つながる、とっとりのまち 山陰東部の都市核づくり

② 基本方針

◆交流による活気のあるまち

自然、歴史、文化など鳥取らしさをいかした観光交流や、地域交流を通じて、活気にあふれる中心市街地の形成を目指す。

◆誰もが豊かに暮らせるまち

これからのまちを担う若者が、暮らし働き交流することを通じて、さまざまな世代の人々が豊かでいきいきと暮らすことができる中心市街地の形成を目指す。

③ エリアコンセプト（地区別の方向性）

鳥取駅周辺地区

「山陰東部圏域の中心市の核として、駅を中心にさまざまな機能が集積する舞台」

山陰東部圏域の中心市の核としての役割を担い、交通結節点である駅を中心として、都市機能や交流機能、防災機能などさまざまな機能が集積し、人々が行き交う舞台

鳥取城跡周辺地区

「歴史・文化等を有する観光交流と、豊かな居住の舞台」

鳥取城跡等を中心とする歴史・文化、久松山を背景にした良好な景観等の資源を有する観光交流の舞台、幅広い世代の人々が安全・安心で快適に住み続けることができる舞台

エリアコンセプト



[2] 区域

区域設定の考え方

(1) 区域の広さ

鳥取駅周辺地区と鳥取城跡周辺地区の商業施設や業務、公共公益施設が集積している地区を中心として、文化、教育、居住、商業機能ほか多様な都市機能が集積している地区約 210ha を中心市街地区域とした。

(2) 中心市街地の境界

- 東側の境界は、都市計画道路大工町土居叶線
- 南側の境界は、県道秋里吉方線～イオン鳥取店
- 西側の境界は、鹿野街道～トスク西～明徳小学校西～幸町棒鼻公園
- 北側の境界は、久松公園北～鳥取西高校北～鳥取県庁北～県道若葉台東町線

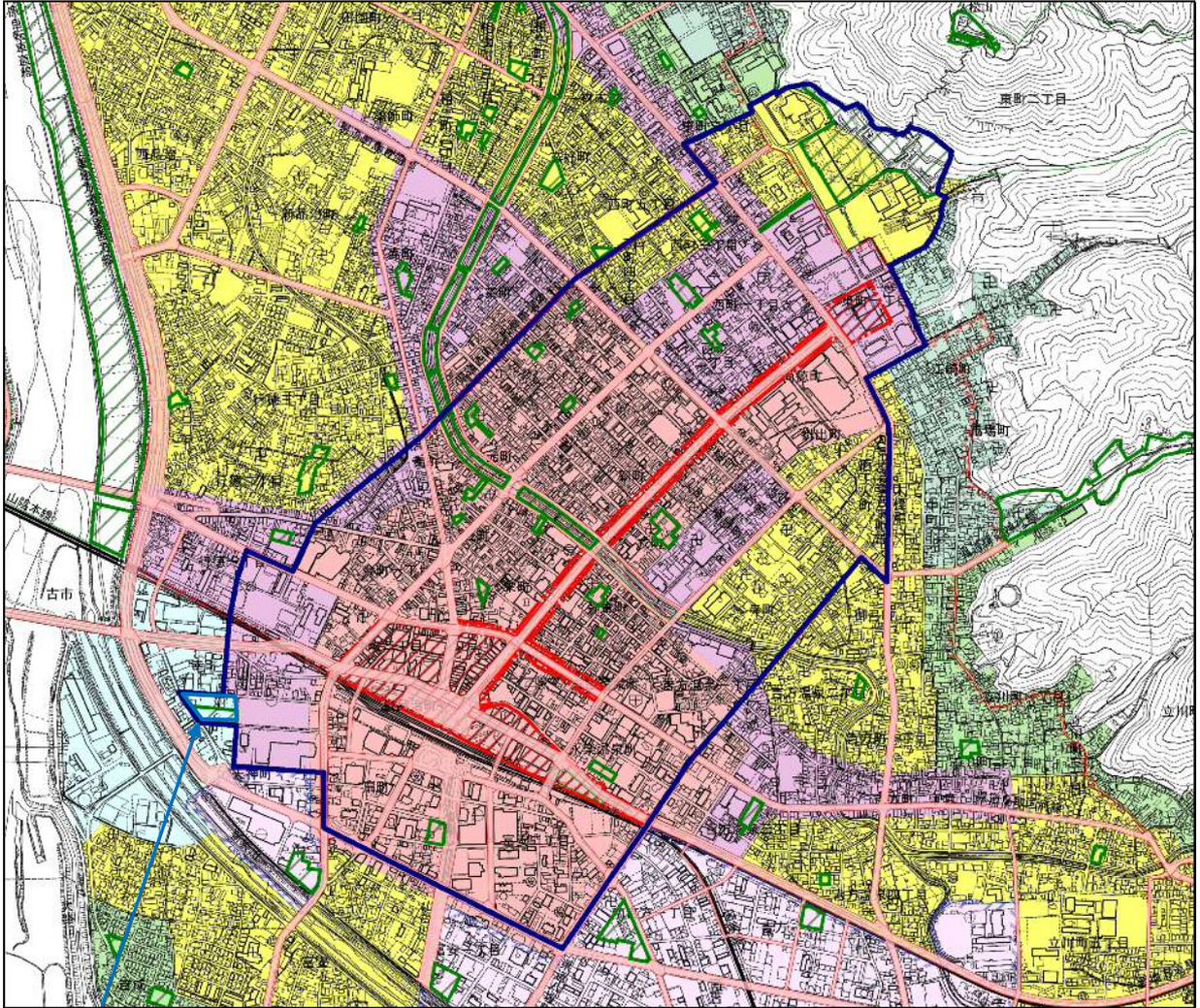
(3) 区域設定の理由

まちの成り立ちや歴史からも「鳥取駅周辺地区」と「鳥取城跡周辺地区」は中心市街地の核である。この2地区を核とし、その2つの核をつなぐ若桜街道、智頭街道を軸とした区域を基本とし、相当数の小売商業、各種事業所が集積した商業地域・近隣商業地域を中心とした区域を中心市街地区域とする。

また、鳥取駅南側においても昭和55年の鉄道高架によって、駅北側と一体となり、各種都市機能が集積されており、総合的、一体的な活性化事業の推進によって、本市と周辺地域の発展に寄与するため中心市街地とする。なお、令和元年度に移転が予定されている市役所本庁舎の整備にあわせて、中心市街地の交流機能や防災機能の充実を図る事業を計画しているため、前計画の区域に加えて、新本庁舎建設地西側の隣接地を区域に含める。

本区域内を運行する路線バスが「市内回り便」と呼ばれることや、100円循環バス「くる梨」が平成15年より本区域を中心に運行され始めたことから、当該区域が中心市街地であることについては、市民共通の認識である。

(区域図)



拡大区域
(幸町棒鼻公園一帯)

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																																																																																																																					
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>① 小売業（商業集積地区）の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店数の対市シェアは 43.9%、年間販売額の対市シェアは 24.5%を占めている。 <p style="text-align: center;">表 2-1 中心市街地の商業の対市シェア</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">鳥取市</th> <th style="text-align: center;">中心市街地</th> <th style="text-align: center;">対市シェア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商店数（店）</td> <td style="text-align: center;">585</td> <td style="text-align: center;">257</td> <td style="text-align: center;">43.9%</td> </tr> <tr> <td>従業員（人）</td> <td style="text-align: center;">4,594</td> <td style="text-align: center;">1,267</td> <td style="text-align: center;">27.6%</td> </tr> <tr> <td>年間販売額（百万円）</td> <td style="text-align: center;">91,668</td> <td style="text-align: center;">22,469</td> <td style="text-align: center;">24.5%</td> </tr> <tr> <td>売場面積（㎡）</td> <td style="text-align: center;">147,540</td> <td style="text-align: center;">36,833</td> <td style="text-align: center;">25.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：平成 26 年商業統計表（立地環境特性格別統計）</p> <p>② 事業所の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済センサス基礎調査によると、鳥取市内の事業所の 26.0%が中心市街地に集積し、従業員の 23.4%が中心市街地で働いている。特に金融・保険業と公務は、従業員数の対市シェアがそれぞれ約 7 割を占めている。 <p style="text-align: center;">表 2-2 中心市街地の事業所と従業員数のシェア</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">産業分類</th> <th colspan="2">鳥取市</th> <th colspan="2">中心市街地</th> <th colspan="2">対市シェア</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>従業員数</th> <th>事業所数</th> <th>従業員数</th> <th>事業所数</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業</td> <td style="text-align: center;">88</td> <td style="text-align: center;">852</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">3.4%</td> <td style="text-align: center;">3.9%</td> </tr> <tr> <td>鉱業</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0.0%</td> <td style="text-align: center;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td style="text-align: center;">773</td> <td style="text-align: center;">5,989</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">311</td> <td style="text-align: center;">7.0%</td> <td style="text-align: center;">5.2%</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td style="text-align: center;">580</td> <td style="text-align: center;">12,142</td> <td style="text-align: center;">47</td> <td style="text-align: center;">399</td> <td style="text-align: center;">8.1%</td> <td style="text-align: center;">3.3%</td> </tr> <tr> <td>電機・ガス・熱供給・水道業</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">473</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">18.8%</td> <td style="text-align: center;">4.7%</td> </tr> <tr> <td>運輸・通信業</td> <td style="text-align: center;">260</td> <td style="text-align: center;">5,011</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">1,546</td> <td style="text-align: center;">20.4%</td> <td style="text-align: center;">30.9%</td> </tr> <tr> <td>卸売・小売業・飲食店</td> <td style="text-align: center;">3,600</td> <td style="text-align: center;">25,072</td> <td style="text-align: center;">1,226</td> <td style="text-align: center;">6,485</td> <td style="text-align: center;">34.1%</td> <td style="text-align: center;">25.9%</td> </tr> <tr> <td>金融・保険業</td> <td style="text-align: center;">225</td> <td style="text-align: center;">2,898</td> <td style="text-align: center;">120</td> <td style="text-align: center;">2,192</td> <td style="text-align: center;">53.3%</td> <td style="text-align: center;">75.6%</td> </tr> <tr> <td>不動産業</td> <td style="text-align: center;">596</td> <td style="text-align: center;">1,794</td> <td style="text-align: center;">168</td> <td style="text-align: center;">514</td> <td style="text-align: center;">28.2%</td> <td style="text-align: center;">28.7%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td style="text-align: center;">3,400</td> <td style="text-align: center;">34,710</td> <td style="text-align: center;">792</td> <td style="text-align: center;">6,780</td> <td style="text-align: center;">23.3%</td> <td style="text-align: center;">19.5%</td> </tr> <tr> <td>公務</td> <td style="text-align: center;">121</td> <td style="text-align: center;">5,000</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">3,683</td> <td style="text-align: center;">37.2%</td> <td style="text-align: center;">73.7%</td> </tr> <tr> <td>総数（全産業）</td> <td style="text-align: center;">9,660</td> <td style="text-align: center;">93,944</td> <td style="text-align: center;">2,511</td> <td style="text-align: center;">21,965</td> <td style="text-align: center;">26.0%</td> <td style="text-align: center;">23.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：平成 26 年経済センサス基礎調査</p>		鳥取市	中心市街地	対市シェア	商店数（店）	585	257	43.9%	従業員（人）	4,594	1,267	27.6%	年間販売額（百万円）	91,668	22,469	24.5%	売場面積（㎡）	147,540	36,833	25.0%	産業分類	鳥取市		中心市街地		対市シェア		事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	農林漁業	88	852	3	33	3.4%	3.9%	鉱業	1	3	0	0	0.0%	0.0%	建設業	773	5,989	54	311	7.0%	5.2%	製造業	580	12,142	47	399	8.1%	3.3%	電機・ガス・熱供給・水道業	16	473	3	22	18.8%	4.7%	運輸・通信業	260	5,011	53	1,546	20.4%	30.9%	卸売・小売業・飲食店	3,600	25,072	1,226	6,485	34.1%	25.9%	金融・保険業	225	2,898	120	2,192	53.3%	75.6%	不動産業	596	1,794	168	514	28.2%	28.7%	サービス業	3,400	34,710	792	6,780	23.3%	19.5%	公務	121	5,000	45	3,683	37.2%	73.7%	総数（全産業）	9,660	93,944	2,511	21,965	26.0%	23.4%
	鳥取市	中心市街地	対市シェア																																																																																																																			
商店数（店）	585	257	43.9%																																																																																																																			
従業員（人）	4,594	1,267	27.6%																																																																																																																			
年間販売額（百万円）	91,668	22,469	24.5%																																																																																																																			
売場面積（㎡）	147,540	36,833	25.0%																																																																																																																			
産業分類	鳥取市		中心市街地		対市シェア																																																																																																																	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数																																																																																																																
農林漁業	88	852	3	33	3.4%	3.9%																																																																																																																
鉱業	1	3	0	0	0.0%	0.0%																																																																																																																
建設業	773	5,989	54	311	7.0%	5.2%																																																																																																																
製造業	580	12,142	47	399	8.1%	3.3%																																																																																																																
電機・ガス・熱供給・水道業	16	473	3	22	18.8%	4.7%																																																																																																																
運輸・通信業	260	5,011	53	1,546	20.4%	30.9%																																																																																																																
卸売・小売業・飲食店	3,600	25,072	1,226	6,485	34.1%	25.9%																																																																																																																
金融・保険業	225	2,898	120	2,192	53.3%	75.6%																																																																																																																
不動産業	596	1,794	168	514	28.2%	28.7%																																																																																																																
サービス業	3,400	34,710	792	6,780	23.3%	19.5%																																																																																																																
公務	121	5,000	45	3,683	37.2%	73.7%																																																																																																																
総数（全産業）	9,660	93,944	2,511	21,965	26.0%	23.4%																																																																																																																

(第1号要件続き)

③ 通勤・通学圏

・平成27年国勢調査「従業地・通学地集計結果」によると、鳥取市で従業・就学する15歳以上の就業者・通学者数109,521人のうち、11.7%にあたる12,807人は近隣市町村及び県外の常住者であり、隣接する八頭町(4,559人)、岩美町(2,564人)、智頭町(1,073人)から多くの人が鳥取市内に通勤・通学している。

図2-1 鳥取市の居住地別従業者数



資料：平成27年国勢調査

④ 都市施設の集積

・中心市街地には、市役所、県庁、国の出先機関等の公共機関や、県内でも有数の規模であるとりぎん文化会館等の文化施設、病院、高齢者施設、幼稚園、商業施設等の主要な都市施設が見られ、大学、病院等一部が郊外に移転したものの、多くは中心市街地に集積している。

表2-3 主な公共公益施設（中心市街地）

	施設名	設置者
公共機関	鳥取第一地方合同庁舎	国
	鳥取第二地方合同庁舎	国
	鳥取地方検察庁	国
	鳥取年金事務所	特殊法人
	鳥取労働局	国
	ハローワーク鳥取	国
	鳥取地方裁判所	国
	鳥取森林管理署	国
	鳥取県庁（本庁舎、第二庁舎）	県
	鳥取市庁（本庁舎、第二庁舎、駅南庁舎）	市
	鳥取県警察本部	県
	鳥取消防署東町出張所	一部事務組合
	鳥取中央郵便局	民
	鳥取商工会議所	民
文化・スポーツ施設	とりぎん文化会館	県
	鳥取市民会館	市
	鳥取県立図書館	県
	鳥取県立公文書館	県
	鳥取市立中央図書館	市
	鳥取県立博物館	県
	わらべ館	県・市
	城下町とっとり交流館「高砂屋」	市
	鳥取市武道館	市
	県民ふれあい会館（生涯学習センター）	県

(第1号要件続き)

	鳥取市福祉文化会館	市	
	市民活動拠点アクティブとっとり (さざんか会館内)	市	
医療・福祉施設	鳥取赤十字病院	民	
	鳥取生協病院	民	
	鳥取産院	民	
	鳥取県東部歯科医師会休日急患歯科診療所	民	
	鳥取市総合福祉センター (さざんか会館)	市	
	障害者福祉センター (さわやか会館)	市	
	高齢者福祉センター	市	
	鳥取中央地域包括センター (市駅南庁舎内)	市	
	久松保育園	公設民営	
	むつみ保育園	民	
	すぺーす Comodo (コモド)	民	
	教育施設	愛真幼稚園	民
		小さき花園幼稚園	民
鳥取第一幼稚園		民	
鳥取ルーテル幼稚園		民	
久松小学校		市	
遷喬小学校		市	
日進小学校		市	
明德小学校		市	
鳥取西高等学校		県	
鳥取敬愛高等学校		民	

資料：鳥取市市勢要覧、鳥取県ホームページ

⑤ 公共交通の集中

- ・山陰で最も乗車人数の多い鉄道駅であるJR鳥取駅(394万人/平成28年)が中心市街地に位置し、また鳥取駅前には主要路線バス、市内循環バス、観光ルートバス等の集結するバスターミナルがあり公共交通の要衝となっている。

図2-2 市内バスルートマップ



資料：鳥取交通マップ (鳥取市作成)

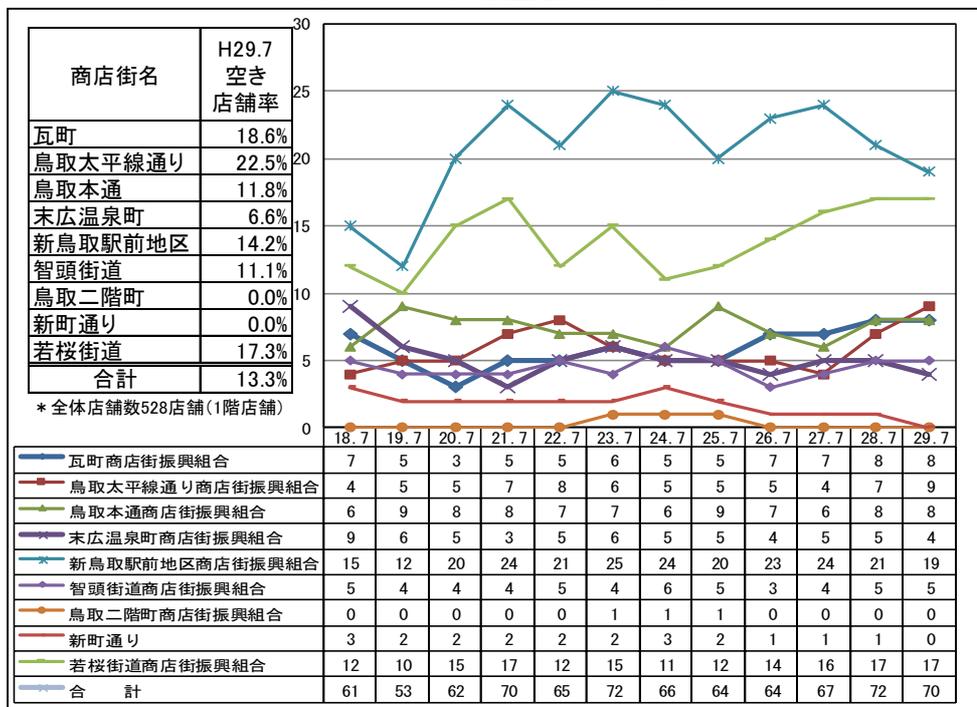
第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

① 空き店舗の目立つ商店街

・中心市街地の主要商店街の空き店舗数は合計で70店舗あり、賑わいの中心である駅周辺や主要路線の沿線に空き店舗が目立つ状況となっている。

図2-3 商店街別空き店舗の推移



資料：鳥取市中心市街地活性化協議会

注：新町通商店街は、振興組合が解散（平成20年度）

② 小売業（商業集積地区）の低迷

・平成16年と平成26年を比較すると、中心市街地は全項目で減少しており、対市シェアも全項目で減少している。

表2-4 中心市街地の商業の対市シェア推移

項目	年次	鳥取市	中心市街地	対市シェア
商店数（店）	H16	987	473	47.9%
	H26	585	257	43.9%
従業員数（人）	H16	6,283	1,972	31.4%
	H26	4,594	1,267	27.6%
年間販売額 （百万円）	H16	120,399	32,808	27.2%
	H26	91,688	22,469	24.5%
売場面積（㎡）	H16	165,052	45,584	27.6%
	H26	147,540	36,833	25.0%

資料：平成26年商業統計（立地環境特性別統計）

(第2号要件続き)

③ 事業所の集積の低下

・平成3年から平成26年の事業所数、従業員数の対市シェアをみると、事業所数が32.1%から26.0%で6.1ポイント減少、従業員数では29.8%から23.4%で6.4ポイント減少している。

図2-4 事業所数の推移

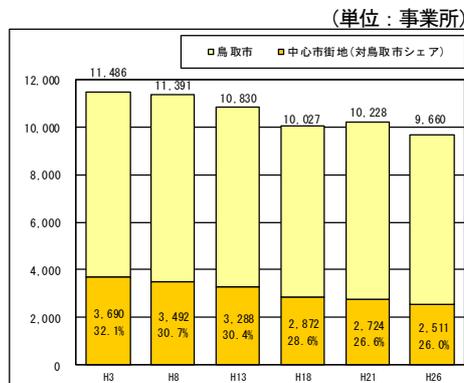
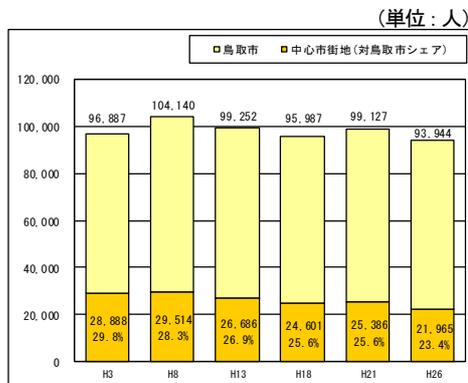


図2-5 従業員数の推移

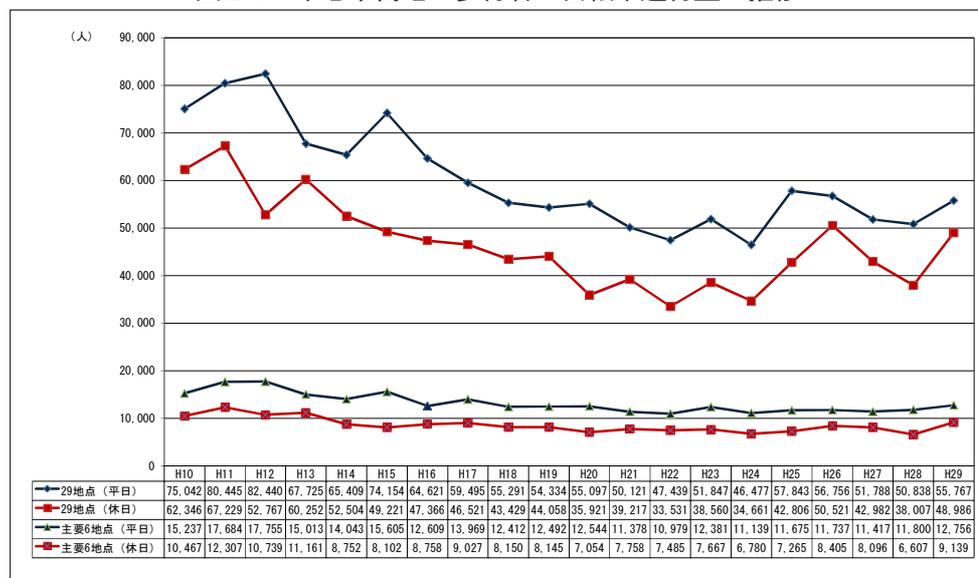


資料：平成18年までは事業所・企業統計、平成21年以降は経済センサス基礎調査
 *事業所・企業統計調査と経済センサス基礎調査は、集計方法が異なるため、単純比較できない。

④ 歩行者・自転車通行量の減少

・平成29年度の中心市街地29地点における歩行者・自転車通行量の合計は、減少傾向にあり、平日は平成10年度の74.3%、休日は78.6%に減少している。中心市街地6地点についても同様に減少傾向にあり、平日は83.7%、休日は87.3%に減少している。

図2-6 中心市街地の歩行者・自転車通行量の推移



資料：鳥取商店街連合会「通行量調査結果報告書」

※通行量は中心市街地29地点の合計

※平成24年までは、平日：7月または8月の木曜日、休日：8月の日曜日

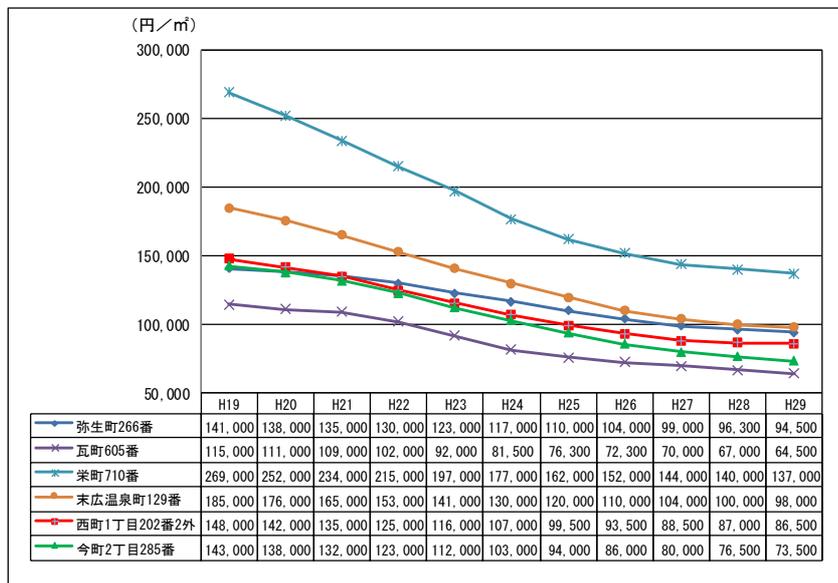
平成25年以降は、平日：10月または11月の木曜日、休日：10月または11月の日曜日

(第2号要件続き)

⑤ 地価の下落

- ・ 中心市街地の各地点において、地価は大きく下落している。中心市街地で最も地価の高い栄町710番の平成29年地価は、平成19年の50.9%にまで落ち込んでいる。

図2-7 中心市街地の地価の推移

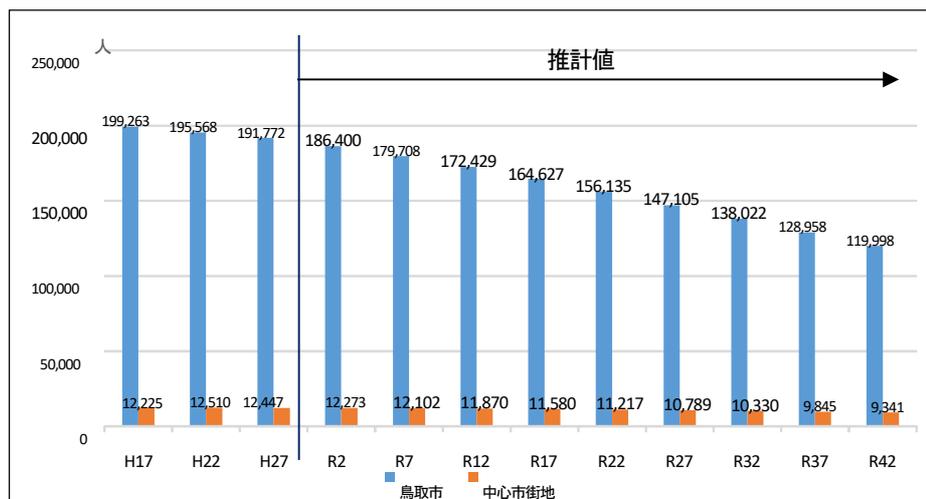


資料：地価公示価格

⑥ 人口の減少

- ・ 中心市街地の人口は、近年はほぼ横ばいで推移している。しかしながら、本市の人口は平成27年191,772人であったが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和42年には119,998人まで減少するとされており、中心市街地においても現在の人口を今後も維持していくことは困難であると予測される。

図2-8 中心市街地の人口の推移



資料：平成27年までは住民基本台帳（各年3月末現在）

* 令和2年以降は、国立社会保障人口問題研究所推計値に基づき推計値

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

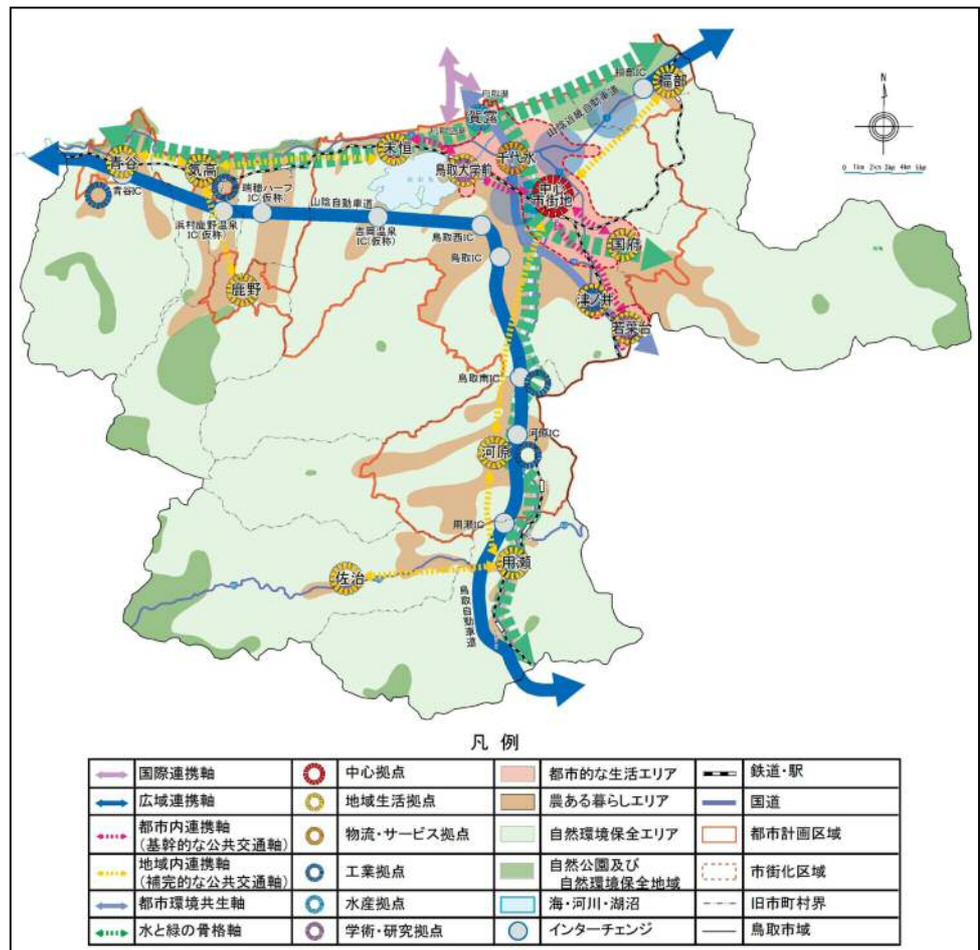
① 総合計画における位置付け(第10次鳥取市総合計画 平成28年4月)

鳥取市では、中心市街地と生活拠点を有機的に結ぶ多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進めている。この中で、中心市街地を次のように位置付けている。

「中心市街地は、行政、商業、医療、福祉、交通、教育、文化等の都市機能が集積した、本市ならびに鳥取県東部地域の中心拠点です。

都市機能と居住の集積を活かした魅力とにぎわいのある中心市街地への再生を進めます。」

多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりのイメージ



② 都市計画マスタープランにおける位置付け(鳥取市都市計画マスタープラン 平成29年3月改訂)

既に高度な都市機能が集積している中心市街地を「中心拠点」、身近な生活サービス機能が集積している総合支所周辺などを「地域生活拠点」と定め、各拠点が提供するサービスを役割分担し、各拠点やその他の集落地をバスなどの公共交通で効率的に結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指している。

この中で、中心市街地を次のように位置付けている。

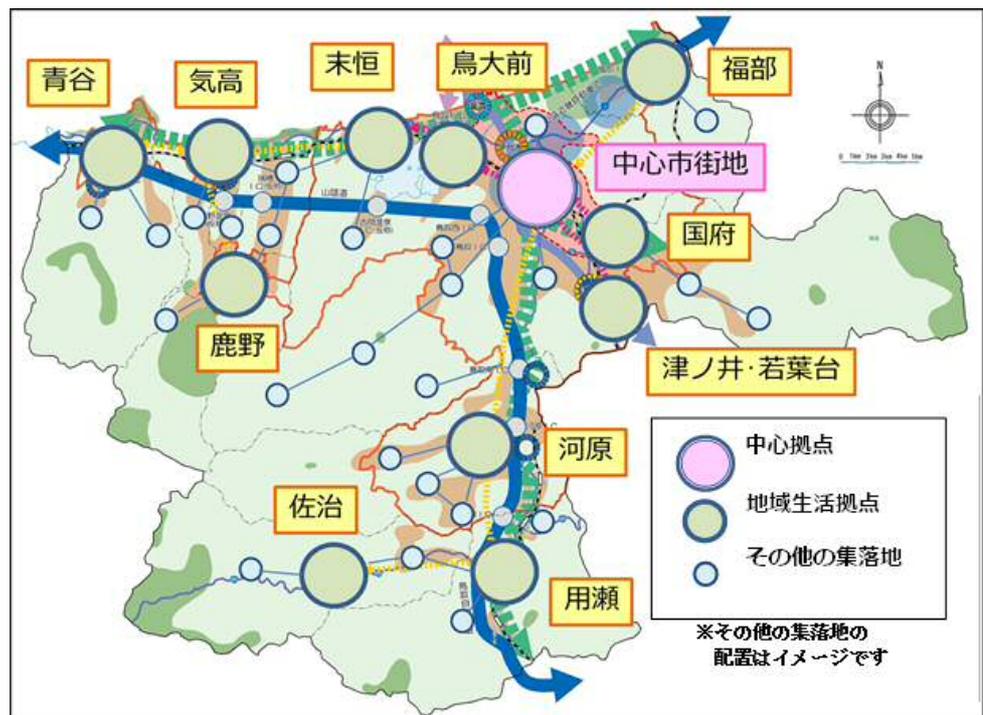
- ・中心市街地を「中心拠点」として位置付け、市域の中心として、行政

(第3号要件続き)

中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高次都市機能の集積と新たな文化・産業の創出及びそれらが市域全域に波及するための環境づくりを進め、賑わいと活気ある山陰地方をリードする中核市としての「求心力」を高めます。

- ・市域内外の人々が活発に交流する中心拠点として、公共交通の高いサービス水準を維持します。また、全市民が利用する高次都市機能の維持・充実と長期的な視点に基づく居住の促進を図り、高い人口密度を維持します。

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の概念図



③ 中心市街地活性化の周辺への波及効果

中心市街地は、道路、公園、文化、教育、福祉、行政、交通機関等の多種多様な既存インフラやストックを有しており、厳しい財政事情の続く中で、効果的な投資を行うためにも、既存ストック等を最大限、有効活用することが必要である。

また、中心市街地の経済活動の増進により、税収の増加が見込まれ、市域全体を管理するコストを安定的に賄うことができ、周辺地域を含めた本市全域の活力の維持・向上につながる。

さらに、本市中心市街地は、県東部をはじめ但馬地方における要衝として、多様な都市機能が集積しており、住民の活動において欠かせない地域となっていることから、中心市街地の活性化によってもたらされる更なる利便性・各種サービスの向上などの効果は、市内外に波及するものである。

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化の基本方針に基づき、本計画における中心市街地活性化の目標を次の3点で捉え、目標達成に向けた具体の事業展開を図る。

(1) 地域資源等を活かした交流人口の拡大

自然、歴史、文化など鳥取らしさを活かしたまちなか観光の振興や、市民活動等の促進により、交流人口の拡大を目指す。

(2) 回遊・滞在による経済活力の向上

来街者の回遊・滞在を促進するとともに、消費を促進することにより、経済活力の向上を目指す。

(3) 若年層のまちなか暮らしの促進

空き家等既存ストックの利活用や子育てにやさしい生活環境づくりなどにより、若年層を中心としたまちなか暮らしの促進を目指す。

[2] 計画期間の考え方

本計画の期間は、中核市への移行、市役所本庁舎の移転新築、鳥取城跡大手登城路の復元整備など、主要な事業の実施とその効果の発現を考慮し、平成30年4月から令和5年3月までの5年間とする。

[3] 目標達成に向けた取り組み

中心市街地活性化の目標を達成するための取り組みのうち、本計画では特に以下の取り組みを重点施策とする。

■重点施策

(1) 鳥取駅周辺の多様な機能の拡充による賑わいの再生

中核市への移行とあわせて進める連携中枢都市圏の形成において、本市は中心市としての役割が求められている。その本市の玄関口となる鳥取駅周辺では、交通結節点機能の強化や商業、公共サービス、交流、防災等のさまざまな機能の充実を図る。また、新たな人の流れを創出するため、バリアフリー化も含め、駅北側商店街から駅南口に至るアクセスの改善等により、賑わいを中心市街地全体へ波及させる。

(2) 地域資源等の活用による観光交流の促進

鳥取城跡周辺では、お堀端周辺の修景・景観保全の必要性を踏まえ、城跡の復元整備、道路機能の拡充等を進めるとともに、観光交流等による来街者の受け入れ態勢や、城跡周辺の案内機能、駐車場機能、商業機能等の充実を図ることにより、観光エリアとしての魅力向上を図る。

あわせて中心市街地にある鳥取民藝や鳥取温泉、さらには個性ある店舗やまちで活躍する人々、周辺部にある鳥取砂丘など、鳥取らしさを活かした魅力を発信することにより、中心市街地全体での集客力の向上を図る。

(3) 中心市街地の回遊・滞在性の向上による経済活力の向上

新規開業の促進や既存個店の経営強化による魅力の創出、公共交通機関やまち歩き等と連携した情報発信により、来街者が中心市街地を回遊し、多くの時間を過ごすことで消費につなげ、経済活力の向上を図る。

(4) 既存ストックの活用等による地域の再生

中心市街地における空き家など既存ストックを資源として活用し、新たな魅力の創出、これからのまちを担う事業者の育成や若年層の定住促進を図る。また、地域と連携した空き家などの掘り起こしや、地域課題の解決につながる活用を促進することで地域の再生を図る。

■ゾーンの設定

中心市街地活性化の目標の達成のためには、官民が共通の認識のもと関連事業を展開していくことが必要である。このため計画区域において、エリアコンセプトや目標達成のための重点施策等を踏まえ、複数のゾーンを以下のとおり設定する。

そのうえで、各ゾーンの機能の充実と相互の連携を図ることにより、中心市街地全体の活性化につなげる。

鳥取駅周辺地区

方向性：山陰東部圏域の中心市の核として、駅を中心にさまざまな機能が集積する舞台

・エントランス機能強化ゾーン・・・【駅周辺】

→歩行者導線の改善、交通結節点機能の強化、観光情報の発信、駅南北の回遊性向上などにより、市の玄関口としての魅力や機能の向上を図る。

・市民サービス・情報発信・防災機能集積ゾーン・・・【市役所新本庁舎建設地周辺】

→市役所本庁舎、防災倉庫や公園の整備により、市民サービス機能や防災機能を強化するとともに、情報発信スペース、コミュニティスタジオなどを活用した情報発信の充実を図る。

・福祉保健機能集積ゾーン・・・【市役所駅南庁舎周辺】

→中核市移行に伴う市役所駅南庁舎への保健所、保健センター・子育て支援機能の配置により、健康づくり、子育て支援の強化を図る。

・民藝観光推進ゾーン・・・【民藝館通り周辺】

→鳥取民藝等の地域資源を活かして、空き店舗活用や通り環境整備等により観光交流の促進を図る。

・賑わい魅力創出ゾーン・・・【二軸周辺】

→商店街が連なる通りとその周辺の商業機能が集積したゾーンであり、新規開業の促進や既存個店の経営強化、既存ストックの利活用を通じて、賑わいや魅力を創出する。
また、100円循環バス「くる梨」の活用、まち歩きの推進等により回遊・滞在性を強化する。

鳥取城跡周辺地区

方向性：歴史・文化等を有する観光交流、豊かな居住の舞台

・城跡観光推進ゾーン・・・【久松公園一帯】

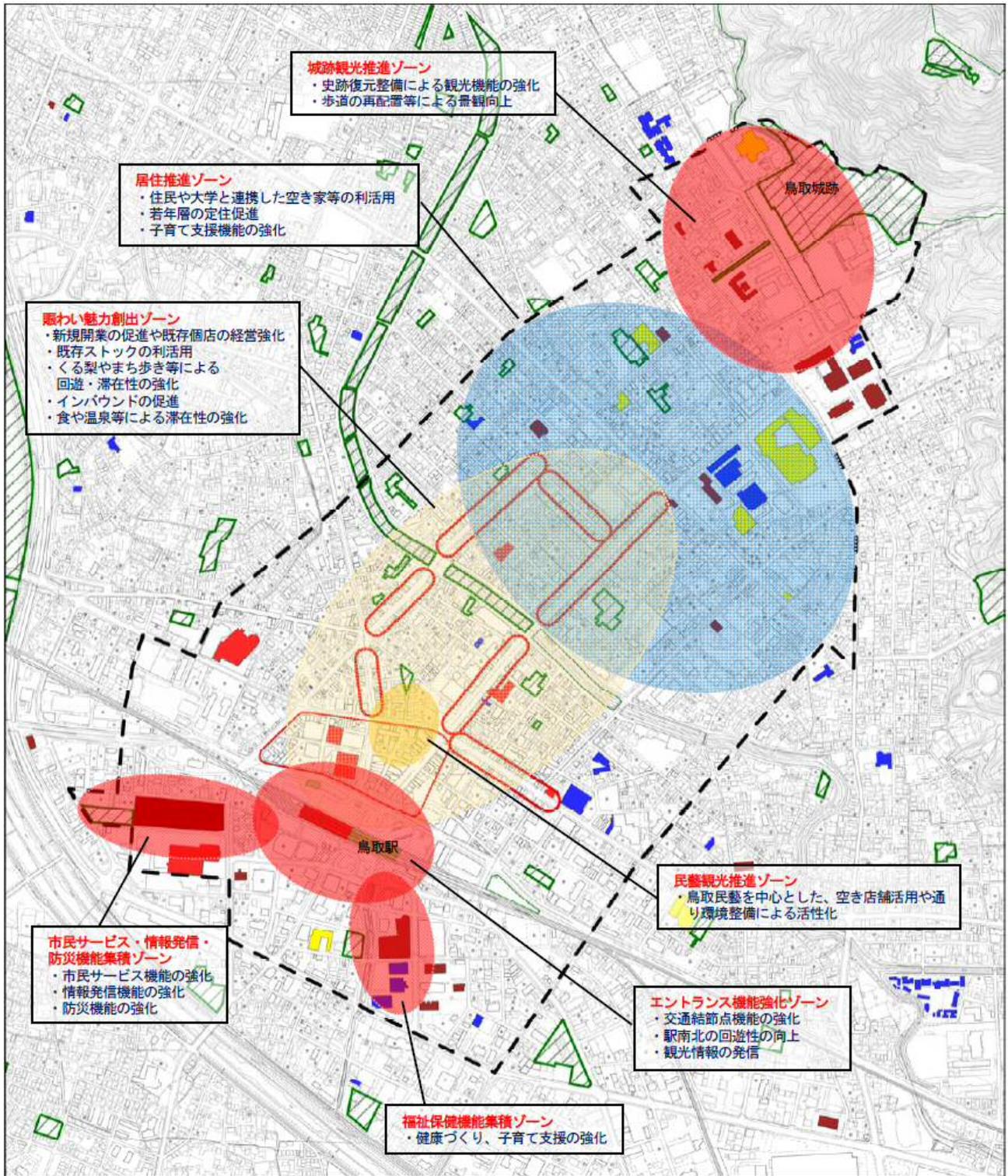
→城跡周辺整備などを核とした観光交流により、来街者の増加を図る。

・居住推進ゾーン・・・【袋川から片原通一帯】

→地域住民や大学と連携した空き家等の利活用や子育て支援機能の強化により、若年層の居住の促進を図る。

・賑わい魅力創出ゾーン【二軸周辺】

→商店街が連なる通りとその周辺の商業機能が集積したゾーンであり、既存個店の経営強化や新規開業の促進、既存ストックの利活用を通じて、賑わいや魅力を創出する。
また、100円循環バス「くる梨」の活用、まち歩きの推進等により回遊・滞在性を強化する。



■計画の推進にあたっての方針

(1) 地域、民間との連携

中心市街地活性化の取り組みの効果をより高めるためには、地域住民、民間団体・事業者、行政等が一体となった事業推進が不可欠である。そのためには、まずそれぞれがまちづくりに関する情報や方向性等を共有することが必要である。

そのうえで、行政は、商業、居住、交通、医療、福祉といった都市機能の中心市街地への集約やまちの郊外化抑制を進めるとともに、中心市街地に民間投資を呼び込むための基盤整備や支援制度の構築等、ソフト・ハード両面での環境整備に取り組む。

また民間は、中心市街地活性化協議会を中心に情報共有や行政の取り組みとの連携を図り、主体性をもって多様な活性化の取り組みを推進する。

(2) 人材発掘・育成

中心市街地活性化を持続させていくうえでは、民間のまちづくりの担い手を発掘し、育成することで、その人たちが自立的に活動していくことが重要である。

そのためには、年齢、性別、居住地に関係なく幅広い人々が中心市街地のまちづくりに関わる機会や場所を提供していく必要がある。

また、大学等との連携を図ることにより、より多くの若者が主体的に中心市街地のまちづくりに関わることのできる仕組みづくりや環境整備に取り組む。

(3) 情報発信

中心市街地活性化の取り組みを進めるうえでは、来街者の関心や理解を得ることが重要である。

そのためには、来街者のニーズ等の把握や、計画の策定段階から情報を積極的かつ継続的に理解を深めていくことが必要であり、ITの活用等、多様な媒体を活用した情報発信や情報収集等の仕組みづくりに取り組む。

(4) 事業所の誘致・雇用創出

中心市街地活性化を目指すうえでは、居住（夜間）人口の増加とあわせて、昼間人口の増加が重要である。

そのためには、中心市街地において幅広い世代の「働く場」を拡充することにより、昼間人口の増加を目指すことが必要であり、新規創業に対する支援、新たな事業所等の誘致、雇用創出等に積極的に取り組む。

[4] 目標指標の設定の考え方

■定量的な指標の設定

(1) 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」に関する指標

文化観光・交流施設年間利用者数（5施設）

本計画では、鳥取城跡や鳥取民藝など鳥取らしさを活かしたまちなか観光や、市民活動等を促進することで、中心市街地の交流人口の拡大を目指している。

中心市街地の交流人口を把握するための指標としては、主要な文化施設であり観光客も訪れる鳥取城跡周辺地区に位置する仁風閣、わらべ館、高砂屋、及び鳥取駅周辺地区に位置する鳥取民藝美術館、また市民等の交流施設である地域交流センターの年間利用者数を用いることが望ましいと考えられる。

よってこれら5つの文化観光・交流に関連した5施設の年間利用者数を合計した「**文化観光・交流施設年間利用者数(5施設)**」を目標の達成状況を把握する指標として設定する。

仁風閣：フレンチ型ルネッサンス様式の二階建て洋風建築であり、鳥取城跡内に位置する文化施設（国指定重要文化財）である。JR西日本が運行する「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」の立ち寄り施設としても選定されている。

わらべ館：童謡・唱歌とおもちやのミュージアムであり、鳥取城跡周辺に位置する文化施設である。

高砂屋：明治時代に建てられた商家を工芸品等の展示や喫茶を備えた交流施設として整備した、鳥取城跡周辺に位置する文化施設（国登録有形文化財）である。

鳥取民藝美術館：鳥取出身の民藝運動家吉田璋也が創設した、民藝品を展示する美術館であり、鳥取駅周辺に位置する文化施設（国登録有形文化財）である。JR西日本が運行する「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」の立ち寄り施設としても選定されている。

地域交流センター：市役所新本庁舎建設地に整備する、多目的スペース、活動スペース、展示場、スタジオなどの機能を備えた交流施設である。

(2) 「回遊・滞在による経済活力の向上」に関する指標

① 商業施設年間来店客数（5施設）

② 8商店街の事業所数

③（※補足指標）歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均値）

本計画では、新規開業の促進や既存個店の経営強化による新たな魅力の創出などにより、来街者の賑わい魅力創出ゾーンへの回遊・滞在性を向上させるとともに、各商業施設への来店と消費につなげることによる経済活力の向上を目指している。

中心市街地の経済活力の状況を把握するための指標として、小売等の年間販売額が考えられる。しかし、一般に公表されている国の商業統計調査等は、計測頻度が毎年でないことから毎年のフォローアップが困難である。さらには、年間販売額は民間事業者の経営状況等を直接的に表す情報であり、独自調査により情報収集し公表していくことが困難である。

このため、情報提供について民間事業者の協力を得やすい、年間来店客数を用いることとした。来店客数の調査対象の商業施設としては、賑わい魅力創出ゾーンに位置する大型

商業施設、商店街組合等が運営する拠点商業施設など、底上げを図っていくべき核となる商業施設として、鳥取大丸、シャミネ鳥取、まちパル鳥取、パレットとっとり、こむ・わかさを選定した。これら5施設の年間来店客数の合計値である「商業施設年間来店客数（5施設）」を目標の達成状況を把握する指標の一つとして設定する。

シャミネ鳥取：鳥取駅に隣接し、JR西日本関連会社が運営する中心市街地の核となる商業施設である。

鳥取大丸：本市の老舗百貨店であり、新鳥取駅前地区商店街に位置する中心市街地の核となる大型商業施設である。

まちパル鳥取：土産物販売や観光情報・まちなか情報を発信する総合案内所等が設置され、本通商店街と末広通商店街に位置し、（一社）観光コンベンション協会が運営する観光の核となる商業施設である。

パレットとっとり：小型スーパーや飲食店等が入居し、鳥取本通商店街振興組合が管理・運営を行う当該商店街の核となる複合商業施設である。

こむ・わかさ：コミュニティカフェを併設した食料品販売施設であり若桜街道商店街が管理・運営する、当該商店街の核となる商業施設である。

これらの来店客数の増加による消費の底上げとあわせて、新規開業の促進や既存個店の経営強化によって魅力ある店舗の増加を図ることで、さらなる消費を促進し経済活力の向上を目指す。また、小売業などの店舗に加えて、飲食業や宿泊も含むサービス業、さらには事務所といった働く場所など、様々な業種の事業所が中心市街地に集積することで、多様な来街機会や回遊の創出、滞在時間の増加につながる。

よって賑わい魅力創出ゾーンで、毎年目視調査を行っている、「8 商店街の事業所数」（8商店街の店舗1階部分の事業所数）を目標の達成状況を把握する指標の一つとして設定する。

なお、賑わい魅力創出ゾーンにおける恒常的な回遊・滞在性を測り、目標の達成状況をよりの確に把握するため、「歩行者・自転車通行量【平日・休日の平均】」を補足指標として用いることとした。

（3）「若年層のまちなか暮らしの促進」に関する指標

中心市街地の45歳未満居住人口（社会増減数）

本計画では、市全体と比べ少子高齢化が進展している中心市街地において、空き家等既存ストックの利活用や子育てにやさしい生活環境づくりにより、特に子育て世代を含む若年層（45歳未満とする）の居住の促進を目指している。

中心市街地の居住人口を把握する指標として、2期計画では「街なか居住の推進」の目標指標に自然減によらず施策の効果を直接的に捉えるため、「中心市街地の居住人口（社会増減数）」を設定していた。このため、本計画では中心市街地の居住人口（社会増減数）を引き続き用いながらも、若年層を中心とした、「中心市街地の45歳未満居住人口（社会増減数）」を目標の達成状況を把握するための指標として設定する。

■指標測定地点

●文化観光・交流施設利用者数（5施設）

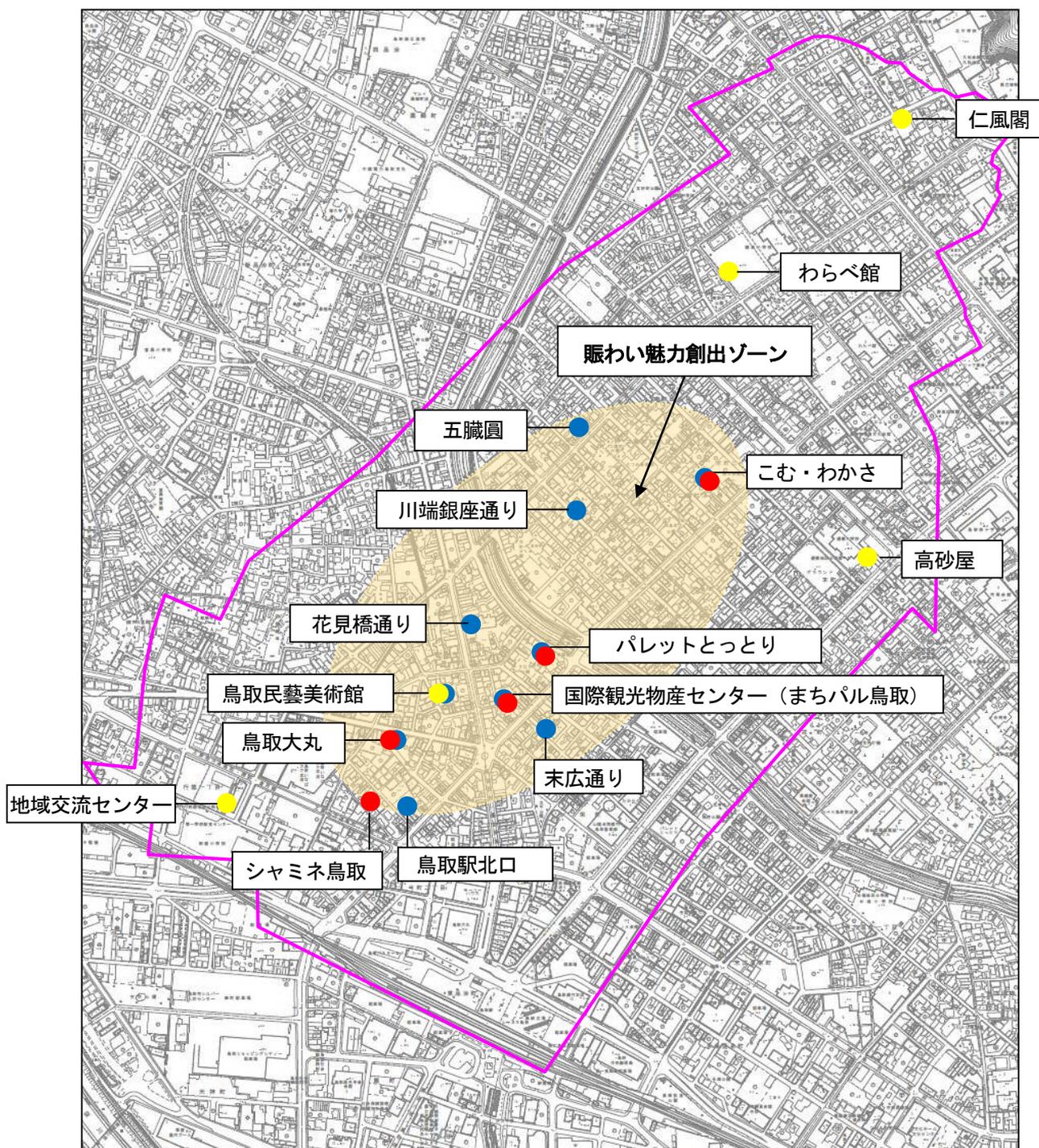
仁風閣、わらべ館、高砂屋、鳥取民藝美術館、地域交流センター

●商業施設年間来店客数（5施設）

シャミネ鳥取、鳥取大丸、まちパル鳥取、パレットとっとり、こむ・わかさ

●※補足指標 歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）（10地点）

こむ・わかさ、パレットとっとり、国際観光物産センター（まちパル鳥取）、末広通り、鳥取駅北口、鳥取大丸、鳥取民藝美術館、花見橋通り、川端銀座通り、五臓圓



■目標数値の設定

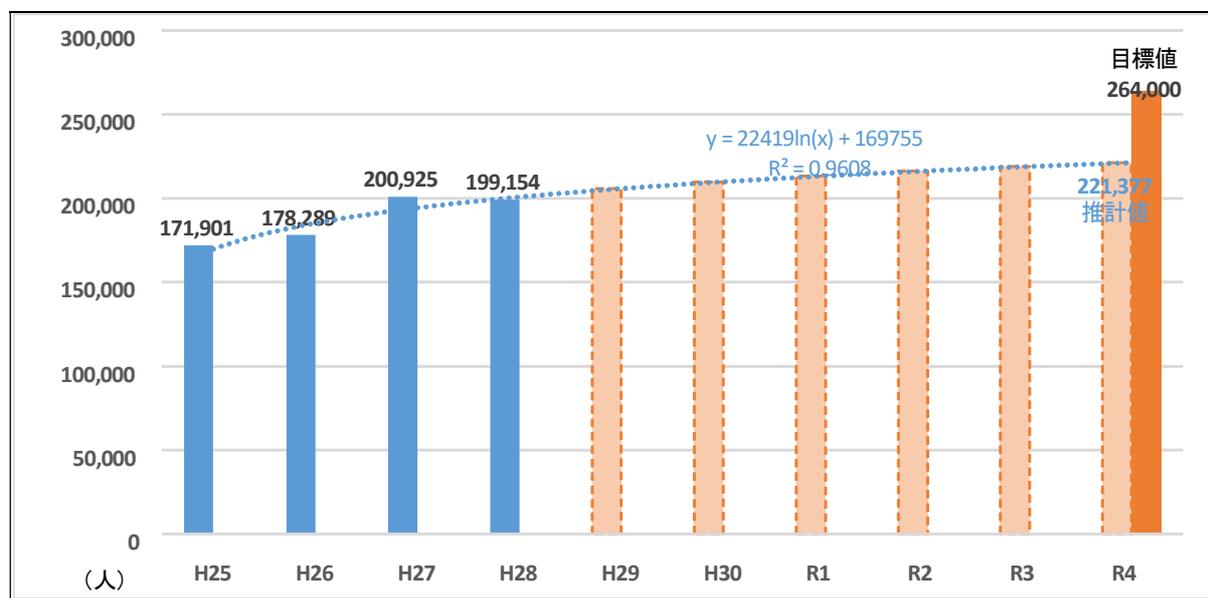
(1) 文化観光・交流施設年間利用者数 (5 施設)

文化観光・交流施設（仁風閣、わらべ館、高砂屋、鳥取民藝美術館）利用者数については増加傾向にあり、仁風閣や鳥取民藝美術館は J R 西日本「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」の立ち寄り施設として関心が高まっていることから、4 施設の利用者数全体として今後も微増していくと推計する。

このような状況の中、本計画では鳥取城跡大手登城路復元整備、鳥取民藝を中心とした民藝館通りの活性化、市役所新本庁舎建設とあわせて行う地域交流センターの整備などにより、さらなる交流人口の拡大を目指すため以下のとおり設定する。

指標	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (令和 4 年度)
文化観光・交流施設利用者数 (5 施設)	199,154 人/年	264,000 人/年 (+64,846 人、+33%)

	H25	H26	H27	H28
仁風閣	29,239	34,615	38,478	39,097
わらべ館	119,465	119,015	132,420	132,494
高砂屋	18,904	19,311	23,897	23,214
鳥取民藝美術館	4,293	5,348	6,130	4,349
地域交流センター				
計	171,901	178,289	200,925	199,154



※4 施設運営者及び管理者からの提供データに基づき集計

●目標値に達するための考え方

- ・鳥取城跡大手登城路復元整備事業と文化観光施設等運営事業等による増加

・・・+25,345 人/年

鳥取城跡大手登城路復元整備事業やそれに伴う景観や歩行環境を整備するための事業の実施とその活用を通じて来街者の増加を図り、鳥取城跡周辺に位置する文化観光施設である仁風閣、わらべ館、高砂屋の利用者数の増加へ波及させる。また文化観光施設において

も、展示や体験型事業等の充実を図ることで、観光客や市民の利用を促進するとともに鳥取城跡周辺での来街者の増加を目指す。

第10次鳥取市総合計画における施策「文化財の整備・保存・活用」の評価指標では、仁風閣等を含む本市の主な文化財関連施設への利用者数について、平成26年度に対して令和2年度を約25%増と目標設定している。この施策の中の具体の事業である鳥取城跡大手登城路復元整備事業は、平成30年度より段階的に供用が開始され、令和4年度に完了となることから、その効果は3期計画期間中に現れてくると予想される。あわせてインバウンド促進事業により、海外プロモーションの一層の強化を図る。よってこれらの施策を通じて、平成28年度の仁風閣利用者数39,097人に25%を乗じた9,774人を令和4年度時点でのさらなる増加分として見込む。

同様に、第10次鳥取市総合計画における施策「文化芸術の振興」の評価指標では、わらべ館と高砂屋を含む本市の主な文化施設への利用者数について、平成26年度に対して令和2年度を約10%増と目標設定している。よってこれらの施設についても、平成28年度のわらべ館と高砂屋の利用者数の計155,708人に10%を乗じた15,571人を令和4年度時点でのさらなる増加分として見込む。

$$39,097 \text{ 人/年} \times 25\% + (132,494 \text{ 人/年} + 23,214 \text{ 人/年}) \times 10\% = 25,345 \text{ 人/年}$$

・民藝館通り周辺活性化事業による増加・・・+435人/年

国登録有形文化財である鳥取民藝美術館を中心に、地元の文化である「鳥取民藝」の魅力を発信していくとともに、旧吉田医院をはじめ空き店舗活用や、通り環境の整備により、鳥取民藝美術館周辺の集客増や交流促進を図る。あわせてインバウンド促進事業により、海外プロモーションの一層の強化を図る。第10次鳥取市総合計画における施策「文化芸術の振興」の評価指標では、主な文化施設への利用者数について、平成26年度に対して令和2年度を約10%増と目標設定している。鳥取民藝美術館はこの施設の中には含まれていないものの、鳥取民藝という代表的な伝統文化に関連する施設であるため、同様の増加率を目標として設定する。平成28年度の鳥取民藝美術館利用者数4,349人に10%を乗じた435人/年を令和4年度時点でのさらなる増加分として見込む。

$$4,349 \text{ 人/年} \times 10\% = 435 \text{ 人/年}$$

・地域交流センター整備事業による増加・・・+17,000人/年

多目的スペース、活動スペース、展示場、スタジオなどの機能を備えた地域交流センターを市役所新本庁舎建設地に整備し、地域の交流による賑わいの創出を図る。地域交流センターの利用者数については、中心市街地にある同程度の規模で、市民イベント等に利用されているパレットとっとり市民交流ホールの過去5年間の平均利用者数17,389人/年と同様の17,000人/年程度の利用者数を見込む。

よって、トレンドによる推計値に各事業による増加分を加えて、目標値（令和4年度）を次のとおり設定する。

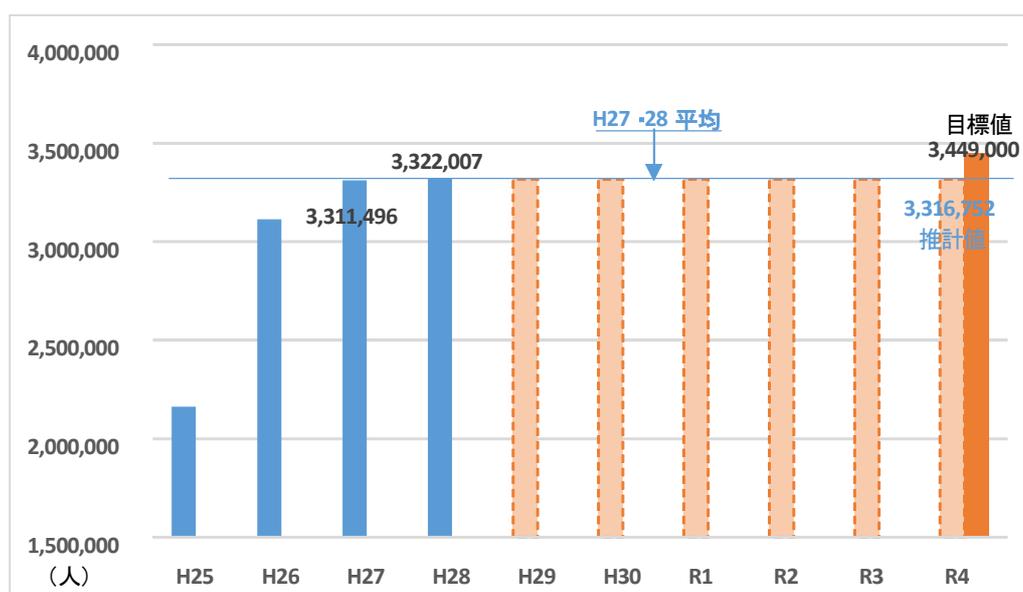
$$221,377 \text{ (推計値)} + 42,780 \text{ (増加分: } 25,345 + 435 + 17,000) = 264,157 \text{ 人/年}$$
$$\approx \underline{264,000 \text{ 人/年 (目標値)}}$$

(2) 商業施設年間来店客数 (5 施設)

近年の商業施設年間来店客数 (5 施設) については、シャミネ鳥取のリニューアルオープン (平成 26 年 3 月) の影響で増加傾向となっているが、シャミネ鳥取が年間を通して営業を行った平成 27 年度以降はほぼ横ばいの値となっている。また、データに変動があるシャミネ鳥取以外の商業施設の年間来店客数合計値は、本計画の補足指標として設定している 10 地点歩行者・自転車通行量 (平日・休日の平均) と相関がある。今後の 10 地点歩行者・自転車通行量 (平日・休日の平均) のトレンドは、一定の値となると推計しているため、今後のこれらの施設の年間来店客数も、平成 27 年度と平成 28 年度の平均と同程度の値となると推計する。

このような状況の中、本計画では回遊・滞在性の向上とあわせて来店客数の増加に関連する民間事業者の取り組み等の実施により、さらなる年間来店客数の増加を目指すため以下のとおり設定する。

指標	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (令和 4 年度)
商業施設年間来店客数 (5 施設)	3,322,007 人/年	3,449,000 人/年 (+126,993 人、+3.8%)



※5 施設事業者からの提供データに基づき集計

●目標値に達するための考え方

- ・回遊・滞在性の向上に関連する施策と、来店客数の増加につながる民間事業者の取り組みの実施による増加・・・+132,880 人/年

賑わい魅力創出ゾーンにおける 10 地点歩行者・自転車通行量 (平日・休日の平均) の目標値は、回遊・滞在性の向上に関連する施策により、計画期間 5 年間で 4.8%増と設定している (後述の「※補足指標」を参照)。

さらに、各商業施設に関連した以下の事業を実施する。

シャミネ鳥取：駅前周辺賑わい創出事業

鳥取駅、駅周辺の商業施設、商店街と連携したイベント等を開催することで、来店客数の増加につなげる。

鳥取大丸：まるにわガーデン活用事業

屋上「まるにわガーデン」を拠点に、屋上空間のリノベーション、定期マルシェの開催、場所貸事業などを行う民間まちづくり会社と連携した取り組みによって、来店客の増加につなげる。

まちパル鳥取：インバウンド促進事業

免税措置など、増加する外国人観光客に対応する取り組みを行うことで、来店客数の増加につなげる。

パレットとっとり：パレットとっとり運営事業、

パレットとっとり市民交流ホール運営事業

施設の集客機能の強化を行うとともに、併設した市民交流ホールの一層の活用を通じて、来店客数の増加につなげる。

こむ・わかさ：若桜街道商店街活性化事業

施設の集客機能の強化を行うことで来店客数の増加につなげる。

加えて、歩行者・自転車通行量の増加分 4.8%とあわせて、各商業施設に関連した事業により来店客の増加に取り組むこととし、これらの取り組みを総合して平成 28 年度の年間来店客数 3,322,007 人に 4.0%を乗じた 132,880 人の増加を見込む。

$$3,322,007 \text{ 人} \times 4.0\% = \underline{132,880 \text{ 人/年}}$$

よって、トレンドによる推計値に各事業による増加分を加えて、目標値（令和 4 年度）を次のとおり設定する。

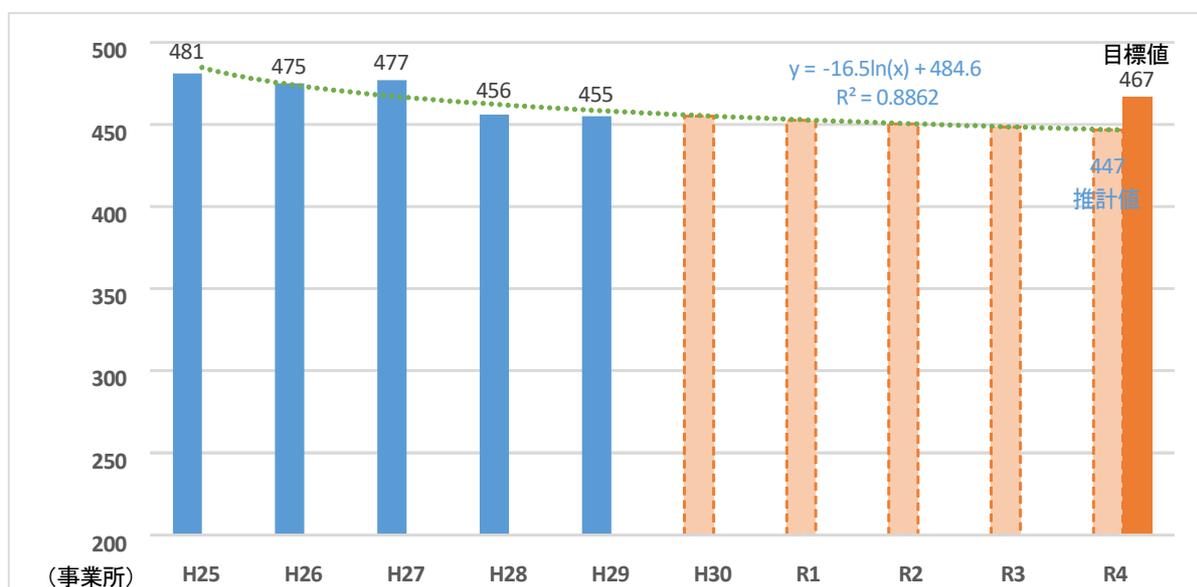
$$3,316,752 \text{ (推計値)} + 132,880 \text{ (積算)} = 3,449,632 \text{ 人/年} \div \underline{3,449,000 \text{ 人/年 (目標値)}}$$

(3) 8 商店街の事業所数

全市の事業所数の減少傾向が続いている中、商店街周辺の事業所数も同様に減少傾向にある。一方で、2期計画での目標指標である「新規開業数」は達成見込みであり、一定の新規開業が起こっている。これらを総じて、事業所数は今後微減していくと推計する。

このような状況の中、来店客数を増やして年間売上額の増加につなげる取り組みとあわせて、新規開業の促進や既存個店の経営強化を行うことで、事業所数の増加を目指すため以下のとおり設定する。

指標	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (令和 4 年度)
8 商店街の事業所数	455 事業所	467 事業所 (+12 事業所、+2.6%)



※鳥取市中心市街地活性化協議会の調査データに基づき集計

●目標値に達するための考え方

- ・起業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業による増加と減少抑制・・・+10 事業所

事業者が新規事業を展開する場合に低利融資・投資を行うことで経営強化と魅力創出を図る。また、県外から起業・定住希望者を呼び込むとともに地元の人々の起業に対する機運を盛り上げ、事業承継を希望する事業者とのマッチングにもつなげることで、事業所の減少の抑制を図る。これらの既存業者への支援制度の実施によって、今後5年間の減少分(H29: 455 事業所→R4: 447 事業所) 8 事業所のうち5 事業所の減少抑制と、新規開業として5 事業所の増加を見込む。

$$5 \text{ 事業所 (減少抑制分)} + 5 \text{ 事業所 (新規開業分)} = 10 \text{ 事業所}$$

- ・リノベーションまちづくり事業による増加・・・+10 事業所

空き店舗等について、事業者と所有者のマッチングや事業計画の作成までサポートを行う民間まちづくり会社と連携した利活用を促進することにより、事業所の増加を図る。販

わい魅力創出ゾーンの魅力向上につながる新規事業化を年間2件見込む。

2事業所/年×5年=10事業所

よって、トレンドによる推計値に各事業による増加分を加えて、目標値（令和4年度）を次のとおり設定する。

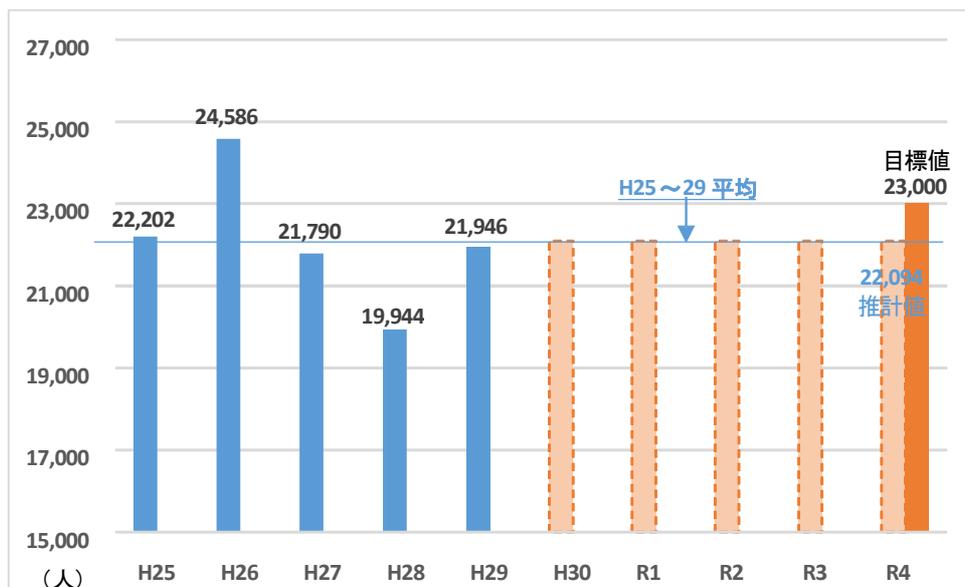
$$447（推計値）+20（積算）=467事業所（目標値）$$

※補足指標 10 地点歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均値）

近年の歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均値）は、平成26年度をピークに平成28年度は最も低い値となっている。平成26年度は、大型イベントが開催されたことが増加要因に、また平成28年度は、鳥取県中部で大規模な地震が発生したことで、外出機会が一時的に減少するなどの影響が生じたことが減少要因になったと考えられる。一方で、5年間の平均では22,094人となり平成25、27、29年度の値もほぼ同様の値となることから、今後も平均と同様の値となると推計する。

このような状況の中、本計画では交流人口の拡大と回遊・滞在性の向上に関連する各種施策の実施により、さらなる歩行者・自転車通行量の増加を目指すため以下のとおり設定する。

指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和4年度)
10 地点歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均値）	21,946 人/日	23,000 人/日 (+1,054 人、+4.8%)



※鳥取市「通行量調査結果報告書」より集計

●目標値に達するための考え方

- ・まちなか観光促進事業等による増加・・・ +355人/日

文化観光・交流施設利用者数（5施設）で積算したとおり、交流人口の拡大に関連する施策の効果として、令和4年度に64,846人の新たな増加を見込んだ。これらの来街者を100円循環バス「くる梨」等を活用したまちなか周遊ルートの設定（まちなか観光促進事業）、GPSによるアプリ等を利用したまち歩き推進（まち歩き推進事業）、商店街や文化観光施設等と連携した絵画等を中心とする美術展の開催（まちなか美術展開催事業）などにより、賑わい魅力創出ゾーンへの回遊・滞在を促すこととし、64,846人を一日あたりに換算し往復を考慮した、約355人を令和4年時点での新たな増加分として見込む。

$$64,846 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 2 \text{ (往復分)} = 355 \text{ 人/日}$$

- ・起業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業とリノベーションまちづくり事業による増加・・・ +450人/日

来街者が訪れる目的となるような、賑わい魅力創出ゾーンの魅力向上につながる新規事業化を、年間3店目指すこととし、それぞれ一日15人程度の来店を見込む。よって、令和4年時点で新たな増加分として往復を考慮した、450人を見込む。

$$3 \text{ 店/年} \times 5 \text{ 年} \times 15 \text{ 人/日} \times 2 \text{ (往復分)} = 450 \text{ 人/日}$$

- ・市道駅前太平線賑わい空間活用事業による増加（地点⑤）・・・ +66人/日

市道駅前太平線賑わい空間では、近接する鳥取大丸屋上「まるにわガーデン」と連携した1,000人程度の集客を見込むマーケットが定期開催される予定となっている。月1回程度の開催があるとするとも年で12,000人の集客となり、一日あたり約33人の集客が見込める。加えて、空間をより使いやすくするため関係者で協議会を立ち上げ検討を行っていること、その一環として設備の照明を利用したライトアップなど新たな使い方が企画されることなど、日常的な賑わいや回遊・滞在性の向上のためのこれらの取り組みを総じて、往復を考慮し66人/日の増加を見込む。

$$1,000 \text{ 人/回} \times 12 \text{ 回} \div 365 \text{ 日} \times 2 \text{ (往復分)} = 66 \text{ 人/日}$$

よって、トレンドによる推計値に各事業による増加分を加えて、目標値（令和4年度）を次のとおり設定する。

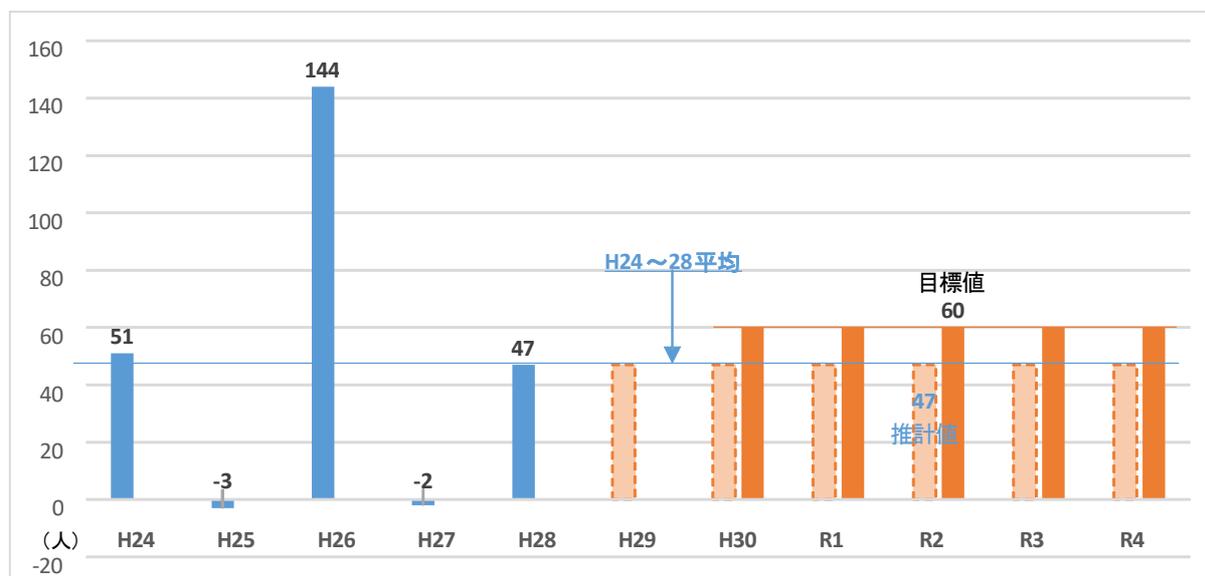
$$22,094 \text{ (推計値)} + 871 \text{ (増加分: } 355 + 450 + 66) = 22,965 \text{ 人/日}$$
$$\approx \underline{23,000 \text{ 人/日 (目標値)}}$$

(4) 中心市街地の45歳未満居住人口（社会増減数）

近年の中心市街地の45歳未満居住人口（社会増減数）は、各年で変動があるものの平成24～28年度の平均では増加している。近年のUJIターンや民間集合住宅による増加、市民アンケートに見る中心市街地への一定の居住ニーズなども加味して、今後もこれまでと同程度の社会増になると予測される。

一方で、特に鳥取城跡周辺地区において高齢化が顕著となっており、中心市街地全体として全市より少子高齢化が進展している状況となっている。このような中、空き家等の既存ストックの積極的な利活用や、地域住民等と連携した居住促進など、地区の状況を踏まえながら各種居住施策を実施することにより、さらなる若年層の社会増を目指すため以下のとおり設定する。

指標	基準値 (平成24～28年度の平均)	目標値 (平成30～令和4年度の平均)
中心市街地の45歳未満居住人口（社会増減数）	47人/年	60人/年 (+13人/年、+28%)



※鳥取市「住民基本台帳」より集計

●目標値に達するための考え方

※中心市街地の1世帯あたりの平均居住者数は2.0人（平成29年3月住民基本台帳より）

- ・既存ストック活用居住促進地域連携事業による増加分・・・+2人/年

地域住民、大学、地域おこし協力隊、民間まちづくり会社等と連携し、5年間で5件の遊休不動産を利活用することで、年間で若年層1世帯の居住を見込む。

- ・リノベーションまちづくり事業による増加分・・・+3人/年

リノベーションまちづくり事業では、年間3件の遊休不動産の利活用を目指す。このうち1件を若者定住につながる事業（シェアハウスなど）として見込むこととし、年間3人の若年層の居住を見込む。

・子育てにやさしい生活環境づくりによる増加分・・・+6人/年

鳥取市役所駅南庁舎整備事業やまちなか子育て支援事業による子育て支援機能の強化、わらべ館の運営（文化観光施設等運営事業）による学び遊べる環境づくり、鳥取赤十字病院などの都市福利施設の整備等により、若年層の居住意向を高める。これらの施策により年間で若年層3世帯の居住を見込む。

・まちなか居住体験施設運営事業・・・+2人/年

新たに中心市街地の空き家等を借り上げた形態での居住体験施設の設置を予定しており、中古住宅を利用する形での居住を検討している若年層に実際に体験してもらうことで中心市街地への居住促進を図る。これらの施策により年間で若年層1世帯の居住を見込む。

よってトレンドによる推計値（平成30～令和4年度を通じて47人/年）に各事業による増加分を加えて、目標値（平成30～令和4年度の平均）を次のとおり設定する。

$$47（推計値） + 13（増加分：2+3+6+2） = \underline{60人/年（目標値）}$$

[5] フォローアップの時期及び方法

① 文化観光・交流施設年間利用者数（5 施設）

文化観光・交流施設利用者数（5 施設）は、各施設運営者からの報告に基づく年間利用者数データを根拠としており、それに基づき毎年数値目標の達成状況を確認する。各年度の調査対象期間は4月から翌年3月とする。

あわせて、集客力を高める都市機能や観光交流機能を充実する事業の進捗状況・効果も確認し、適切な改善・見直しを常に行っていくものとする。

② 商業施設年間来店客数（5 施設）

商業施設年間来店客数（5 施設）は、各事業者からの報告に基づく年間来店客数データを根拠としており、それに基づき毎年数値目標の達成状況を確認する。各年度の調査対象期間は4月から翌年3月とする。

また、補足指標である歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均値）の測定を行い、回遊・滞在性を高める事業の進捗状況・効果について、来店客数データとあわせて検証を行うことで、適切な改善・見直しを常に行っていくものとする。各年度の調査対象月は10月である。

③ 8 商店街の事業所数

8 商店街の事業所数は、鳥取市中心市街地活性化協議会が定期的実施している調査データを根拠としており、それに基づき毎年数値目標の達成状況を確認する。各年度の調査対象月は3月とする。

あわせて新規開業の促進や空き事業所の利活用、既存個店の経営強化につながる事業の進捗状況・効果も確認し、適切な改善・見直しを常に行っていくものとする。

④ 中心市街地の45歳未満居住人口（社会増減数）

中心市街地の45歳未満居住人口（社会増減数）は、住民基本台帳を根拠とし、中心市街地区域内及び区域をまたぐ57町丁目の人口を集計しており、それに基づき、毎年数値目標の達成状況を確認する。各年度の調査対象期間は4月から翌年3月とする。

あわせて、45歳未満の居住推進を図る事業や、空き家等の利活用を促進する事業、地域住民の利便性・居住環境を高める事業の進捗状況・効果も確認し、適切な改善・見直しを常に行っていくものとする。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

① 現状分析

本市の中心市街地は、昭和18年の鳥取大震災、昭和27年の鳥取大火によって、壊滅的な被害を受けた。その後、177.2haにわたる土地区画整理事業により、まちの骨格が形成されたほか、全国初の防火建築帯の指定を受けた耐火建築物群は、現在も本市のメインストリートである若桜街道のまちなみを形成している。

2期計画では、鳥取駅南口交通広場整備事業、公共サイン整備事業、市道駅前太平線空間整備事業、風紋広場トイレ整備事業、市道今町3号線道路整備事業を実施した。また、市道扇幸町1号線整備事業、市道山の手通り整備事業、市道弥生橋通り整備事業を進めている。

これらの事業は、自動車による中心市街地への来街者の利便性向上、安全・安心な歩行環境の形成、良好な景観形成、憩い空間の形成、交流機会の創出等に寄与してきている。

一方で、中心市街地の少子高齢化、事業所等の減少には歯止めがかからない状況となっている。また、市民意識においても中心市街地を訪れたくなるような賑わいや活気が十分でないことがうかがえる。

② 市街地の整備改善の必要性

中心市街地の賑わいや活気を取り戻すとともに、さまざまな世代の人々が便利に暮らし、安全・安心で快適に過ごすことができる環境づくりを進めるため、道路や公園など市街地(都市基盤)の整備やバリアフリー化の推進が必要である。また、観光交流や地域間交流の促進、魅力の創出により来街者を増加させるとともに、回遊・滞在を促進し、経済活力の向上につなげるため、来街者の受け皿となる駐車場整備、各施設間の動線の拡充、景観に配慮したまちなみなどまち歩きが楽しめる仕組みづくりが必要である。

これらのことから、活性化の目標の達成に向け、「市街地の整備改善のための事業」として以下の事業を基本計画に位置付ける。

【新規】

幸町棒鼻公園整備事業、市道駅前太平線芝生広場再整備事業、鳥取駅南口中央駐車場整備事業

【実施中(2期計画未掲載)】

緑化施設等整備事業、市道天神町4号線整備事業

【継続】

市道扇幸町1号線整備事業、市道弥生橋通り整備事業、市道山の手通り整備事業

③ フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に各事業の進捗状況を調査し、効果の検証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 市道駅前太平線芝生広場再整備事業 [内容] 市道駅前太平線芝生広場の再整備 [実施時期] R1	鳥取市	市道駅前太平線芝生広場の再整備を行うことにより、多世代が集える場を確保することで、中心市街地の賑わい創出と回遊性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地再活性化特別対策事業 [実施時期] R1	
[事業名] 鳥取駅南口中央駐車場整備事業 [内容] J R 鳥取駅周辺エリアに公共駐車場を整備 [実施時期] R2	鳥取市	市の玄関口である J R 鳥取駅周辺エリアに公共駐車場を整備することにより、来街者の利便性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地再活性化特別対策事業 [実施期間] R2	

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 幸町棒鼻公園整備事業 [内容] 幸町棒鼻公園を芝生化や遊具、健康器具系施設設置等により再整備 [実施時期] H30～R1	鳥取市	芝生化や子どもの遊具、健康器具系施設などの設置により多世代が集える場として整備するとともに、市役所新本庁舎駐車場と一体となった災害時の活動拠点とすることにより、中心市街地の居住促進、賑わい創出を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区)(第2期)) [実施時期] H30	

<p>[事業名] 緑化施設等整備事業</p> <p>[内容] 市民が集う緑豊かな公共スペースを整備</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	<p>鳥取市</p>	<p>国道53号線から幸町棒鼻公園に至る公共スペースとして、市民が気軽に集い、緑豊かな歩いて楽しい空間を形成することで、中心市街地の居住促進、賑わい創出を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区)(第2期))</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	
<p>[事業名] 市道天神町4号線整備事業</p> <p>[内容] 市道天神町4号線国道側に右折レーンを増設整備</p> <p>[実施時期] H28～R1</p>	<p>鳥取市</p>	<p>市役所新本庁舎建設地に隣接する路線であり、庁舎建設後は交通量の増加が見込まれるため、国道側に右折レーンの増設を行い、来街者等の利便性の向上と安全確保を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>[実施時期] H28～R1</p>	
<p>[事業名] 市道扇幸町1号線整備事業</p> <p>[内容] 市道扇幸町1号線の道路の拡幅(2車線化)と歩道を新設</p> <p>[実施時期] H24～R6</p>	<p>鳥取市</p>	<p>狭隘な道路の拡幅(2車線化)とあわせて歩道を新設することにより、歩行者の利便性の向上と安全確保を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>[実施時期] H24～R6</p>	
<p>[事業名] 市道弥生橋通り整備事業</p> <p>[内容] 市道弥生橋通りを歩行者・自転車通行帯の設置、無電柱化、歩道のバリアフリー工事等により再整備</p> <p>[実施時期] H22～R4</p>	<p>鳥取市</p>	<p>自転車と歩行者の分離を図るため、自転車の走行位置を明示するとともに、無電柱化や歩道のバリアフリー工事を行うことにより、地域住民の利便性の向上と安全・安心な歩行環境の充実を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>[実施時期] H22～R4</p>	

<p>[事業名] 市道山の手通り整備事業</p> <p>[内容] 鳥取城跡のお堀端道路(市道山の手通り)の再整備</p> <p>[実施時期] H23～R2</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取城跡のお堀端道路(市道山の手通り)を車道・歩道の再配置、歩道の美装化等により再整備することで、まちなみの景観向上を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業(久松地区))</p> <p>[実施時期] H23～R1</p>	
---	------------	---	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

① 現状分析

本市の中心市街地には、総合医療施設として鳥取生協病院、鳥取赤十字病院、社会福祉施設として市中央保健センター（さざんか会館）や市障害者福祉センター（さわやか会館）、文化的な催しの場としてとりぎん文化会館、市民会館、福祉文化会館や市民交流ホール（パレットとっとり）などが立地しており、都市福利施設の機能を保持している。また、今後中核市への移行に伴い、市役所駅南庁舎は、保健所や保健センター、子育て支援機能の配置による健康づくりと子育て支援の総合拠点として整備する予定である。

2期計画では、鳥取赤十字病院の整備や鳥取市医療看護専門学校の開校により、地域医療の維持・充実、子育て支援施設（すぺーすコモド）の開設により子育て支援の充実や子育て世代の交流の促進につながっている。また、パレットとっとり市民交流ホール、ふれあいホールの運営により、市民の交流の促進につながっている。

これらの事業は、居住者の安全・安心に暮らせる生活環境づくりや来街の動機づくり、回遊・滞在性の向上に寄与している。

一方で、中心市街地の少子高齢化は、今後さらに進展する見込みであり、居住者の生活を支える都市機能の一層の充実が求められている。また、中心市街地の賑わいや活気を取り戻すため、都市福利施設の整備による来街者の増加や集客効果の周辺への波及に取り組むことが必要である。

② 都市福利施設の整備の必要性

少子高齢化の進展や賑わいや活気の低下等の現状を踏まえ、さまざまな世代の人々が安全・安心で快適に活動できる環境づくりや来街機会のさらなる創出を図るため、防災機能、健康、子育て、医療、公共サービスなどの都市機能、交流機能の充実を図る必要がある。

また、本市では中核市への移行とあわせて連携中枢都市圏の形成を目指しており、山陰東部圏域の中心として、拠点性を高めるため、さまざまな都市機能を充実させる必要がある。

これらのことから、活性化の目標の達成に向け、「都市福利施設の整備する事業」として以下の事業を基本計画に位置付ける。

【新規】

鳥取市役所駅南庁舎整備事業（健康づくり、子育て支援）

【実施中事業（2期計画未掲載）】

地域交流センター整備事業、鳥取市役所本庁舎建設事業、防災備蓄倉庫整備事業

【継続】

パレットとっとり市民交流ホール運営事業、鳥取赤十字病院整備事業、まちなか子育て支援事業、ふれあいホール運営事業、市役所現本庁舎等跡地活用調査検討事業

③ フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に各事業の進捗状況を調査し、効果の検証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] パレットとっとり 市民交流ホール運営事業</p> <p>[内容] 商業拠点施設内の多目的ホール運営</p> <p>[実施時期] H17～</p>	鳥取商工会議所	<p>商業拠点施設「パレットとっとり」内に併設した多目的ホールを運営し、イベント開催に係る募集、連絡調整、広報などを行い、加えて自主イベントを開催することにより、中心市街地の集客増を図るとともに、市民団体等との協働事業により、市民交流の促進を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>[実施時期] H19～</p>	

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 地域交流センター整備事業</p> <p>[内容] 多目的スペース、活動スペース、展示場、スタジオなどの機能を備えた交流施設を整備</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	鳥取市	<p>多目的スペース、活動スペース、展示場、スタジオなどの機能を備えた地域交流センターを市役所新本庁舎建設地に整備し、市民活動等による賑わいの創出を図る。また、災害時は、災害対策本部を支援する活動スペースとして活用することで、防災機能の強化を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区)(第2期))</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] まちなか子育て支援事業</p> <p>[内容] 子どもたちの遊びの場や託児サービスの提供、各種教室の運営</p> <p>[実施時期] H22～</p>	<p>鳥取本通商店街振興組合・(一社)地域サポートネットワーク</p> <p>ワークとっとり</p>	<p>子どもたちの遊びの場や託児サービスの提供、各種教室の運営などにより、中心市街地における子育て支援機能による若年層の居住と多世代交流の促進を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 子ども・子育て支援交付金</p> <p>[実施時期] H27～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 鳥取市役所本庁舎建設事業</p> <p>[内容] 市役所本庁舎の整備</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	<p>鳥取市</p>	<p>防災機能や交流機能をあわせ持つ市役所本庁舎を旧市立病院跡地（鳥取駅南側）に新たに整備することにより、防災機能、市民サービス機能の強化、活力と魅力あるまちづくりの推進を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 防災備蓄倉庫整備事業</p> <p>[内容] 防災備蓄倉庫の整備</p> <p>[実施時期] H29～R1</p>	<p>鳥取市</p>	<p>防災備蓄倉庫を整備し、災害時の物流の拠点とすることで、防災機能を高め、安全・安心な生活環境の充実に図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 鳥取市役所駅南庁</p>	<p>鳥取市</p>	<p>中核市への移行に伴い、市役所駅南庁舎に保健所・保健センター・子育て</p>		

<p>舎整備事業(健康づくり、子育て支援) [内容] 市役所駅南庁舎を健康づくりと子育て支援の総合拠点として整備 [実施時期] H30～R2</p>		<p>支援機能を集め、健康づくりと子育て支援の総合拠点として整備することにより、交流人口の拡大と中心市街地への居住促進を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 鳥取赤十字病院整備事業 [内容] 鳥取赤十字病院の建替整備 [実施時期] H25～R2</p>	<p>日本赤十字社</p>	<p>中心市街地に総合的な医療機能を確保し、安全・安心な生活環境の充実により、中心市街地への居住促進を図る。 「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] ふれあいホール運営事業 [内容] ギャラリー、ラウンジ等を併設したホールの運営 [実施時期] H17～</p>	<p>中国電力(株)</p>	<p>ギャラリー、ラウンジ等を併設したホールを運営することにより、中心市街地の集客増を図るとともに、外壁面に設置された大型モニターによるイベント情報等の提供により、中心市街地に対する関心喚起を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 市役所現本庁舎等跡地活用調査検討事業 [内容] 市役所本庁舎移転後の現本庁舎及び第二庁舎の利活用について調査・検討を実施 [実施時期] H27～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取市役所本庁舎は令和元年度中に鳥取駅南側へ移転する。現本庁舎、第二庁舎跡地の活用について調査・検討し、中心市街地への居住促進や賑わい創出につながる有効活用を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

① 現状分析

鳥取市の中心市街地の居住人口は昭和30年頃を境に減少傾向に転じ、核家族化などのライフスタイルの変化によって中心市街地から郊外への人口流出が急速に進んだ。

2期計画ではまちなか居住者支援事業、住まいネットワーク事業、UJIターン促進事業などに取り組んだ。平成29年3月末の中心市街地の人口は12,347人となっており、UJIターン者の増加や民間集合住宅(2棟)の建設により10年間ほぼ横ばいで推移している。平成29年度以降も2棟の中高層の民間集合住宅が完成する見込みであり、中心市街地への居住のニーズが高まっていると考えられる。

一方で、中心市街地の年少人口の割合は、平成29年3月末現在11.7%と鳥取市全体の13.4%と比べて低く、老年人口の割合は30.0%と鳥取市全体の27.5%に比較して高くなっている。今後も少子高齢化が進展する見込みであり、地域コミュニティ機能の低下等が懸念されている。

② 街なか居住の推進の必要性

第10次鳥取市総合計画や鳥取市都市計画マスタープランで目指す多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進めるため、居住を中心市街地に集積させるとともに、少子高齢化の進展を踏まえ、若年層の居住促進、子育て環境・地域コミュニティ機能の充実を図る必要がある。また、空き家や低未利用地の増加を踏まえ、これらを活用して住宅を供給するなど地域課題の解決につながる活用を促進する必要がある。

これらのことから、活性化の目標の達成に向け、「街なか居住の推進のための事業」として以下の事業を基本計画に位置付ける。

【新規】

既存ストック活用居住促進地域連携事業

【実施中事業(2期計画未掲載)】

遊休不動産利活用促進事業(地域おこし協力隊設置事業)、空き家情報バンク運営事業

【継続】

リノベーションまちづくり事業、まちなか空き家改修支援事業、住まいネットワーク事業費、UJIターン促進事業、まちなか居住アドバイザー派遣事業、まちづくり協議会運営事業、まちなか居住体験施設運営事業

③ フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に各事業の進捗状況を調査し、効果の検証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] リノベーションまちづくり事業 [内容] リノベーション手法による遊休不動産の利活用 [実施時期] H26～	鳥取市	事業者や民間まちづくり会社の育成、遊休不動産所有者への啓発などを通じて、民間自立型でのリノベーション手法による遊休不動産の利活用を進め、中心市街地の魅力向上と若年層の居住促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 地方創生推進交付金 [実施時期] H29～R4	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 遊休不動産利活用促進事業（地域おこし協力隊設置事業） [内容] 遊休不動産利活用推進のため地域おこし協力隊を配置 [実施時期] H29～R3	鳥取市	地域おこし協力隊を配置し、利活用が可能な空き家・空き店舗等遊休不動産を掘り起こし、居住希望者や起業希望者等とのマッチングにより有効活用することで若年層の居住促進や賑わいの創出を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。		

<p>[事業名] 既存ストック活用 居住促進地域連携 事業 [内容] 既存ストックの活 用による居住促進 計画を策定し、計 画に基づく事業を 実施 [実施時期] H30～R4</p>	<p>鳥取市</p>	<p>若年層のまちなか暮らしを促進する ための空き家等既存ストックの活用方 策を地域住民とともに検討し実施する ことにより、中心市街地への居住促進 を図る。 「若年層のまちなか暮らしの促進」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] 空き家情報バンク 運営事業 [内容] 空き家情報バンク の運営 [実施時期] H26～</p>	<p>鳥取市 ・鳥取 県宅地 建物取 引業協 会</p>	<p>空き家の売却または賃貸を希望する 所有者等から申し込みを受けた情報を 空き家の利用を希望する者に対し提供 することにより、空き家の流通促進と 中心市街地への居住促進を図る。 「若年層のまちなか暮らしの促進」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] まちなか空き家改 修支援事業 [内容] 中心市街地の空き 家を活用した住宅 改修を行う場合の 支援 [実施時期] H25～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>中心市街地の空き家を若年層の住宅 として改修を行う場合に支援を行うこ とにより、空き家の利活用の促進と若 年層の居住促進を図る。 「若年層のまちなか暮らしの促進」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] 住まいネットワー ク事業 [内容] 中心市街地の住ま いに関する総合相 談窓口の設置 [実施時期] H22～</p>	<p>鳥取市 ・鳥取 県宅地 建物取 引業協 会</p>	<p>中心市街地の住まいに関する総合相 談窓口を設置し、各種相談対応、不動 産情報の提供、居住に関する情報発信 を行うことにより、中心市街地の居住 促進を図る。 「若年層のまちなか暮らしの促進」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		

<p>[事業名] U J I ターン促進事業</p> <p>[内容] 市外からの移住希望者に対する情報提供やお試し居住体験施設の運営等</p> <p>[実施時期] H18～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>「移住・交流情報ガーデン」の設置による移住希望者への情報発信、移住者の交流、移住希望者への相談対応やお試し居住体験施設の設置による鳥取暮らしの体験の場の提供など移住・居住希望者への支援を行うことにより、中心市街地の居住促進を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] まちなか居住アドバイザー派遣事業</p> <p>[内容] コーポラティブ方式の活用、共同建替え・改修、遊休不動産利活用等を行う者に対し、アドバイザーを派遣</p> <p>[実施時期] H26～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>コーポラティブ方式、共同建替え・改修、遊休不動産の利活用、低未利用地の宅地化などを行おうとする事業者等に対し、ノウハウを持つアドバイザーを派遣することで、円滑な事業推進につなげ中心市街地の居住促進を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] まちづくり協議会運営事業</p> <p>[内容] まちづくり協議会の運営</p> <p>[実施時期] H22～</p>	<p>各地区 まちづくり協議会</p>	<p>住民が主体となって地域課題の解決や住みやすい地域の実現に向けて取り組むことにより、中心市街地の居住促進と地域コミュニティ機能の維持・充実を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] まちなか居住体験施設運営事業</p> <p>[内容] まちなか居住体験施設の運営</p> <p>[実施時期] H23～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>空き家等を活用した居住体験施設の運営により、利便性の高い中心市街地での日常生活を実際に体験してもらうことで、中心市街地の居住促進を図る。</p> <p>「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

① 現状分析

本市は、中心市街地の商店街と J R 鳥取駅付近の大型店舗により商業拠点を形成してきた。しかし、モータリゼーション（車社会化）の進展やライフスタイルの変化により、郊外部への大型集客施設の立地、ロードサイド店（幹線道路沿線の店舗）の進出が相次ぎ、中心市街地の経済活力は低下していった。

2 期計画では、民間の創意工夫による中心市街地の魅力向上、新規出店の促進に取り組んできた。パレットとっよりは年間約 62 万人、五臓圓ビルは約 3 万 1 千人（薬局を除く）の入館者を数え、市道駅前太平線（バード・ハット）では、週末を中心としたイベント開催により年間約 6 万 2 千人の来街者があり、賑わいの創出に寄与している。鳥取駅周辺では、市街地整備とあわせ、商業施設がオープンし、賑わいの相乗効果を生み出している。また、空き店舗対策事業、新規創業・開業支援事業等により新規開業数も年間 20 店舗以上で推移しており、中心市街地の魅力向上に寄与している。

一方で、空き店舗数については、平成 19 年に 53 店舗であったものが平成 29 年には 70 店舗と増加しており、結果的に空き店舗数の減少に至っていない。廃業の要因としては、収益の低下、経営者の高齢化、後継者の不在が考えられる。また、イベント等の集客による賑わいが一時的で、商業の振興につながっていないなどの声も多く聞かれている。

2 期計画の目標指標は達成しているものの、中心市街地の事業所数や従業員数、小売業年間販売額等は減少を続けているとともに、商業地の地価も下落し続けており、経済活力の低下に歯止めがかからない状況である。

② 経済活力の向上の必要性

中心市街地の経済活力は、地域住民の生活を支えるだけでなく、中心市街地に魅力や活気を与える。今後は、観光交流等の促進を通じて、来街者をさらに増やすとともに、中心市街地での回遊の促進と、滞在時間を拡大することにより、消費につなげる取り組みが必要である。具体的には、鳥取城跡や鳥取民藝などの地域資源やまちで活躍する人々など鳥取らしさを活かした魅力の底上げやイベントの充実等により来街者を増やすとともに、訪れる人々が回遊・滞在したくなる仕組みづくりに取り組むことが必要である。また、個性ある魅力の創出のため、新規開業の促進、既存個店の経営強化、空き店舗等の利活用などを通じ、民間の創意工夫による商業の振興を進めることが必要である。

これらのことから、活性化の目標の達成に向け、「経済活力の向上のための事業」として以下の事業を基本計画に位置付ける。

【新規】

まちなか美術展開催事業、まち歩き推進事業、まちなか観光促進事業、J R 鳥取駅周辺エリア魅力向上事業、中心市街地賑わい活力向上事業、まちなか夜間景観形成事業、鳥取駅周辺フリーWi-Fi整備事業、まちなかデジタルサイネージ設置事業

【実施中事業(2期計画未掲載)】

遊休不動産利活用促進事業（地域おこし協力隊設置事業）、インバウンド促進事業、起

業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業、まちなかベビーカー設置事業、末広温泉町商店街活性化事業、鹿野街道賑わい創出事業、駅前周辺賑わい創出事業、まるにわガーデン活用事業、民藝館通り周辺活性化事業、駅前周辺機能強化調査検討事業

【継続】

空き店舗対策事業、商店街にぎわい形成促進事業、大型イベント開催事業、中心市街地活性化イベント支援事業、市道駅前太平線賑わい空間活用事業、まちなか情報発信事業、鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー等設置事業、鳥取城跡大手登城路復元整備事業、リノベーションまちづくり事業、駅南賑わい創出空間事業、まちなか観光拠点整備事業、学生まちなか活動拠点事業、若桜街道商店街活性化事業、鳥取本通商店街活性化事業、コンベンション誘致・支援事業、パレットとっとり運営事業、智頭街道商店街活性化事業、五臓圓ビル運営事業、文化観光施設等運営事業、観光ボランティアガイド事業、袋川環境整備事業、川端界限活性化事業

③ フォローアップの考え方

計画期間の中間と最終年度に各事業の進捗状況を調査し、効果の検証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

該当なし

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 空き店舗対策事業 [内容] 空き店舗を活用した新規開業に対する支援 [実施時期] H13～	鳥取市	空き店舗を活用した新規開業に対する支援を行うことにより、空き店舗の解消と中心市街地の集客増を図る。また、鳥取市中心市街地活性化協議会と連携し、空き店舗情報の公開などにより、空き店舗の利活用の促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～	
[事業名] 商店街にぎわい形成促進事業 [内容] 商店街の環境整備や販売促進活動等に対する支援	鳥取市	商店街の環境整備や販売促進活動、商店街を活性化させる調査事業や販売促進活動等のソフト事業に対する支援を行うことにより、商店街の賑わいを形成し、中心市街地の集客増を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～	

[実施時期] H13～		業である。		
[事業名] 大型イベント開催事業 ・鳥取しゃんしゃん祭 ・花と木のまつり ・お城まつり ・土曜日 [内容] 年間を通じて定期的な大型イベントを開催 [実施時期] S40～	各実行委員会 ・鳥取市商店街振興組合連合会	本市における最大規模のイベントである「鳥取しゃんしゃん祭」をはじめ、年間を通じて定期的に大型イベントを開催することにより、中心市街地の交流促進、集客増を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～	
[事業名] 中心市街地活性化イベント支援事業 [内容] 中心市街地で開催されるイベント等に対する支援 [実施時期] H19～H30	鳥取市 ・鳥取市中心市街地活性化協議会	中心市街地で開催されるイベント等に対する支援を行うことにより、中心市街地の集客増や地域コミュニティの醸成を図るとともに、事業の企画立案、調整、実施等を通じて人材育成を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H19～H30	
[事業名] 市道駅前太平線賑わい空間活用事業 [内容] 「市道駅前太平線賑わい空間」を活用したイベント等を開催 [実施時期] H25～	新鳥取駅前地区商店街振興組合	道路空間の全天候型広場を活用したイベント等を定期的に開催することにより、中心市街地の集客増や交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H25～	
[事業名] まちなか美術展開催事業 [内容] 商店街等と連携した市民美術展を開	鳥取市	中心市街地における各商店街や文化観光施設等と連携した、絵画等を中心とする美術展を開催し、中心市街地の集客増を図るとともに、来街者の回遊・滞在性の向上を図る。また、中心市街地で開催することにより、文化芸	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H30～R1	

催 [実施時期] H30～		術活動への理解を促進し、市街地と芸術の親和性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] まちなか情報発信事業 [内容] 中心市街地に関する情報を情報誌等で発信 [実施時期] H22～	鳥取市 ・鳥取市中心市街地活性化協議会	中心市街地に関する情報を掲載した情報誌やガイドマップの発行、インターネットを活用した情報提供等により、来街者の利便性の向上を図るとともに、中心市街地への関心喚起を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] H30～	

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー等設置事業 [内容] 中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進を図るためタウンマネージャー等を設置 [実施時期] H27～	(一財) 鳥取開発公社 ・鳥取市中心市街地活性化協議会	専門的な知見やノウハウを持ったタウンマネージャー又はこれに類する専門人材を設置することで、中心市街地の魅力向上、新たな商業機能の強化、安心して快適に住み続けられる環境の充実等を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）のうち調査事業、専門人材活用支援事業 [実施時期] H27～H29 [支援措置] 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業（中心市街地活性化支援事	

			業) [実施時期] R1	
--	--	--	--------------------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 鳥取城跡大手登城路復元整備事業 [内容] 国指定史跡である鳥取城跡の石垣、櫓門等を復元整備 [実施時期] H19～R9	鳥取市	平成17年度に策定した「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画」に基づき、国指定史跡である鳥取城跡の石垣、櫓門等を復元整備することにより、市民の憩いの場として、また観光資源としての魅力向上を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 国宝重要文化財等保存整備費補助金 [実施時期] H19～R9	
[事業名] リノベーションまちづくり事業（再掲） [内容] リノベーション手法による遊休不動産の利活用 [実施時期] H26～	鳥取市	事業者や民間まちづくり会社の育成、遊休不動産所有者への啓発などを通じて、民間自立型でのリノベーション手法による遊休不動産の利活用を進め、中心市街地の魅力向上と若年層の居住促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 地方創生推進交付金 [実施時期] H29～R4	
[事業名] JR鳥取駅周辺エリア魅力向上事業 [内容] 鳥取駅周辺の魅力向上、都市機能の充実に係る基礎調査の実施及び基本構想の策定 [実施時期] R1～R2	鳥取市	中核市のエントランスである鳥取駅周辺エリアの魅力向上、都市機能の充実に係る基礎調査を実施するとともに、基本構想を策定し、官民が一体となった取り組みを推進することにより、鳥取駅周辺エリアの拠点性の強化、賑わい創出を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 地方創生推進交付金 [実施時期] R1～R2	
[事業名] まちなか夜間景観	鳥取市	鳥取駅周辺広場、袋川周辺エリアにおいて、イルミネーションやライトア	[支援措置] 地方創生推	

<p>形成事業 [内容] 鳥取駅周辺広場、 袋川周辺エリアで イルミネーション、 ライトアップ を実施 [実施時期] R2～</p>		<p>ップを実施し、住民や来訪者を楽しませる夜間景観を演出することで、中心市街地に多くの人が集う環境を整備する。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>進交付金 [実施時期] R2～R4</p>	
<p>[事業名] まちなかデジタル サイネージ設置事業 [内容] 中心市街地主要箇 所にデジタルサイ ネージを設置 [実施時期] R2～</p>	鳥取市	<p>中心市街地主要箇所にデジタルサイネージを設置し、商店街の取り組みやまちなかで開催されるイベント情報等を発信する。また、まちなか情報だけでなく、全市的な観光、文化、芸術、交通、防災等の情報発信を行い、交通結節点であり人が集積する中心市街地周辺を起点として、市内、圏域各地へ人の流れを誘導し、賑わい活力の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 新型コロナウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金 [実施時期] R2</p>	
<p>[事業名] まちなか美術展開 催事業（再掲） [内容] 商店街等と連携し た市民美術展を開 催 [実施時期] H30～</p>	鳥取市	<p>中心市街地における各商店街や文化観光施設等と連携した、絵画等を中心とする美術展を開催し、中心市街地の集客増を図るとともに、来街者の回遊・滞在性の向上を図る。また、中心市街地で開催することにより、文化芸術活動への理解を促進し、市街地と芸術の親和性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 地域生活支 援事業費等 補助金 [実施時期] R2～ [支援措置] 鳥取県地域 生活支援事 業費等補助 金 [実施時期] R2～</p>	
<p>[事業名] まちなか観光推進 事業 [内容] 史跡鳥取城跡にお ける滞在環境向上</p>	鳥取市・鳥取市観光コンベンション協	<p>復元が進む史跡鳥取城跡における滞在環境向上のための公衆無線 LAN 整備や、賑わいイベントの定期化、久松山トレッキングツアー等の開発、城跡ライトアップ等に取り組み鳥取城跡周辺及び中心市街地内の観光振興と賑わい</p>		

<p>のための公衆無線 LAN 整備や、賑わいイベントの定期化、久松山トレッキングツアー等の開発、城跡ライトアップ等</p> <p>[実施時期]</p> <p>R4～</p>	会	<p>創出を図る。</p> <p>本事業は、目標「地域資源等を活かした交流人口の拡大」の達成に必要な事業である。</p>		
---	---	--	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名]</p> <p>遊休不動産利活用促進事業（地域おこし協力隊設置事業）（再掲）</p> <p>[内容]</p> <p>遊休不動産利活用推進のため地域おこし協力隊を配置</p> <p>[実施時期]</p> <p>H29～R3</p>	鳥取市	<p>地域おこし協力隊を配置し、利活用が可能な空き家・空き店舗等遊休不動産を掘り起こし、居住希望者や起業希望者等とのマッチングにより有効活用することで若年層の居住促進や賑わいの創出を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名]</p> <p>インバウンド促進事業</p> <p>[内容]</p> <p>国際観光客サポートセンターの運営等による外国人観光客の集客強化対策を実施</p> <p>[実施時期]</p> <p>H22～</p>	鳥取市	<p>海外プロモーションをはじめ、二次交通の充実や国際観光客サポートセンターの運営などにより、外国人観光客のまちなか観光を促進し、賑わい創出を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		

<p>[事業名] 起業のまち「鳥取」 創造プロジェクト 事業</p> <p>[内容] 起業希望者の掘り 起こし及びサポー ト、投資・融資等 による支援</p> <p>[実施時期] H26～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>起業希望者の掘り起こし及びサポー ト、投資・融資等による支援により、 県外から起業・居住希望者を呼び込む とともに地元の人々の起業に対する機 運を盛り上げ、地域全体における起業 の促進を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向 上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] まちなかベビーカ ー設置事業</p> <p>[内容] 中心市街地に無料 で貸し出すベビー カーを設置</p> <p>[実施時期] H28～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>中心市街地を訪れる親子に無料で貸 し出すベビーカーを設置することによ り、来街者の利便性と回遊・滞在性を 向上させる。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] まち歩き推進事業</p> <p>[内容] 地域資源を再発見 するまち歩きイベ ントの開催等</p> <p>[実施時期] H30～</p>	<p>鳥取市 ・鳥取 市中心 市街地 活性化 協議会 他</p>	<p>地域資源を再発見するまち歩きイベ ントの開催等により、地域の魅力向上、 誘客、住民の健康増進を図るとともに、 商店街と連携した取り組みなどをあわ せて行うことにより、来街者の回遊・ 滞在性の向上と商業の振興を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] 駅南賑わい創出空 間事業</p> <p>[内容] 駅南の低未利用地 に新たな賑わい施 設を整備</p> <p>[実施時期] R4～</p>	<p>民間事 業者等</p>	<p>鳥取駅南側の平面駐車場に新たな賑 わい施設を整備することにより、駅周 辺における賑わい創出、駅南北の回 遊・滞在性の向上を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] まちなか観光拠点 整備事業</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取城跡を訪れる観光客等が利用で きる駐車場や休憩施設等を整備するこ とにより、観光スポットとしての鳥取</p>		

<p>[内容] 鳥取城跡周辺に駐車場、休憩施設等を整備</p> <p>[実施時期] R2～R4</p>		<p>城跡周辺の魅力向上を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 学生まちなか活動拠点事業</p> <p>[内容] 地元大学生等を中心とする若者の活動拠点を運営</p> <p>[実施時期] H25～</p>	<p>地元大学等</p>	<p>地元大学生等を中心とする若者の活動拠点の運営等により、若者のまちづくりへの参画や賑わいの創出、交流促進を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 若桜街道商店街活性化事業</p> <p>[内容] 「こむ・わかさ」の運営、イベント開催等</p> <p>[実施時期] H23～</p>	<p>若桜街道商店街振興組合</p>	<p>拠点施設「こむ・わかさ」の運営、施設の機能強化を行うとともに、イベント開催や空き店舗活用によるテナント誘導等により、生活関連商業の充実や中心市街地の集客増、交流促進を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 鳥取本通商店街活性化事業</p> <p>[内容] 空き店舗活用によるテナント誘導、イベント開催等</p> <p>[実施時期] H25～</p>	<p>鳥取本通商店街振興組合</p>	<p>空き店舗活用によるテナント誘導、イベント開催、地域通貨の発行等を行うことにより、不足業種の充実や中心市街地の集客増、交流促進を図る。</p> <p>「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] コンベンション誘致・支援事業</p> <p>[内容] コンベンション開催経費等に対する支援</p> <p>[実施時期]</p>	<p>鳥取市</p>	<p>本市で開催が決定したコンベンションの主催者に対し、助成金を交付（助成対象のみ）することにより、本市へのコンベンション誘致による交流人口の拡大を図る。</p> <p>「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必</p>		

H7～		要な事業である。		
[事業名] パレットとっとり 運営事業 [内容] 生鮮食料品等の日 常生活関連業種が 入居する商業施設 の運営 [実施時期] H17～	鳥取本 通商店 街振興 組合	生鮮食料品や飲食等の日常生活関連 業種が入居する商業施設「パレットと っとり」の運営、施設の集客機能の強 化を行うことにより、来街者や居住者 の利便性、回遊・滞在性の向上、商業 の振興を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		
[事業名] 智頭街道商店街活 性化事業 [内容] 空き店舗活用によ るテナント誘導、 イベント開催等 [実施時期] H23～	智頭街 道商店 街振興 組合・ 街づく り(株) いちろ く	“文化・芸術あふれる商店街”とし て、空き店舗活用によるテナント誘導、 イベント開催、歩いて気持ちよい通り 環境づくり等を行うことにより、中心 市街地の集客増と交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		
[事業名] 末広温泉町商店街 活性化事業 [内容] 食をテーマとした イベント開催等 [実施時期] H25～	末広温 泉町商 店街振 興組合	“おもてなしのまち”として、地元 の食をテーマとしたイベント開催によ る集客等やイルミネーション設置、マ ップ制作等による情報発信を行うこと により、中心市街地の集客増、回遊・ 滞在性の向上、交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		
[事業名] 五臓圓ビル運営事 業 [内容] 五臓圓ビルを活用 した文化・芸術イ ベント等を開催 [実施時期] H23～	街づく り(株) いちろ く	拠点施設「五臓圓ビル（国登録文化 財）」を活用した文化・芸術イベント等 を開催することにより、中心市街地の 集客増と交流促進を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の 拡大」という目標を達成するために必 要な事業である。		
文化観光施設等運 営事業 ・高砂屋（城下町	(公財) 鳥取市 文化財	中心市街地にある文化観光施設等 で、各施設の展示品等を活かした体験 事業の実施や、鳥取城跡整備とあわせ		

<p>とっとり交流館) 運営事業 ・仁風閣運営事業 ・わらべ館運営事業</p> <p>[内容] 文化観光施設等において、各施設の特性を活かしたイベント等を開催</p> <p>[実施時期] S51～</p>	<p>団・(公財)鳥取童謡・おもちゃ館</p>	<p>たPR等により集客増を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 観光ボランティアガイド事業</p> <p>[内容] 民間ボランティアガイドが地元の歴史、文化、名所等を紹介</p> <p>[実施時期] H18～</p>	<p>観光ボランティアガイド友の会</p>	<p>民間ボランティアガイドが地元の歴史、文化、名所等を紹介することにより、来街者の回遊・滞在性の向上を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 袋川環境整備事業</p> <p>[内容] 「袋川」の清掃活動やイベント等を実施</p> <p>[実施時期] H15～</p>	<p>袋川をはぐくむ会</p>	<p>中心市街地の代表的な自然である「袋川」の清掃活動やイベント等を実施することにより、来街者や居住者にとって良好な環境整備を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の拡大」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>川端界限活性化事業</p> <p>[内容] 空き店舗活用によるテナント誘導やイベント開催、相談業務等による住民生活のサポート</p> <p>[実施時期] H21～</p>	<p>川端界限活性化協議会・川一アーケード管理組合</p>	<p>空き店舗活用によるテナント誘導や通り環境を活かしたイベント開催に加え、空き家活用や相談業務等による住民生活のサポートを行うことにより、居住者の利便性向上と交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>鹿野街道賑わい創</p>	<p>鹿野街</p>	<p>鹿野街道とその周辺地域の活性化と</p>		

<p>出事業 [内容] 鹿野街道の歴史、地域性を活かしたイベント等を開催 [実施時期] H27～</p>	<p>道五十 市</p>	<p>賑わいを創出するイベントや活動を行うことで、地域の子ども達の郷土愛を醸成し、コミュニティを育むとともに鹿野街道の歴史や地域性を広く市民に発信することにより集客増や回遊・滞在性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>駅前周辺賑わい創出事業 [内容] 駅前エリアで連携した賑わいイベント等を開催 [実施時期] H25～</p>	<p>新鳥取駅前地区商店街振興組合・西日本旅客鉄道(株)米子支社・JR西日本山陰開発(株)・(株)鳥取大丸</p>	<p>鳥取駅、周辺商業施設、商店街の通りが連携して朝市やイベント等を開催することにより、鳥取駅周辺の集客増や回遊・滞在性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>まるにわガーデン活用事業 [内容] 鳥取大丸屋上芝生広場等を活用したイベント等を開催 [実施時期] H28～</p>	<p>(一社)まるにわ・(株)鳥取大丸等</p>	<p>(株)鳥取大丸の軒先空間や屋上にオープンした芝生広場を活用したマルシェイベントの開催等により、駅周辺の集客増、交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。</p>		
<p>民藝館通り周辺活性化事業 [内容] 鳥取民藝美術館を活用した「鳥取民藝」の発信、旧吉田医院をはじめ空</p>	<p>鳥取民藝観光まちづくり協議会</p>	<p>国登録文化財である鳥取民藝美術館を活用し、地元の文化である「鳥取民藝」を発信していくとともに、旧吉田医院をはじめ空き店舗活用、通り環境の整備により、鳥取民藝美術館周辺の集客増や交流促進を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の</p>		

き店舗活用、通り 環境の整備 [実施時期] H29～		拡大」、「回遊・滞在による経済活力の 向上」という目標を達成するために必要 な事業である。		
駅周辺機能強化調 査検討事業 [内容] 鳥取駅北口と駅前 商店街をつなぐ動 線のバリアフリー 化、交通結節点機 能等の強化の調査 検討 [実施時期] H28～	鳥取市 中心市 街地活 性化協 議会等	鳥取駅北口と駅前商店街をつなぐ動 線等のバリアフリー化やその他交通結 節点として機能等の強化に係る調査検 討を行い、対策を実施することにより、 駅周辺の集客増や交流促進を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		
まちなか観光促進 事業 [内容] 100円循環バス「く る梨」等を活用し た観光ルートの設定、情報発信 [実施時期] H30～	鳥取市	100円循環バス「くる梨」等を活用し た周遊ルートの設定、情報発信により、 中心市街地の集客増、来街者の回遊・ 滞在性の向上と公共交通の利用促進を 図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		
[事業名] 中心市街地賑わい 活力向上事業 [内容] 中心市街地の賑わ い創出と魅力向上 に資するイベント 開催等に対する支 援 [実施時期] R1～	鳥取市	中心市街地の賑わい創出と活力の向 上に資するイベント開催等に対し支援 を行うことにより、中心市街地の集客 の増加や地域コミュニティの充実を図 るとともに、事業の企画立案等を通じ た人材育成を図る。 「地域資源等を活かした交流人口の 拡大」、「回遊・滞在による経済活力の 向上」という目標を達成するために必要 な事業である。		
[事業名] 鳥取駅周辺フリー W i - F i 整備事 業 [内容] 鳥取駅周辺エリア	鳥取市	来街者の利便性向上と回遊性促進の ため、鳥取駅周辺にフリーW i - F i 環境を整備する。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。		

<p>にフリーWi-Fiを整備 [実施期間] R2～</p>				
<p>[事業名] 旧島根銀行鳥取支店ビル再生事業 [内容] 旧島根銀行鳥取支店ビルを活用し、最適なテナントミックスを行うことでまちの賑わいを創出する [実施時期] R3～</p>	<p>商店街組織等又は民間事業者</p>	<p>[位置付け] 旧島根銀行鳥取支店ビルを活用し、まちなかの新たな多世代交流拠点を作ることによりまちの賑わいを創出する事業として、目標（2）「回遊・滞在による経済活力の向上」に資する事業に位置づけられる。より地域のニーズに合った事業とするため、建物を利用した実証イベント及び利用者等地域のニーズ調査を行う。 [必要性] 回遊・滞在により経済活力が向上することで、「8 商店街の事業所数」の増加に寄与するため。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

① 現状分析

県東部地区における路線バスの利用者は、ピーク時の昭和40年頃には、年間延べ4,000万人を超えていたが、モータリゼーションの進展や少子高齢化に伴う通学生の減少などにより著しく減少している。中心市街地と郊外地域との連携や、都市機能の集積などの効果を市全域に波及させるためには、市町村合併により広域化したバス路線などの公共交通体系の見直しにより、中心市街地と周辺・郊外地域とのアクセス性を強化することが重要な課題となっている。

2期計画では、市道駅前太平線賑わい空間活用事業、EV（電気自動車）シェアリング事業、100円循環バス「くる梨」運行事業、レンタサイクルステーション整備事業、市営駐輪場運営事業を実施した。「くる梨」の利用客数は年間38万人に達したほか、レンタサイクル利用台数は一カ月当たり概ね160台、駐輪場利用台数は一日当たり概ね1,000台を数え、中心市街地における回遊・滞在性の向上、来街者と居住者の利便性向上に寄与している。

一方で、今後少子高齢化が一層進展する見込みであるとともに、市役所本庁舎の移転、駅南庁舎の整備、鳥取城跡大手登城路の復元が予定されており、さらなる利便性の向上と各交通機関、主要施設間の連携を図っていくことが求められている。

② 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

少子高齢化や環境問題等の社会状況に対応し、中心市街地の賑わいを取り戻すためには、歩いて暮らすことが可能なまちづくりを基本とした、中心市街地へのアクセス性や利便性、回遊・滞在性の向上が必要である。そのためには、循環バス、自転車などによる自動車に頼らない交通体系を構築するとともに、各交通機関、主要施設間の連携の強化、観光交流等の促進により来街者が中心市街地を回遊し、滞在時間を増やす仕組みづくりに取り組む必要がある。

これらのことから、活性化の目標の達成に向け、「公共交通機関の利便性の増進を図るための事業、特定事業及び措置」として以下の事業を基本計画に位置付ける。

【新規】

コミュニティバス購入事業、100円循環バス実証実験事業

【継続】

市道駅前太平線賑わい空間活用事業、EV（電気自動車）シェアリング事業、100円循環バス「くる梨」運行事業、レンタサイクルステーション整備事業、市営駐輪場運営事業

③ フォローアップの考え方

計画期間の毎年度に各事業の進捗状況を調査し、効果の検証を行うとともに、状況に応じて事業等の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 市道駅前太平線賑わい空間活用事業 (再掲) [内容] 「市道駅前太平線賑わい空間」を活用した休憩施設を設置 [実施時期] H25～	新鳥取駅前地区商店街振興組合	道路空間の全天候型広場に椅子、テーブル等の休憩施設を設置し、歩行者にとって憩いやすい滞在空間を設けることで、沿道店舗の集客増や来街者の回遊・滞在性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	[支援措置] 道路の占用の特例 [実施時期] H27～	

(2)① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] コミュニティバス購入事業 [内容] 100円循環バス「くる梨」車両の購入 [実施時期] R1～R2	鳥取市	100円循環バス「くる梨」の運行経路の見直しとあわせ運行体制を強化するため車両を更新することにより、来街者や居住者の利便性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区)(第2期)) [実施時期] R1	
[事業名] 100円循環バス実証実験事業 [内容] 100円循環バス「くる梨」の運行実証実験の実施 [実施期間]	鳥取市	市役所本庁舎の移転にあわせ、100円循環バス「くる梨」の運行実証実験を行い、運行経路に反映させることで来街者や居住者の利便性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」という目標を達成するために必要な事業である。	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(鳥取駅周辺地区)(第2期)) [実施期間]	

R1～R2			R1	
-------	--	--	----	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

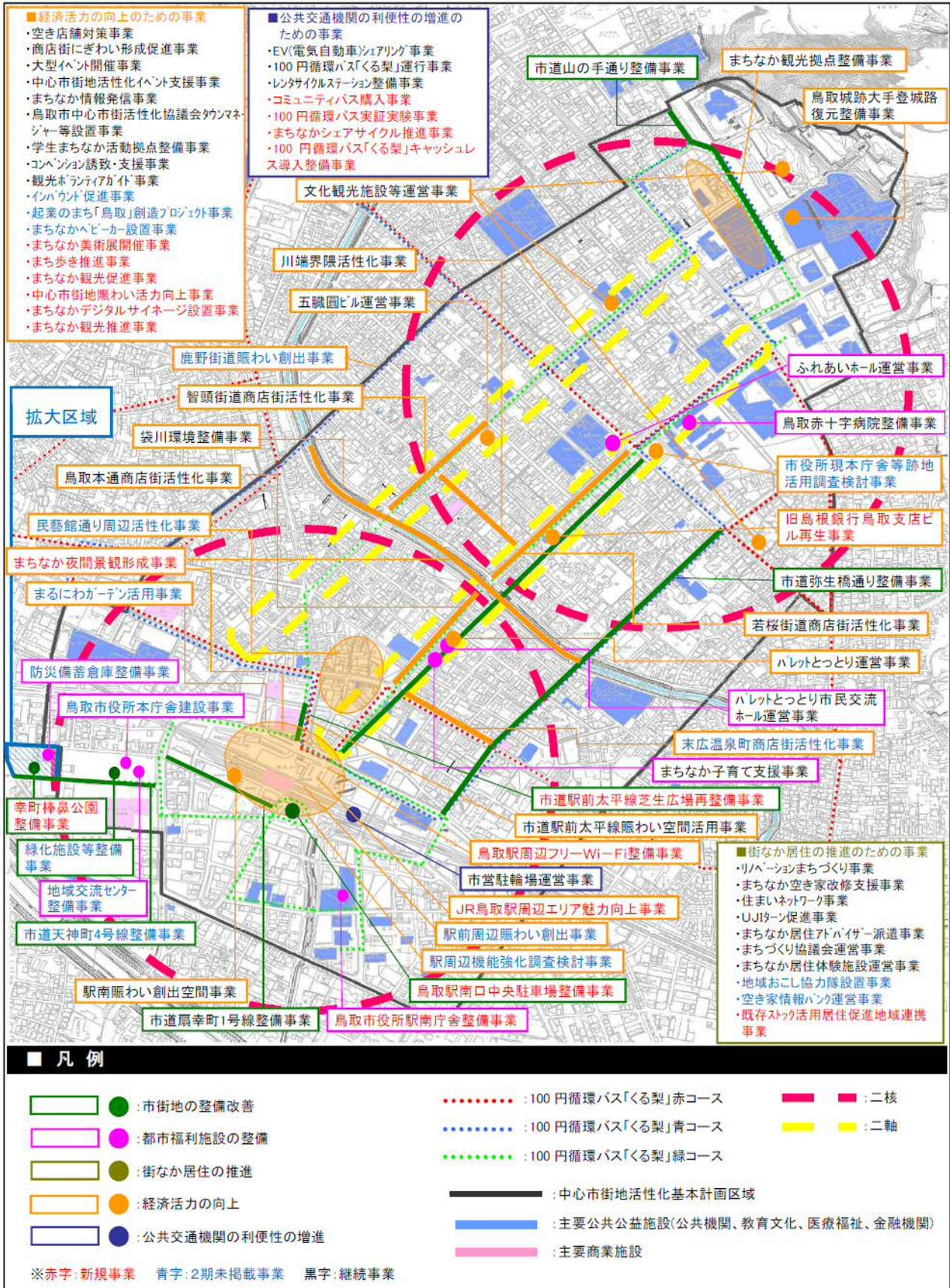
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 100円循環バス「くる梨」キャッシュレス導入整備事業 [内容] 100円循環バス「くる梨」へキャッシュレス導入に伴うシステム及び機器の整備 [実施期間] R3～	鳥取市	100円循環バス「くる梨」にキャッシュレスが利用できる環境整備を行うことで、来街者や居住者の利便性の向上を図る。 本事業は、目標「回遊・滞在による経済活力の向上」の達成に必要な事業である。	[支援措置] 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 [実施期間] R3～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] EV（電気自動車）シェアリング事業 [内容] EV（電気自動車）を活用したカーシェアリング事業を実施 [実施時期] H25～	智頭石油(株)	産学官が連携し、中心市街地におけるEV（電気自動車）を活用したカーシェアリング事業を展開することにより、環境負荷の低減とともに、来街者や居住者の利便性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層のまちなか暮らしの促進」という目標を達成するために必要な事業である。		
[事業名] 100円循環バス「く	鳥取市	中心市街地の回遊・滞在性を高めることを目的に循環バスを運行してい	[支援措置] 生活交通体	

<p>る梨」運行事業 [内容] 100 円循環バスを 運行 [実施時期] H14～</p>		<p>る。生活交通としての利用が増加して いること、連携中枢都市圏の高次都市 機能集積地としての移動手段の確保が 求められていることなどから、市役所 本庁舎の移転にあわせて運行経路の見 直しを行うなど来街者や居住者の利便 性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>	<p>系構築支援 補助金 [実施時期] H22～R1 [支援措置] 市町村内バ ス等支援補 助金 [実施時期] R2～</p>	
<p>[事業名] レンタサイクルス テーション整備事 業 [内容] 複数のレンタサイ クルステーション を整備 [実施時期] H13～</p>	<p>鳥 取 市、鳥 取市観 光コン ベンシ ョン協 会</p>	<p>市内に複数のレンタサイクルステー ションを整備することにより、自転車 利用の促進による環境負荷の低減、来 街者や居住者の利便性の向上を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] 市営駐輪場運営事 業 [内容] 鳥取駅高架下の自 転車駐車を運営 [実施時期] S60～</p>	<p>鳥取市</p>	<p>鳥取駅高架下の自転車駐車を運営 することにより、来街者や居住者の利便 性の向上を図るとともに、歩道内における 自転車の駐輪を抑制することにより、歩行 者の安全確保を図る。 「回遊・滞在による経済活力の向上」 という目標を達成するために必要な事 業である。</p>		
<p>[事業名] まちなかシェアサ イクル推進事業 [内容] 中心市街地の回遊 性を向上させるた めシェアサイクル を導入する [実施時期] R3～</p>	<p>鳥 取 市、シ ェアサ イクル 事業者 等</p>	<p>[位置付け] 手軽に利用できるまちなかの移動手 段としてシェアサイクルを導入するこ とで、中心市街地の回遊性向上に寄与 する事業として、目標（2）「回遊・滞 在による経済活力の向上」に資する事 業に位置づけられる。 [必要性] 来街者の回遊性が向上することで、 「歩行者・自転車通行量（平日・休日 の平均値）」の増加に寄与するため。</p>		

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地整備課の設置（平成23年度～）

平成23年度に、平成18年度に設置した「市街地整備室」を改編し、「中心市街地整備課」として推進体制の強化を図っている。

平成29年度時点における要員は6名。

(2) 鳥取市中心市街地再生本部（平成19年度～）の設置

基本計画について協議するための庁内における横断的な内部委員会として、関係各課による「鳥取市中心市街地再生本部」（以下、「再生本部」）を平成20年1月に設置した。再生本部では、事業の一体的な推進を図るための「本部」、各課で実施する中心市街地に関する事業の情報共有と意思統一に重点を置く「幹事会」、具体的な事業を推進するための6つの「部会」が組織されている。

■ 構成員（平成29年12月時点）

（本部） 本部長：副市長 副本部長：都市整備部長

本部長：教育長、総務部長、中核市推進局長、庁舎整備局長、総務調整局長、防災調整監、人権政策監、企画推進部長、地域振興局長、福祉部長、健康子ども部長、経済観光部長、農林水産部長、環境下水道部長

（幹事会） 幹事長：都市整備部長 副幹事長：経済観光部長

幹事：総務課長、行財政改革課長、財産経営課長、庁舎整備局次長、固定資産税課長、政策企画課長、協働推進課長、文化交流課長、地域振興課長、高齢社会課長、子ども家庭課長、経済・雇用戦略課長、観光戦略課長、農業振興課長、都市企画課長、交通政策課長、都市環境課長、道路課長、建築指導課長、建築住宅課長、生活環境課長、教育総務課長、学校教育課長、文化財課長、中心市街地整備課長

事務局：都市整備部中心市街地整備課

■ 平成29年度開催状況

回	年月日	主な議題
第1回幹事会	H29. 5. 26	○中心市街地再生の取り組みの進捗状況について ○第3期中心市街地活性化基本計画の策定について
第1回本部会	H29. 6. 5	○中心市街地再生の取り組みの進捗状況について ○第3期中心市街地活性化基本計画の策定について
第2回本部会	H29. 8. 29	○第3期中心市街地活性化基本計画（案）について
第2回幹事会	H29. 9. 28	○第3期中心市街地活性化基本計画（案）について
第3回本部会	H29. 10. 10	○第3期中心市街地活性化基本計画（案）について

(3) 市議会における審議の内容

平成 25 年 3 月の 1 期計画策定以降の、市議会における中心市街地活性化に関する主な審議の内容は以下のとおり

年月	審議・討議内容
平成 25 年 6 月 議会	<p>(市長所信要旨)</p> <p>今年度より、第 2 期中心市街地活性化基本計画が始動した。この基本計画では、「街なか居住の推進」及び「賑わいの創出」を基本方針に位置付けて強力的に推進している。</p> <p>7 月 7 日に完成予定の鳥取駅前シンボル・スクエアの整備は、計画段階から建設、運営まで官民共同で進めている事業で、このたび、その愛称が「バード・ハット」に決まった。さらに、前日の 7 月 6 日には、本市の国際交流、観光交流の拠点として、とりせん角の日交ビルに鳥取市国際観光物産センター「まちパル鳥取」がオープンする予定である。</p> <p>今後も、これらの魅力ある空間等により、駅周辺の賑わいを創出し、「因幡国の都市核」としての中心市街地の再生に取り組んでいく。</p>
	<p>(質問要旨)</p> <p>第 1 期中心市街地活性化基本計画で浮き出た課題と第 2 期計画で特に市民に対し重点に示されることは何か伺う。</p> <p>(市長答弁要旨)</p> <p>第 1 期中心市街地活性化基本計画は、73 事業を計画し、うち 69 事業が完了または実施中となっており、着手率は 95%となっている。多岐にわたる事業の実施により、計画策定時に比べ、居住人口、歩行者通行量は増加した。引き続き、居住人口の増加策、地域資源を活かした賑わいづくりに力を入れていくことが課題となっている。空き店舗数については、廃業数の増加等により減少しておらず、目標は達成できていないが、所有者にも協力をいただき、空き店舗を生まない仕組みづくりに取り組むことを課題と考えている。</p> <p>第 2 期計画では、「街なか居住の推進」と「賑わいの創出」という 2 つの柱で目標を掲げ、4 つの重点施策を打ち出した。具体的には、空き家・空き地などの既存ストックの利活用の促進や転入施策を一層強化すること。これはまちなか居住に関連しており、新規定住者の増加を目指す取り組みを推進する。2 点目として、鳥取駅周辺の多様な機能の活用・拡充を図るとともに、駅前太平線バード・ハット等の活用により駅周辺の魅力・集客力を向上することを挙げている。第 3 点に、100 円循環バスくる梨の緑コースの増設などにより公共交通の拡充を図り、回遊性の向上あるいは公共交通の利便性を高めることを実施している。4 番目に、鳥取城跡周辺の案内機能、駐車場機能、商業機能等を整備・改善するといった取り組みも、観光交流を推進するという観点から取り組もうとしている。</p>

平成 25 年 8 月 議会	<p>(質問要旨)</p> <p>鳥取駅周辺再生基本計画では、駅前商店街や本通り商店街など駅周辺をゾーン分けしているが、今後、連続性を持って各ゾーン間を回遊し、滞留していただくことが、重要になると考える。それぞれのゾーンの連携をどのように図っていくのか伺う。</p> <p>(都市整備部長答弁要旨)</p> <p>現在、鳥取駅周辺において、鳥取駅へのアクセスを改善するための駅南ロータリー改修工事や新たに合計 600 人の学生や教職員を迎える見込みの医療看護専門学校を設置など、人の流れを生み出す取り組みを進めている。この流れをバード・ハットや本通り方面に回遊させるためには、各商店街の連携が必要と認識している。例としては、去る 7 月 7 日にはバード・ハット、サンロード、まちパル鳥取、パレットとつとりと、それぞれのゾーンの拠点施設が連携し、同日にイベントを開催するとともに、各ゾーンで一体的に広報することにより、多くの来訪者が訪れ、賑わいの創出と回遊性の向上が図られたところである。今後もさらに、同様の官民連携及びゾーン連携により賑わいを創出していく。</p>
平成 26 年 12 月 議会	<p>(質問要旨)</p> <p>駅前太平線バード・ハットは昨年 7 月に整備されてから約 1 年半となるが、その利用状況や周囲の歩行者・自転車通行量の状況と今後の取り組みについて伺う。</p> <p>(都市整備部長答弁要旨)</p> <p>駅前太平線バード・ハットは昨年 7 月にオープンしてから、平成 25 年度は週末を中心に 38 件のイベントを開催し、約 8 万 5 千人の来街者があった。平成 26 年度は 11 月末現在で 25 件のイベントを開催し、約 4 万 9 千人となっている。駅前太平線周辺 12 地点の歩行者・自転車通行量も、平日で事業前の平成 23 年度 20,840 人に対し平成 26 年度 21,589 人、休日で平成 23 年度 17,229 人に対し平成 26 年度 23,824 人と増加した。</p> <p>今後も、商店街、民間団体、行政等が連携してイベントを開催し、集客によるにぎわいの創出を図っていききたいと考えている。</p>
平成 27 年 2 月 議会	<p>(質問要旨)</p> <p>中心市街地活性化協議会の体制強化についてどのように考えているのか伺う。</p> <p>(市長答弁要旨)</p> <p>これまでも段階的に業務等の見直しを図り、法定構成員であります商工会議所、鳥取開発公社、そして協議会、本市の 4 者で役割分担を行い、運営してきている。協議会は、本年 4 月 1 日より、これまで商工会議所内に事務所があったが、まちなかの中心部であるパレットとつとりの市民交流ホールに移転し、認知度を向上させていくことや情報発信機能等の強化を図りながら、より身近な組織として活動していく予定としている。</p> <p>今後、新たなタウンマネージャーや新たな場所により活動される同協議会とこれまで以上の連携を図りながら、各種事業の取り組みを推進していききたいと考えている。</p>

<p>平成 28 年 2 月 議会</p>	<p>(質問要旨) 第 2 期中心市街地活性化基本計画は後半に入るが、現在まで取り組まれた事業の進捗状況、並びに今後どのような事業に取り組むのか伺う。</p> <p>(市長答弁要旨) 第 2 期鳥取市中心市街地活性化基本計画では、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間に 59 事業を実施することになっている。今年度末で開始から丸 3 年を迎えることとなるが、これまでに鳥取駅南口交通広場整備事業など 8 事業が完了しており、100 円循環バスくる梨運行事業や鳥取赤十字病院整備事業など 46 事業が実施中である。今後は、市道扇幸町 1 号線整備事業などによる駅周辺の回遊性の向上と賑わい創出、鳥取城跡大手登城路復元整備事業などによる鳥取城跡周辺の地域資源を生かした観光交流の促進、新規創業・開業支援などによる商業の振興、遊休不動産を活用したリノベーションによるまちづくりなど、賑わいのある中心市街地への再生を図っていきたいと考えている。</p>
<p>平成 28 年 9 月 議会</p>	<p>(質問要旨) 中心市街地では、遊休不動産を活用したリノベーションスクールが開催されているが、成果はどうか伺う。</p> <p>(都市整備部長答弁要旨) 平成 26、27 年度の 2 回のリノベーションスクールでは、合計 6 件の対象物件を活用したリノベーションの事業計画が提案された。その中で、末広温泉町の旧喫茶店の物件は、ブックカフェ「ホンバコ」として昨年 5 月にオープンした。また、「鳥取大丸の屋上の庭園プロジェクト」という提案もされており、クラウドファンディングによる資金調達に成功し、本年 11 月にオープンする予定となっている。その他の物件についても、民間を中心に事業化に向けた取り組みが継続されている。また、このスクールを契機として民間のまちづくり会社が設立されたことも成果の 1 つであると考えている。このスクール以外でも、空きビルをゲストハウスに再生するなど、民間まちづくり会社が主体となった事業化の事例も出てきている状況である。</p>
<p>平成 29 年 6 月 議会</p>	<p>(質問要旨) 城下町整備の長期的なビジョンについて、所見を伺う。</p> <p>(市長答弁要旨) 第 2 期鳥取市中心市街地活性化基本計画に基づくさまざまな取り組みを進めており、その中で鳥取城跡周辺地区は「歴史・文化等を有する豊かな居住・交流の舞台」と位置づけ、鳥取城跡等を中心とする歴史・文化、久松山を背景にした良好な景観等の資源を生かした居住や交流の促進を図っている。現在、第 3 期計画の策定を進めているが、大手登城路等鳥取城跡周辺の整備とあわせて、地域と連携した既存ストックなど地域資源の利活用の促進やリノベーションによるまちづくりの推進などによる城下町エリア全体の魅力づくりや、城下町を訪れる方の回遊性を高める仕組みづくり、また効果的な情報発信などを通して、多くの人を訪れて、賑わいにあふれ、地域の人たちが心豊かに暮らしていける、まちづくりを目指していきたいと考えている。</p>

	<p>(質問要旨)</p> <p>第3期中心市街地活性化基本計画の策定について、タウンミーティングなどで市民の声を聞いて、中心市街地活性化に取り組んでいただきたいと考えるが、取り組みの進め方について伺う。</p> <p>(市長答弁要旨)</p> <p>中心市街地内の各地域の現状や居住、商業、文化、福祉等都市機能を踏まえたまちづくりを進めていくことが重要であり、検討委員会等での意見を踏まえ、示していくこととしている。今後、商店街や地域、民間団体等に出向き意見交換等も行っていくこととしている。市民の皆様が考えておられる地域課題をこの計画に反映させていくことにより、行政、市民が一体となって中心市街地の再生に向けて取り組んでいきたいと考えている。</p>
--	---

(4) 第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会の設置

平成29年度に、現行計画の検証と実効性のある計画の策定をめざし、専門的な視点で協議するため、学術研究者、商業・福祉・交通・観光事業者、住民団体の代表等で構成する「第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会」を設置し、計画の策定に向け6回の委員会を開催した。

■ 構成員

◇第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画検討委員会（16名）（順不同・敬称略）

役職	所属団体名等	氏名	備考
委員長	鳥取環境大学准教授	倉持 裕彌	有識者
副委員長	鳥取大学准教授	桑野 将司	有識者
委員	鳥取商工会議所副会頭	英 義人	経済界
〃	鳥取市商店街振興組合連合会理事長	渡辺 博	商業
〃	鳥取市自治連合会副会長	土橋 周美	住民
〃	(株)鳥取銀行ふるさと振興部 暮らしと経営相談所長	玉木 真人	金融
〃	日ノ丸自動車(株) 営業部長	中島 文明	交通
〃	(公財)鳥取市文化財団理事長	木谷 清人	文化
〃	(福)鳥取市社会福祉協議会常務理事	坂本 雄司	福祉
〃	(一社)鳥取市観光コンベンション協会観光事業課長	徳田 勇人	観光
〃	鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー	成清 仁士	まちづくり
〃	(一社)まるにわ理事	中村 彩	まちづくり
〃	とっとり若者地方創生会議	安田 里菜	住民
〃	(公社)鳥取県宅地建物取引業協会東部支部長	杉本美智子	不動産
〃	(一社)鳥取県建築士会東部支部長	赤山 渉	建築
〃	(一社)地域サポートネットワークとっとり代表	山口 朝子	児童福祉

■開催状況

◇検討委員会

回	年月日	主な議題
第1回	H29. 6. 1	○中心市街地再生の取り組みの進捗状況 ○中心市街地活性化に関するアンケート結果 ○第3期中心市街地活性基本計画の策定
第2回	H29. 7. 3	○中心市街地活性化に関するアンケート結果 ○第3期中心市街地活性化基本計画における重点施策及び今後の取り組み概要(案)
第3回	H29. 8. 4	○第3期中心市街地活性基本計画 (案)
第4回	H29. 9. 11	○第3期中心市街地活性基本計画 (案) 及び鳥取駅周辺まちづくり構想 (案)
第5回	H29. 10. 5	○第3期中心市街地活性基本計画 (案)
第6回	H29. 12. 22	○第3期中心市街地活性基本計画 (案)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

本市では、平成19年4月1日、改正中心市街地活性化法第15条に基づき、鳥取商工会議所と財団法人鳥取開発公社が共同設立者となり「鳥取市中心市街地活性化協議会」が設立された。

本協議会は、行政と民間事業主体・地域との調整や活性化方策の企画・実施等、中心市街地活性化を一体的に推進する総合的なタウンマネジメント組織として活動している。

協議会は総会、運営委員会、タウンマネジメント会議を開催する。運営委員会はタウンマネジメント会議を統括し、中心市街地活性化に関わる総合調整や事業推進に関する活動を行う。タウンマネジメント会議は、より専門的な観点から協議し、各事業の実施に関わる内容について協議する。

(2) 構成員及び開催状況

■ 構成員

構成員 72 団体（平成 29 年 10 月 1 日現在）

（内訳 会員：50、賛助会員：8、特別委員：9、オブザーバー等：5）

役 職	団 体 名
会長	鳥取商工会議所
副会長	一般財団法人鳥取開発公社
会員(運営委員会)	鳥取市商店街振興組合連合会
会員(運営委員会)	鳥取本通商店街振興組合
会員(運営委員会)	末広温泉町商店街振興組合
会員(運営委員会)	新鳥取駅前地区商店街振興組合
会員(運営委員会)	株式会社鳥取大丸
会員(運営委員会)	日ノ丸自動車株式会社
会員(運営委員会)	鳥取医療生活協同組合
会員(運営委員会)	一般社団法人鳥取県建築士会
会員(運営委員会)	日進地区自治連合会
会員(運営委員会)	株式会社新日本海新聞社
会員(運営委員会)	鳥取大学地域学部
会員(監事)	株式会社鳥取銀行
会員(監事)	鳥取県中小企業団体中央会
会員	鳥取市土地開発公社
会員	日本交通株式会社
会員	若桜街道商店街振興組合
会員	鳥取二階町商店街振興組合
会員	鳥取太平線通り商店街振興組合
会員	智頭街道商店街振興組合
会員	瓦町商店街振興組合
会員	鹿野街道筋振興会
会員	イオンリテール株式会社イオン鳥取店
会員	株式会社日ノ丸総本社
会員	鳥取信用金庫
会員	鳥取商工会議所青年部
会員	中国電力株式会社鳥取支社
会員	公益財団法人鳥取民藝美術館
会員	まちづくりレディース鳥取
会員	袋川をはぐくむ会
会員	鳥取情報文化研究所
会員	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
会員	J R 西日本山陰開発株式会社

会員	株式会社ちむら
会員	公立大学法人公立鳥取環境大学
会員	日本海テレビジョン放送株式会社
会員	有限会社ヨコイ
会員	西日本旅客鉄道株式会社米子支社鳥取鉄道部
会員	公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部
会員	鳥取瓦斯株式会社
会員	株式会社今井書店
会員	街づくり株式会社いちろく
会員	仁風閣貴婦人プロジェクト
会員	有限会社アクト・ワン
会員	株式会社サンマート
会員	鳥取赤十字病院
会員	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会
会員	有限会社大文字広告社
会員	株式会社山陰合同銀行鳥取営業部
賛助会員	株式会社鳥取テレトピア
賛助会員	民藝館通り・文化村商店會
賛助会員	川端界限活性化協議会
賛助会員	若桜街道戎町地区建設準備組合
賛助会員	一般社団法人地域サポートネットワークとっとり
賛助会員	特定非営利活動法人トラスト
賛助会員	川一アーケード管理組合
賛助会員	鹿野街道五十市
特別委員(運営委員会)	鳥取警察署
特別委員(運営委員会)	鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課
特別委員(運営委員会)	鳥取県商工労働部企業支援課
特別委員(運営委員会)	鳥取市経済観光部
特別委員(運営委員会)	鳥取市都市整備部
特別委員(運営委員会)	公立鳥取環境大学人間形成教育センター
特別委員(運営委員会)	鳥取県東部広域行政管理組合消防局
特別委員(運営委員会)	公益社団法人鳥取県防犯連合会
特別委員(運営委員会)	鳥取県元気づくり総本部東部振興監東部振興課
オブザーバー	経済産業省中国経済産業局
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所
オブザーバー	独立行政法人都市再生機構西日本支社
アドバイザー	独立行政法人中小企業基盤整備機構中国本部
タウンマネージャー	鳥取市中心市街地活性化協議会

■平成 29 年度以降の会議等の開催状況

年月日	会 名	検討事項
H29. 6. 13	第 1 回運営委員会	平成 28 年度事業報告及び収支決算書について協議、2 期計画フォローアップ、3 期計画の策定及び当協議会の取り組みについて報告
H29. 6. 21	定時総会	平成 28 年度事業報告及び収支決算書について決定、2 期計画フォローアップ、3 期計画の策定及び当協議会の取り組みについて報告
H29. 6. 26	第 1 回駅周辺のエリア連携推進会議 (専門部会)	鳥取駅周辺まちづくり構想(案)について協議
H29. 7. 21	第 2 回駅周辺のエリア連携推進会議	鳥取駅周辺まちづくり構想(案)について協議

	(専門部会)	
H29. 8. 28	第 3 回駅周辺のエリア連携推進会議 (専門部会)	鳥取駅周辺まちづくり構想(案)、3期計画検討委員会への提案(中間報告)について協議
H29. 9. 22	第 4 回駅周辺のエリア連携推進会議 (専門部会)	鳥取駅周辺まちづくり構想(案)、3期計画検討委員会への提案について協議
H29. 9. 29	第 2 回運営委員会	3期計画の策定、鳥取駅周辺エリア活性化事業、当協議会会員の中心市街地活性化にかかる取り組みについて協議
H29. 11. 6	中活協会員全体意見交換会	3期計画(案)について意見交換
H29. 11. 20	第 1 回タウンマネジメント会議	3期計画(案)における課題について協議
H29. 11. 28	第 3 回運営委員会	3期計画の策定、3期計画(案)に対する意見書(案)について協議
H30. 2. 28	第 2 回タウンマネジメント会議	鳥取駅周辺エリア活性化事業について協議
H30. 2. 28	第 5 回駅周辺のエリア連携推進会議 (専門部会)	鳥取駅周辺将来ビジョンたたき台(案)について協議
H30. 3. 15	第 4 回運営委員会	各種事業の進捗状況について報告、平成 30 年度事業方針(案)及び収支予算(案)について協議
H30. 3. 22	臨時総会	各種事業の進捗状況について報告、平成 30 年度事業方針(案)及び収支予算(案)について決定
H30. 6. 15	第 1 回運営委員会	平成 29 年度事業報告及び収支決算書、役員改選について協議、2期計画フォローアップ及び3期計画の認定について報告
H30. 6. 29	定時総会	平成 29 年度事業報告及び収支決算書、監査報告、役員改選について決定、2期計画フォローアップ及び3期計画の認定について報告
H30. 10. 5	第 2 回運営委員会	鳥取市中心市街地活性化協議会の運営体制、平成 30 年度事業推進について協議
H31. 1. 31	事前協議	3期計画の変更申請について協議
H31. 3. 18	第 3 回運営委員会	各種事業の進捗状況について報告、平成 31 年度鳥取市中心市街地活性化協議会の運営体制、活動計画、収支予算、規約改正について協議
H31. 3. 26	臨時総会	平成 31 年度運営体制に伴う規約改正、活動計

		画、収支予算について決定
R1. 5. 31	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R1. 6. 17	第1回運営委員会	平成30年度事業報告及び収支決算書について協議、3期計画フォローアップ、令和元年度各種活動の状況について報告
R1. 6. 21	定時総会	平成30年度事業報告及び収支決算書、監査報告について決定、3期計画フォローアップ、令和元年度各種活動について報告
R1. 12. 18	第2回運営委員会	賛助会員の入退会について協議、各種活動の状況について報告、意見交換
R2. 3. 23	第3回運営委員会	各種活動の状況について報告、新会長の選任について、令和2年度活動計画（案）及び収支予算（案）について協議
R2. 3. 27	臨時総会	新会長の選任について、令和2年度活動計画及び収支予算について決定
R2. 5. 20	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R2. 7. 10	第1回運営委員会	令和元年度事業報告及び収支決算・監査報告、役員改選、令和2年度活動推進について協議、3期計画フォローアップについて報告
R2. 8. 28	定時総会	令和元年度事業報告及び収支決算・監査報告、役員改選について決定
R2. 8. 31	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R2. 12. 25	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R3. 1. 27	第2回運営委員会	鳥取駅周辺再生基本構想（第2期）（案）、活動状況について協議
R3. 4. 27	第1回運営委員会	令和2年度活動報告及び収支決算、令和3年度活動計画（案）及び収支予算（案）について協議
R3. 5. 10	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R3. 5. 31	定時総会	令和2年度活動報告及び収支決算・監査報告、令和3年度活動計画及び収支予算について決定
R3. 12. 20	事前協議	3期計画の変更申請について協議
R4. 3. 30	第2回運営委員会	令和4年度活動計画（案）及び収支予算（案）について協議、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画のスケジュール及び概要について報告
R4. 4. 20	臨時総会	令和4年度活動計画（案）及び収支予算（案）について決定、第4期鳥取市中心市街地活性化基本計画のスケジュール及び概要について報告
R4. 5. 6	事前協議	3期計画の変更申請について協議

(3) 鳥取市中心市街地活性化協議会から提出された第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

受鳥中活協第14号
平成30年1月31日

鳥取市長
深澤義彦様

鳥取市中心市街地活性化協議会
会長 藤縄匡伸

「第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画(案)」に対する意見書

平成29年11月24日付け第118号で貴市より意見照会のありました「第3期鳥取市中心市街地活性化基本計画(案)」(以下「第3期基本計画(案)」という。)については、概ね適当であると認めます。なお、第3期基本計画(案)を実効性のあるものとするため、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見を申し添えます。

記

(1) 地域資源を活かした交流人口の拡大に向けて

交流人口の拡大に向けては、山陰東部圏域の中核を担う鳥取市の中心拠点として、特に鳥取駅周辺エリアにおいて、広域のエリア連携と交流を促進するハブ拠点としての役割が期待される。そして、周辺エリアも含む地域資源を活かす取り組みや情報の集積と発信、利用者・来街者の視点に立った機能の拡充が必要となる。新市役所本庁舎整備や鳥取城跡復元整備といった第3期基本計画(案)における大型事業に加え、山陰自動車道の整備や国を挙げての観光振興の機運を好期として、さらに事業を連鎖させて市民と来街者の期待値と満足度を向上することが望まれる。

(2) 滞在・回遊による経済活力の向上に向けて

鳥取市中心市街地への新たな来街目的を創出し、玄関口となる鳥取駅からの回遊や滞在による時間消費を誘導するためには、現市役所本庁舎の跡地活用が重要となる。都市再生に向けた貴重な種地であるため十分な議論が必要になるが、暫定的な活用も含めて間を置かない活用検討が望まれる。また、城下町の痕跡をはじめとした歴史的資源や個性的な個店が集まる商店街を鳥取のまちの個性として改めて共有するとともに、空き店舗活用や公共空間の活用により「鳥取らしさ」を感じられる魅力づくりや体験のストーリーづくりに

取り組んでいく必要がある。

(3) 若年層のまちなか暮らしの促進に向けて

住み続けたい、行ってみたい、帰ってきたいまちとして鳥取市中心市街地が若年層に「選ばれる」には、目に見える変化によってまちの満足度と期待値を向上させることが重要であるとともに、交流の中でつながりを育み、まちなか暮らしの魅力を体感する機会をつくることが大切となる。加えて、まちなか居住の受け皿の確保が不可欠となるが、空き家や遊休空間の活用による住宅確保、起業支援や企業誘致等を含めた働く場所の確保や子育て環境の充実を図っていく必要がある。

(4) 官民連携による活性化施策の推進について

当協議会では、タウンマネジメント会議、専門部会、会員意見交換会、運営委員会等を適宜開催し、多様な団体の連携のもと幅広い意見を汲み取りながら中心市街地活性化に向けた議論や実践を進めてきた。山陰東部圏域の中心拠点にふさわしい発展を目指し、第3期基本計画（案）の遂行にあたり一丸となって取り組む所存であり、鳥取市には今後も官民連携による活性化施策の推進に取り組んで頂きたい、より一層の支援をお願いしたい。

以 上

(4) 協議会の規約

第1章 総 則

(設 置)

第1条 鳥取商工会議所及び一般財団法人鳥取開発公社（中心市街地整備推進機構）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年六月三日法律第九十二号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、協働で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名 称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、鳥取市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により鳥取市が作成する基本計画（以下、「基本計画」という。）、法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下、「認定基本計画」という。）及び法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し必要な事項について意見提出
- イ 鳥取市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 鳥取市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 鳥取市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信（協議会のホームページ並びに鳥取商工会議所の会報に掲示する。）
- キ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業推進に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ アからエまでに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関すること。

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

- ア 各種組織、団体との交流
- イ 関係情報の収集
- ウ その他、目的達成のための必要な活動

(公告の方法)

第5条 協議会の活動について、広く鳥取市民の意見を反映させるために、協議会のホームページ並びに鳥取商工会議所の会報に掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

第2章 会 員

(会員)

第6条 会員は、法第15条第1項、第4項、第7項及び第8項の規定に該当するものをもって構成する。

(賛助会員)

第7条 前条に規定するもののほか、第3条の目的に賛同し、この協議会に入会するものをもって賛助会員とする。

(入会)

第8条 会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申込み、運営委員会の承認を得なければならない。

(会 費)

第9条 会員及び賛助会員は、総会で定めるところにより、年会費を納入しなければならない。

(退 会)

第10条 会員及び賛助会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員または賛助会員が死亡、または解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第11条 会員及び賛助会員が次に該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 協議会の名誉を毀損し、または協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき、またはその恐れがあると判断されるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費、賛助会費、寄付金、運営協力金、その他の抛出金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

第3章 役員

(役員)

第13条 協議会には、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 運営委員 | 20名以内 |
| (4) 特別委員 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第14条 会長、副会長、運営委員及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 特別委員は、第4条の活動の円滑な推進を図るため、各行政関係機関に委嘱する。

(任期)

第15条 役員は、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(職務)

第16条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。

3 運営委員及び特別委員は、協議会の運営のための活動を行う。

4 監事は、協議会の業務及び経理の監査の結果を総会に報告する。

第4章 タウンマネージャー

(タウンマネージャー)

第17条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のために、タウンマネージャーを置くことができるものとする。

2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

第5章 会議

(会議)

第18条 協議会は、以下の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) タウンマネジメント会議

第6章 総会

(総会)

第19条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任、その他必要と認める事項を審議する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、会員をもって構成する。

4 総会は、会員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。

5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 6 会長は、会員の3分の1以上から総会開催請求があれば招集しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

第7章 運営委員会

(運営委員会)

- 第20条 運営委員会は会長、副会長、運営委員、監事をもって構成する。
- 2 運営委員会は適宜開催し、タウンマネジメント会議を統括し、第4条の活動について協議・決定する。
 - 3 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 4 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 5 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 6 運営委員会は、必要に応じ特別委員及び事業関係者をオブザーバーとして招集することができる。
 - 7 運営委員会の議事については、議事録を作らなければならない。

第8章 タウンマネジメント会議

(タウンマネジメント会議)

- 第21条 タウンマネジメント会議は、会長もしくはタウンマネージャーが必要に応じて招集し、タウンマネジメントに関する事項を協議する。

第9章 事務局

(事務局)

- 第22条 協議会の事務局は、事務所をパレットとつとり内に置く。

(事務局長及び職員)

- 第23条 事務局に、事務局長1人の他、必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

第10章 会計

(会計)

- 第24条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

- 第25条 協議会の運営は、会費、賛助会費、補助金、負担金、運営協力金及び事業収入、その他収入をもってあてる。
- (運営協力金)

- 第26条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

第11章 解散

(解散)

- 第27条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附 則

- 1 本規約は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員任期は、平成20年3月31日までとする。但し、次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、別に定める。

附 則

この改正は、平成22年12月13日から施行する。

(第20条改正)

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(第21条改正)

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

(第1条・第21条・第22条改正)

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 住民ニーズなどの客観的現状分析

① 本基本計画の策定にあたって、次の主なアンケート調査などの結果を参考とした。

- ・鳥取市中心市街地活性化に関するアンケート調査（平成 29 年 2 月実施）
- ・とっとり若者地方創生会議の提言書（平成 29 年 3 月提出）

② 基本計画案に対する市民意見

地域住民の意見を把握するため、「鳥取市中心市街地活性化基本計画（案）」に対するパブリックコメントを平成 29 年 10 月 18 日から平成 29 年 11 月 6 日まで実施し、寄せられ意見を本基本計画策定の参考とした。

③ 地元自治会・地元商店街振興組合との意見交換会の開催

中心市街地の地元自治会・地元商店街振興組合と、平成 29 年 9 月、計 10 回の意見交換会を開催した（5 地区の自治会、5 つの商店街振興組合）。多様な意見をいただき、計画策定の参考とした。

(2) 多様な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 大学との連携

- ・中心市街地における学生の活動拠点の設置や大学と商店街が連携したイベントが継続的に開催されるなど、地元大学生とともに中心市街地の活性化に取り組んでいる。
- ・中心市街地で増え続ける空き家や空き店舗の実態を地域住民と共有し、空き家等の活用をはじめ「住み心地の良い環境づくり」のためのアイデアを考えるワークショップを中心市街地の 2 地区で鳥取大学と共同開催するなど、大学の研究と連携した取り組みを進めている。

② まちづくり協議会（久松・遷喬・醇風・日進・明德・美保）との連携

- ・地域の課題解決や活性化に関する取り組みを住民自らが行うため、中心市街地の小学校区単位でまちづくり協議会が結成され、行政と協力し、さまざまな取り組みを実施している。

③ まちなかセミナーの開催

- ・鳥取市中心市街地活性化協議会の主催により、平成 29 年 3 月 1 日に千葉県柏市柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）センター長を招いた市民向けのミニシンポジウムを開催した。先進地の取り組みを通じて、駅を中心とした公・民・学連携によるまちづくりを学んだ。

④ 鳥取市中心市街地活性化協議会等との連携

- ・パレットとっとり運営、中心市街地活性化事業補助金、まち歩き事業などを円滑かつ効果的に展開するため、鳥取市中心市街地活性化協議会や鳥取商工会議所、各商店街振興組合、行政等でパレットとっとり運営協議会やイベント審査会、官民共同の実行委員会を立ち上げている。
- ・鳥取駅周辺への集客や回遊を生み出し、中心市街地の賑わい創出につなげるため、従来、

活用のなかった鳥取駅北口ケヤキ広場を会場とする「えきまえマルシェ」イベントを鳥取市中心市街地活性化協議会が主導し開催している。イベントの事業主体となる実行委員会へは、JR鳥取駅・シャミネ鳥取・鳥取大丸などの周辺関係者ととも鳥取大学・公立鳥取環境大学なども参加し、集客実績を上げている。

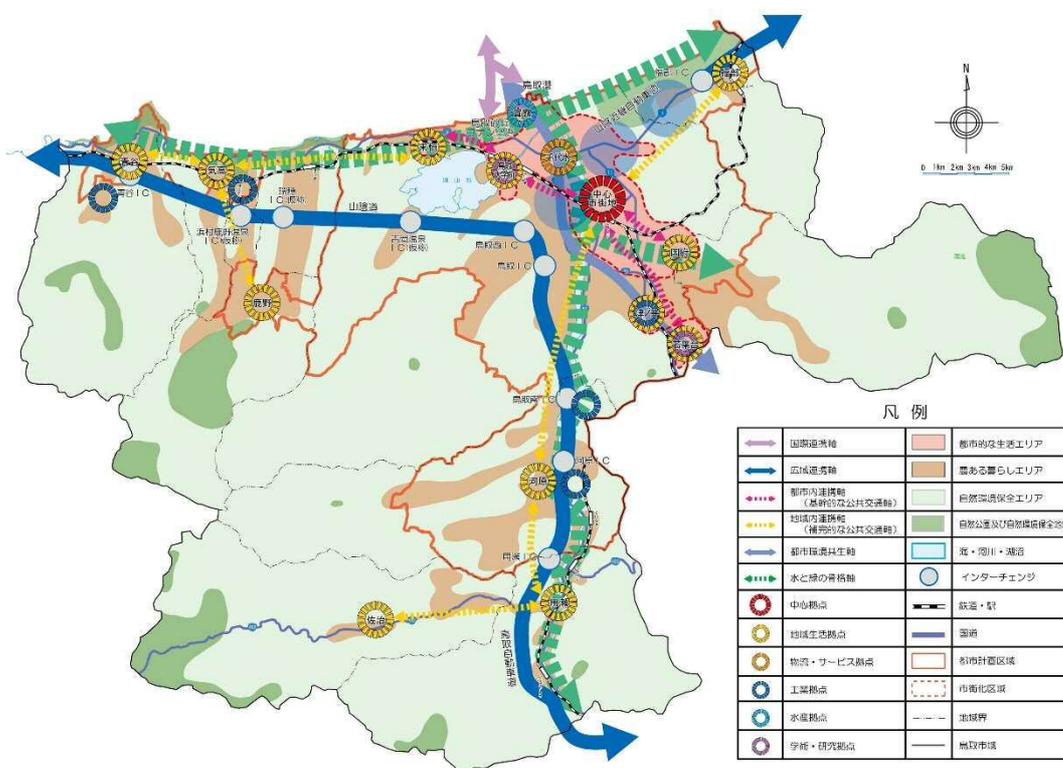
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

都市計画マスタープランにおいては、中心市街地を「中心拠点」として位置付け、行政中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高度都市機能の集積を進め、山陰地方をリードする中核市としての求心力を高めることとしている。一方、総合支所周辺などを「地域生活拠点」とし、日常的なサービス施設などの集積を促進することとしている。そして、各拠点が提供するサービスを役割分担し、バスなどの公共交通で結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指している。

特に各種都市機能が既に集積し、人口密度も高く、公共交通の利便性が高い中心拠点においては、都市機能を特に集積させる区域として設定し、市域の中心として各種の高次都市機能の集積を促進することとしている。

図 10-1 将来の都市構造図（平成 29 年 3 月改定 鳥取市都市計画マスタープランより）



都市機能の集積や郊外開発の誘導・抑制に関する具体的な取り組みとして次のとおり展開している。

- ・旧ダイエー跡ビルをコンバージョンし、市役所駅南庁舎や市立中央図書館として活用している。（平成 13 年閉店→平成 16 年利用開始）
- ・鳥取生協病院並びに鳥取産業会館の移転建替先を中心市街地内とすることを本市が調整・協力し、建替えが完了している。
- ・準工業地域における大規模集客施設の立地規制に関する条例案について、都市計画審議会で承認、平成 19 年 9 月鳥取市議会における議決済み。平成 19 年 11 月 30 日から条例を施行している。

[2] 都市計画手法の活用

○準工業地域における大規模集客施設の立地制限

本市では、大規模集客施設の適正立地を図り、郊外開発を抑制するため、すべての準工業地域において、大規模集客施設（床面積 10,000 m²を超えるもの）の立地を制限するための特別用途地区を指定する「鳥取市特別用途地区建築条例」の制定について、平成 19 年 8 月 8 日に開催した鳥取市都市計画審議会において以下の方針を説明し、了承された。平成 19 年 9 月議会において条例案を提出し、平成 19 年 11 月 30 日から施行している。また、平成 29 年 9 月議会において、特別用途地区の区域内における立地制限を付ける建築物に、ナイトクラブを追加する条例改正案を提出し、平成 29 年 9 月 25 日から施行している。

なお、中心市街地においては土地の高度利用を積極的に推進するため、中心市街地内の準工業地域を近隣商業地域に変更している。

<特別用途地区の都市計画決定の内容>

地区の名称 : 大規模集客施設制限地区

地区の区域 : すべての準工業地域 (327ha)

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地の大規模ストックの活用状況

- ・いくつかの公共施設の移転や大型商業施設の閉店が見られたが、既存ストックの有効活用が積極的に図られてきた。
- ・平成 13 年に閉店した旧ダイエー鳥取店ビルを本市が取得し、市町村合併を期に市役所駅南庁舎にコンバージョンして平成 16 年 11 月に利用を開始した。また、平成 17 年 5 月には同建物内に市立中央図書館がオープンし、年間 40 万人を超す利用者を数えている。

表 10-1 大規模のストックの再活用状況

元の施設	閉店・閉鎖年	現在の施設	開店年
鳥取大学附属小・中学校	S60	県立図書館、県民文化会館	H2、H5
ダイエー鳥取駅南店	H13	鳥取市駅南庁舎、市立中央図書館等	H17

資料：鳥取市

(2) 公共公益施設等の立地状況

- ・鳥取県東部の中心として、国、県の機関が集中しているほか、多目的ホールや図書館等の大規模な文化施設が多く見られ、生涯学習や市民活動の拠点となる施設も多く集まっており、市民や周辺地域を含めた人々が交流・活動できる場が中心市街地に集中している。
- ・大学、高校等の学校やスポーツ施設、福祉施設は中心市街地の外に点在しており、鳥取大学を中心とした湖山地区や市の東南部に多い。
- ・鳥取生協病院や鳥取商工会議所は、いずれも中心市街地で建替えを実施した。また、鳥取赤十字病院は建替整備を進めている。
- ・市役所新本庁舎の移転整備を進めている。
- ・中核市への移行に伴い、県の施設として郊外に設置されていた保健所を、市の施設として中心市街地にある市役所駅南庁舎に設置する予定としている。

表 10-2 主な公共公益施設（中心市街地）

	施設名	設置者	移転等
公共機関	鳥取第一地方合同庁舎	国	
	鳥取第二地方合同庁舎	国	
	鳥取地方検察庁	国	
	鳥取年金事務所	特殊法人	
	鳥取労働局	国	
	ハローワーク鳥取	国	
	鳥取地方裁判所	国	
	鳥取森林管理署	国	
	鳥取県庁（本庁舎、第二庁舎）	県	
	鳥取市庁（本庁舎、第二庁舎、駅南庁舎）	市	H16 駅南庁舎新設
	鳥取県警察本部	県	
	鳥取消防署東町出張所	一部事務組合	
	鳥取中央郵便局	民	
	鳥取商工会議所	民	H20 建替え
文化・スポーツ施設	とりぎん文化会館	県	
	鳥取市民会館	市	
	鳥取県立図書館	県	
	鳥取県立公文書館	県	
	鳥取市立中央図書館	市	H17 移転新設
	鳥取県立博物館	県	
	わらべ館	県・市	
	城下町とっとり交流館「高砂屋」	市	
	鳥取市武道館	市	
	県民ふれあい会館（生涯学習センター）	県	
	鳥取市福祉文化会館	市	
市民活動拠点アクティブとっとり（さざんか会館内）	市		
医療・福祉施設	鳥取赤十字病院	民	H25 建替え着手
	鳥取生協病院	民	H19 移転新設
	鳥取産院	民	
	鳥取県東部歯科医師会休日急患歯科診療所	民	
	鳥取市総合福祉センター（さざんか会館）	市	
	障害者福祉センター（さわやか会館）	市	
	高齢者福祉センター	市	
	鳥取中央地域包括センター（市駅南庁舎内）	市	
	久松保育園	公設民営	
	むつみ保育園	民	
	すぺーす Comodo（コモド）	民	
教育施設	愛真幼稚園	民	
	小さき花園幼稚園	民	
	鳥取第一幼稚園	民	
	鳥取ルーテル幼稚園	民	
	久松小学校	市	
	遷喬小学校	市	
	日進小学校	市	
	明德小学校	市	
	鳥取西高等学校	県	
	鳥取敬愛高等学校	民	

資料：鳥取市市勢要覧、鳥取県ホームページ

(3) 大規模集客施設の立地状況

- ・鳥取市内の1,000㎡以上の大規模小売店舗数は49店舗あり、うち3,000㎡以上は19店舗、10,000㎡以上は4店舗となっている。
- ・大規模小売店舗は、中心市街地と国道及び旧国道沿線に多く分布しているが、3,000㎡以上の施設については、中心市街地と国道29号沿線に集中している。
- ・中心市街地の3,000㎡以上の大規模小売店舗は、昭和43年から平成元年までに7店舗が進出したが、うち3店舗は平成13年までに閉店している。一方、郊外における大規模小売店舗は、平成3年以降増加を続けており、平成12年に進出したイオン鳥取北ショッピングセンターは平成19年10月に増床オープンしている。(増床後32,272㎡)

表 10-3 中心市街地における大規模小売店舗の出店経緯 (3,000㎡以上)

開店	店舗名	店舗面積 (㎡)	閉店等
昭和43年11月	トスク本店	5,691	
昭和47年8月	ダイエー鳥取店	6,258	平成元年9月閉店
昭和50年9月	鳥取大丸	11,862	
昭和54年10月	鳥取駅ショッピングプラザ (シャミネ)	2,234	平成26年3月減床開店 4,901→2,234
平成元年10月	鳥取ショッピングシティ (駅南イオン)	8,378	
平成元年10月	トボス鳥取店	6,258	平成11年11月閉店
平成元年11月	ダイエー駅南店 (鳥取駅南SC)	7,066	平成13年2月閉店

資料：鳥取市

表 10-4 郊外における大規模小売店舗の出店経緯 (3,000㎡以上)

開店	店舗名	店舗面積 (㎡)	増床予定等
昭和52年1月	ウシオ鳥取店	5,629	
平成3年7月	ナンバ鳥取店、ラムー鳥取店(H17.11)	8,199	平成17年11月増床 5,996→8,199
平成6年12月	カインズホーム鳥取店FCウシオ	15,996	
平成7年7月	ハウジングランドいない河原店	3,500	
平成9年4月	鳥取A・P・I (アピー)	5,971	
平成10年11月	J Aランド	3,646	
平成11年11月	けんこうらんどショッピングタウン	6,035	
平成12年4月	イオン鳥取北SCイーストコート	32,272	平成19年10月、全体の増床開店 19,821→32,272
平成12年7月	ジャスコ鳥取北SCウエストコート	11,240	
平成12年7月	マルイ宮長店	3,595	
平成17年11月	トリニティモール (Aゾーン)	3,449	平成18年2月増床 1,901→3,449
平成17年11月	トリニティモール (Bゾーン)	4,944	平成17年12月減床 6,074→4,944
平成21年10月	デオデオ新鳥取本店	4,761	
平成22年11月	ニトリ鳥取店	5,156	
平成25年10月	スーパーセンタートライアル鳥取千代水店	4,059	
平成25年12月	テックランドNew鳥取東店	4,193	

資料：鳥取市

表 10-5 店舗面積別にみた大型小売店舗数 (鳥取市内)

店舗	1,000㎡～	1,500㎡～	3,000㎡～	6,000㎡～	10,000㎡～	計
店舗数 (店)	12	18	12	3	4	49
店舗面積 (㎡)	15,327	38,654	54,594	22,612	71,370	202,557

資料：鳥取市

[4] 都市機能の集積のための事業等

1. 市街地の整備改善のための事業 (8 事業)
2. 都市福利施設を整備する事業 (9 事業)
3. 街なか居住の推進のための事業 (10 事業)
4. 経済活力の向上のための事業 (42 事業)
5. 公共交通機関の利便性の増進を図るための事業、特定事業 (9 事業)

事業名	1	2	3	4	5
市道駅前太平線芝生広場再整備事業	●				
鳥取駅南口中央駐車場整備事業	●				
幸町棒鼻公園整備事業	●				
緑化施設等整備事業	●				
天神町4号線整備事業	●				
市道扇幸町1号線整備事業	●				
市道弥生橋通り整備事業	●				
市道山の手通り整備事業	●				
パレットとっとり市民交流ホール運営事業		●			
地域交流センター整備事業		●			
まちなか子育て支援事業		●			
鳥取市役所本庁舎建設事業		●			
防災備蓄倉庫整備事業		●			
鳥取市役所駅南庁舎整備事業(健康づくり、子育て支援)		●			
鳥取赤十字病院整備事業		●			
ふれあいホール運営事業		●			
市役所現本庁舎等跡地活用調査検討事業		●			
リノベーションまちづくり事業			●	●	
遊休不動産利活用促進事業(地域おこし協力隊設置事業)			●	●	
既存ストック活用居住促進地域連携事業			●		
空き家情報バンク運営事業			●		
まちなか空き家改修支援事業			●		
住まいネットワーク事業			●		
UJターン促進事業			●		
まちなか居住アドバイザー派遣事業			●		
まちづくり協議会運営事業			●		
まちなか居住体験施設運営事業			●		
空き店舗対策事業				●	
商店街こぎわい形成促進事業				●	
大型イベント開催事業(鳥取しゃんしゃん祭・花と木のまつり・お城まつり・土曜市)				●	
中心市街地活性化イベント支援事業				●	
市道駅前太平線賑わい空間活用事業				●	●
まちなか美術展開催事業				●	
まちなか情報発信事業				●	
鳥取市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー等設置事業				●	
旧鳥根銀行鳥取支店ビル再生事業				●	
鳥取城跡大手登城路復元整備事業				●	
JR鳥取駅周辺エリア魅力向上事業				●	

事業名	1	2	3	4	5
まちなか夜間景観形成事業				●	
まちなかデジタルサイネージ設置事業				●	
まちなか観光推進事業				●	
インバウンド促進事業				●	
起業のまち「鳥取」創造プロジェクト事業				●	
まちなかベビーカー設置事業				●	
まち歩き推進事業				●	
駅南賑わい創出空間事業				●	
まちなか観光拠点整備事業				●	
学生まちなか活動拠点事業				●	
若桜街道商店街活性化事業				●	
鳥取本通商店街活性化事業				●	
コンベンション誘致・支援事業				●	
パレットとっとり運営事業				●	
智頭街道商店街活性化事業				●	
末広温泉町商店街活性化事業				●	
五臓固ビル運営事業				●	
文化観光施設等運営事業(高砂屋運営事業・仁風閣運営事業・わらべ館運営事業)				●	
観光ボランティアガイド事業				●	
袋川環境整備事業				●	
川端界隈活性化事業				●	
鹿野街道賑わい創出事業				●	
駅前周辺賑わい創出事業				●	
まるにわガーデン活用事業				●	
民藝館通り周辺活性化事業				●	
駅周辺機能強化調査検討事業				●	
まちなか観光促進事業				●	
中心市街地賑わい活力向上事業				●	
鳥取駅周辺フリーWi-Fi整備事業				●	
コミュニティバス購入事業					●
100円循環バス実証実験事業					●
100円循環バス「くる梨」ギヤッシュレス導入整備事業					●
EV(電気自動車)シェアリング事業					●
100円循環バス「くる梨」運行事業					●
レンタサイクルステーション整備事業					●
市宮駐輪場運営事業					●
まちなかシェアサイクル推進事業					●

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

本基本計画に掲げる事業については、実践的・試行的な活動に裏打ちされるなど、厳選されたものであることに留意した。

○各事業における試行的な取り組み

・鳥取市 100 円循環バス「くる梨」運行事業

平成 14 年度から実験運行を開始した鳥取市 100 円循環バス事業は、乗降調査・アンケート調査によって運行コースの変更を行い、現在は本格運行している。年間約 38 万人の利用者があり、中心市街地の利便性向上に寄与している。

現在も利用者の意見等をもとに、運行コースの改善等を行っており、平成 19 年 10 月からは鳥取城跡周辺地域の運行を充実、平成 25 年度からは、現行の赤コース、青コースに加え、中心市街地区域内を南北方向に循環する緑コースを新設した。今後、令和元年度の市役所本庁舎の移転にあわせて運行経路の見直しを行う。

・鳥取駅前・賑わいのまちづくり実証事業

鳥取環状道路の開通により、中心市街地の自動車交通量が減少したこと、商店街(サンロードを含む街区)への鳥取駅からのアクセスが不便であること等を踏まえ、鳥取大丸前の車線数を減らし、道路空間を歩行者中心の賑わい空間とすることにより、商店街への鳥取駅からのアクセス改良と地区一帯の回遊性を向上させることを目的として実証実験を実施した。

期間は平成 20 年 10 月 4 日～13 日の 10 日間で、道路空間を天然芝のオープンカフェ、バザール広場とし、駅前交差点に臨時横断歩道を設置、民間駐車場と連携することによりまちなかパーク&ライド等を行った。

期間中の推計来街者数は約 10 万人にのぼり、休日では通常時の 4 倍の賑わいとなった。

・鳥取まちなか・賑わいのまちづくり実証事業

平成 20 年度の実証実験の結果を踏まえ、平成 21 年度では駅前通り(サンロードを含む街区)へエリアを拡大し、地域住民、地元商店街が主体となり道路空間を活用した駅前全体の賑わいの創出に取り組んだ。

期間は平成 21 年 9 月 14 日～23 日の 10 日間で、道路空間を部分的に芝生広場化してキッズコーナーや足湯を設置、時間貸駐車場の一部を無料開放した。

期間中の推計来街者数は約 16 万 7 千人にのぼり、休日では通常時の約 2.4 倍の賑わいとなった。

・鳥取まちなか・賑わいのまちづくり実証事業(まちなか交通実験)

だれもが自転車に危険を感じたり、駐輪に邪魔されることなく、安全で快適に通行することのできる環境づくりに向けたデータ収集を目的として、まちなか交通実験を実施した。

期間は平成 22 年 11 月 15 日からの 4 週間で、鳥取駅から袋川にいたる駅前通り、本通りの車道に自転車道、歩道に駐輪スペースを設置する道路空間の運用を行った。

実験に関するアンケートでは、自転車道の設置に関しては歩行者及び自転車利用者の 5 割

以上が肯定的な回答であった。また、車道幅員減少にもかかわらず、自動車の交通渋滞はほとんど生じなかったものの、ドライバーからは円滑な運行を阻害されたとの意見や、バス、タクシーの乗降客にとっての危険性の指摘があった。駐輪スペースの設置に関しては、自転車利用者の約8割が肯定的な回答であった。

・鳥取西町コーポラティブハウスモデル事業

中心市街地における空き地や駐車場などの低未利用地の増加や人口減少を受け、新たな住宅供給方式として、平成23年4月より、西町二丁目の市有地を活用した「定期借地方式によるコーポラティブハウスモデル事業」（事業者：まちムラの会）を実施した。

事業地は、近隣商業地域内の790.65㎡で、木造2階建て住宅5棟(床面積は一戸あたり100～120㎡)と、共有スペースが計画されており、平成24年12月から、5組の家族の中心市街地生活がスタートしている。

今後、これらの方式の民間への波及を目指している。

【2】都市計画等との調和

(1) 第10次鳥取市総合計画（平成28年4月）

本市では、一極集中型の都市構造ではなく、中心市街地と地域生活拠点を有機的に結ぶ多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりを進めている。この中で、まちづくりを支える都市の姿として、中心市街地を次のように位置付けている。

「中心市街地は、行政、商業、医療、福祉、交通、教育、文化等の都市機能が集積した、本市ならびに鳥取県東部圏域の中心拠点です。

都市機能と居住の集積を活かした魅力と賑わいのある中心市街地への再生を進めます。」

また、中心市街地の活性化に係る施策として、①まちなか居住の推進、②商業の活性化、③鳥取駅周辺のにぎわいの創出、④鳥取城跡周辺の観光交流の促進、⑤遊休不動産を活用したまちづくりの推進、⑥魅力あるまちづくりの推進を挙げている。

(2) 鳥取市都市計画マスタープラン（平成29年3月改定）

既に高度な都市機能が集積している中心市街地を「中心拠点」、身近な生活サービス機能が集積している総合支所周辺などを「地域生活拠点」と定め、各拠点が提供するサービスを役割分担し、各拠点やその他の集落地をバスなどの公共交通で効率的に結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指している。そのうえで、中心拠点を次のとおり位置付けている。

「中心市街地を「中心拠点」として位置付け、市域の中心として、行政中枢機能・福祉・子育て・商業・業務・医療・金融・教育・文化などの多様な高次都市機能の集積と新たな文化・産業の創出及びそれらが市域全域に波及するための環境づくりを進め、賑わいと活気ある山陰地方をリードする中核市としての「求心力」を高めます。

市域内外の人々が活発に交流する中心拠点として、公共交通の高いサービス水準を維持します。また、全市民が利用する高次都市機能の維持・充実と長期的な視点に基づく居住の促

進を図り、高い人口密度を維持します。」

また、中心拠点の整備方針として、①まちなか居住の推進、②商店街の活性化、③高次都市機能の集積、④交通環境の改善、⑤新たな賑わい空間の創出、⑥回遊性の向上を挙げている。

〔3〕 その他の事項

本市では、平成 27 年 9 月に「鳥取市人口ビジョン」及び「鳥取市創生総合戦略」を策定した。このうち鳥取市創生総合戦略では、次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’、誰もが活躍できる‘しごとづくり’、賑わいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’を3つの柱に掲げ、「郷土愛を育み人がつながるまちむら創生」を進めることにしている。このうち、賑わいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’においては、個性を生かした中山間地域、中心市街地の活性化を進め、快適で安心して暮らせるまちづくりを推進することにしている。

また、本市の合併・周辺地域の中心である地域生活拠点と中心市街地を結ぶ公共交通の確保は、多極型ネットワーク型のコンパクトなまちづくりの実現のために重要な課題であり、本市独自の公共交通確保策の確立に向けて関係機関との連携を図っている。平成 24、25 年度に鳥取市南部地域、平成 28 年度に鳥取市南東部地域においてバス路線網の再編に向けた実証運行を行い、本格運行を開始している。

平成 26 年 2 月には鳥取城跡周辺における賑わいと交流を促進するため、「鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョン」を策定した。中心市街地における観光客増や地域間交流の拡大をめざし、市街地のランドマークとなっている「史跡鳥取城跡」を貴重な観光資源と捉え、これを拠点とした市内周遊の実現を図る取り組みを進めている。

平成 28 年 7 月には「鳥取市スマートエネルギータウン構想」を策定し、エネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」を推進することにより、人口減少の進展や防災的な観点を見据えたまちづくりや、地域エネルギー産業の活性化、地域経済の好循環、雇用の創出など、地方創生を進める一つの柱として積極的に取り組んでいくこととしている。

このほか、平成 17 年 3 月に策定した「鳥取市次世代育成行動計画」を継承する「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念とし、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、鳥取市の未来を担うすべての子どもが明るく健やかに成長できる都市を目指している。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	<p>「交流による活気のあるまち」、「誰もが豊かに暮らせるまち」の2つの基本方針を掲げ、官民が一体となって中心市街地の活性化を推進することを記載している。</p> <p>意義については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。</p> <p>目標については、「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。</p>
	認定の手續	<p>鳥取市中心市街地活性化協議会を組織し、協議会の意見を取り入れた基本計画を策定している。</p> <p>「9. -[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載。</p>
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	<p>中心市街地の位置及び区域は、都市機能が集積し、経済活力が盛んであるなど各要件を満たしている。</p> <p>「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載。</p>
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	<p>市内部の庁内委員会や有識者で構成する計画検討委員会での検討や、鳥取市中心市街地活性化協議会との意見交換を行った。その他、市民政策コメントや、地元自治会並びに地元商店街振興組合との意見交換会等を実施した。そのうえで、鳥取市中心市街地活性化協議会からの意見を受けて計画を策定。</p> <p>「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」並びに「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載。</p>
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	<p>本市の総合計画と都市計画マスタープランには、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現と都市機能の集積の考え方を明示しているほか、準工業地域全地域を対象とした大規模集客施設の立地制限を平成19年11月に都市計画決定した。</p> <p>「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載。</p>
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	<p>個別事業については、実践的・試行的活動に取り組んできた。第10次総合計画や都市計画マスタープランとの調和も図っている。</p> <p>「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載。</p>

第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	中心市街地の活性化を実現 するために必要な4から8 までの事業等が記載されて いること	「地域資源等を活かした交流人口の拡大」、 「回遊・滞在による経済活力の向上」、「若年層 のまちなか暮らしの促進」の達成のため、市街 地の整備改善をはじめとする必要な事業を記 載している。 「4.～8.－[2]具体的事業の内容」に記載。
	基本計画の実施が中心市街 地の活性化の実現に相当程 度寄与するものであること が合理的に説明されている こと	記載している事業の実施が、数値目標の達成 に寄与することを、具体的かつ合理的に説明し ている。 「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載。
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	概ねの事業について、事業主体が特定され、 実施主体を記載している。 「4.～8.－[2]具体的事業の内容」に記載。
	事業の実施スケジュールが 明確であること	概ねの事業について、令和4年度までの計画 期間内に完了、もしくは着手を見込んでおり、 実施時期を記載している。 「4.～8.－[2]具体的事業の内容」に記載。

鳥取市中心市街地活性化基本計画
平成30年4月

編集

鳥取市都市整備部 中心市街地整備課

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町7-1番地

TEL：(0857) 30-8331

FAX：(0857) 20-3953

E-mail：shigaichiseibi@city.tottori.lg.jp

鳥取市公式ウェブサイト：<https://www.city.tottori.lg.jp/>